

第３期
河北町　子ども・子育て支援事業計画

令和７年３月

河北町

安心して子育てができるまちを目指して



河北町長

森　谷　俊　雄

「こども」は町の宝であり、未来への希望です。河北町の未来を担うかけがえのない存在であるこどもたちが、生命の尊さを学び、力強く生き抜く心を育みながら、夢と希望を持ち、健やかで幸せに育つことは、町民みんなの願いです。

現代の子育て環境は、少子化や核家族化、共働き家庭の増加といった社会変化により、ますます厳しさを増しています。地域のつながりや支えが以前に比べて薄れ、子育てを取り巻く課題は多様化しています。こうした背景の中で、地域全体が一丸となってこどもたちを支えることが、ますます重要な課題となっています。

本町では、平成 23 年に「子育て基本条例」を制定し、町全体で子育て支援に取り組んでまいりました。さらに、令和３年３月に策定した第８次河北町総合計画では、「オールかほくで応援する子育て支援」を掲げ、結婚・出産・子育てにわたる切れ目のない支援や子育て環境の整備に重点的に力を注いできました。

さらに、令和６年10月１日には、町制施行70周年にあたり「かほくっこ」こどもみらい応援宣言を行い、少子化が進む中で、今こそこどもたちが健やかに育ち、幸せな未来を築ける社会の実現に向けて取り組んでいくこととしました。この宣言に基づき、結婚・出産・子育ての一貫した支援体制の強化や、地域全体での支援の推進、企業・事業者の協力を得て、こどもや子育て家庭を応援する町づくりを加速してまいります。

第３期子ども・子育て支援事業計画は、こうした未来への取組を具体化し、実行に移すための重要な指針であり、河北町の未来を担うこどもたち、そして子育て世代が安心して育ち、夢を描ける環境を作るため、町民の皆さまと力を合わせてさらに前進してまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、河北町子ども・子育て会議委員の皆様には大変貴重なご意見、ご提言をいただきましたとともに、ニーズ調査にご協力いただきました町民の皆様並びに関係各位に心よりお礼を申し上げます。

令和７年３月

目 次

第１章 計画の概要 1
１．計画策定の趣旨 3
（１）計画の目的 3
（２）国の制度の動向 4
２．計画の位置付け 6
３．計画の期間 6
４．計画の策定方法 7
第２章 本町の子ども・子育てを取り巻く現状 9
１．本町の概況 11
（１）人口の状況 11
（２）子どもがいる世帯の状況 12
（３）婚姻や出生の状況 14
（４）女性の労働力率の推移 15
（５）教育・保育を取り巻く状況 16
２．教育・保育事業の実施状況 21
（１）教育・保育事業 21
（２）地域子ども・子育て支援事業 24
３．第２期計画記載事業の進捗状況 32
（１）施策・事業の実施状況 32
（２）施策・事業の進捗評価 32
（３）施策・事業の今後の取組方向 33
（４）第３期計画からの新規事業 33
４．アンケート調査結果のポイント 34
（１）調査の概要 34
（２）調査結果の概要 35
第３章 計画の方向性 57
１．基本理念 59
（１）基本理念 59
（２）計画推進の考え方 60
２．基本目標 62
（１）計画の基本的な視点 62
（２）基本目標 63
３．施策の体系 64
第４章 施策の展開 65
基本目標１ 地域における子育て支援 67
１．教育・保育事業の推進 67
（１）施設型給付事業 67
（２）地域型保育給付事業 68
（３）届出保育施設等事業 68
（４）待機児童対策 68
２．地域子ども・子育て支援事業の推進 69
（１）相談支援事業 69
（２）訪問系事業 70
（３）通所系事業 71
（４）その他の地域子ども・子育て支援事業 73

３．子育て支援のネットワークづくり…… 74
基本目標２　子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備 …… 75
１．子どもの「生きる力」の育成に向けた学校教育の整備…… 75
２．家庭や地域の教育力の向上…… 75
３．子どもたちが健やかに育つ環境の整備 …… 77
基本目標３　妊産婦・母親及び乳幼児等の健康確保と増進…… 78
１．子どもと母親の健康支援 …… 78
２．食育の推進…… 79
３．思春期保健対策の充実 …… 79
４．小児保健・医療の充実…… 80
基本目標４　特別な支援を必要とする児童・家庭への支援…… 81
１．児童虐待及び非行防止対策の充実 …… 81
２．ひとり親家庭への支援…… 83
３．障がい児施策の充実…… 83
基本目標５　子ども等の安全の確保…… 84
１．子どもの交通安全を確保するための活動の推進…… 84
２．子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進…… 85
３．被害にあった子どもの保護の推進…… 85
基本目標６　子育てを支援する生活環境の整備…… 86
１．居住環境の整備…… 86
（１）良質な地域環境の確保…… 86
（２）良質な居住環境の確保…… 86
２．経済的支援 …… 86
３．情報提供…… 88
基本目標７　仕事と子育てとの両立の推進 …… 89
１．多様な働き方の実現…… 89
２．働き方の見直し…… 90
第５章　子ども・子育て支援事業の確保の方策 ……91
１．教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保の方策 …… 93
（１）教育・保育の量の見込み…… 93
（２）教育・保育の量の確保策 …… 93
２．地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保の方策 …… 95
第６章　計画の推進……99
１．計画の推進体制……101
（１）子ども・子育て会議による進捗評価……101
（２）庁内における進捗評価の体制……101
（３）関係機関等との連携……101
（４）計画の周知……101
２．関係者の役割 ……102
３．進捗評価の仕組み ……103
資料編…… 105
１．計画策定の経緯……107
２．河北町子ども・子育て会議委員 ……108
（１）河北町子ども・子育て会議委員……108
（２）河北町子ども・子育て支援事業計画策定会議委員 ……109

第１章　計画の概要

１．計画策定の趣旨

（１）計画の目的

子ども・子育て支援事業計画は、就学前と小学生の児童を対象に、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、地域の子育て支援の一層の充実、保育の量的拡大・確保を図ることを目的として策定するものです。

本町では、令和２年３月に「第２期　河北町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、幼稚園や認定こども園等の教育・保育について必要な量を定めるとともに、就学前の子どもの一時預かりや地域子育て支援拠点事業等の様々な子育て支援の事業についても提供体制を整備してきました。また、地域の実情に応じた質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が総合的かつ効率的に提供されるよう、様々な施策を計画的・総合的に推進してきました。

しかしながら、子どもや子育て家庭に対する支援の必要性は依然として高く、さらに働き方改革等、子育てや暮らしのあり方が多様化していく中で、保護者がどのように子育てしたいか、働きたいか、暮らしたいか、といった当事者の視点に立った子育て支援が今後は重要になるものと思われます。

令和５年には「こども基本法」が施行され、「こども大綱」が策定される等、子どもや子育て支援を取り巻く状況も変化してきています。

そこで、引き続き教育・保育の提供量に着目した視点を大切にするとともに、本町の子どもとその家族が幸せに住み続けることができるよう、子育て支援の各事業を地域の協力のもと、計画的に子育て支援を行っていくために、「第３期　河北町子ども・子育て支援事業計画」を策定するものです。

（２）国の制度の動向

【国の制度の動向】

時期	取組	内容
平成 15 年（2003 年）	少子化社会対策基本法施行	少子化に対処するために講ずべき施策の基本となる事項とその他の事項を規定
平成 17 年（2005 年）	次世代育成支援対策推進法施行	少子化の進行等を踏まえ、子どもの出生や育成における環境整備を図るための理念を定めるとともに、地方公共団体及び事業主は、行動計画の策定等の次世代育成支援対策を今後 10 年間において重点的に推進
平成 18 年（2006 年）	新しい少子化対策について	「子ども・子育て応援プラン」の着実な推進に加え、妊娠・出産から高校・大学生になるまで、子どもの成長に応じた総合的な子育て支援策や働き方の改革、社会の意識改革のための国民運動等を推進
	「認定こども園」の制度創設	就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能と地域における子育て支援の機能をあわせ持った施設
平成 19 年（2007 年）	「放課後子どもプラン」の創設	文部科学省の「放課後子供教室推進事業」と厚生労働省の「放課後児童健全育成事業」を一体的あるいは連携して実施
	「子どもと家族を応援する日本」重点戦略	「仕事と生活の調和」、「就労と子育ての両立、家庭における子育てを包括的に支援する枠組みの構築」の２点を車の両輪として推進
平成 20 年（2008 年）	「新待機児童ゼロ作戦」	希望するすべての人が安心して子どもを預けて働くことができる社会を目指して保育施策を質・量ともに充実・強化
平成 22 年（2010 年）	「子ども・子育てビジョン」閣議決定	「子どもが主人公（チルドレン・ファースト）」、「少子化対策から子ども・子育て支援へ」、「生活と仕事と子育ての調和」という視点で、子どもと子育てを応援する社会を目指す
	子ども・子育て新システム検討会議設置	幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築について検討を開始
	子ども・若者育成支援推進法施行	子ども・若者の健やかな育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするため、総合的な育成支援を推進
平成 24 年（2012 年）	子ども・子育て関連３法公布	「子ども・子育て支援法」「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の３法の公布
平成 26 年（2014 年）	子どもの貧困対策の推進に関する法律施行	生まれ育った環境によって左右されず、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境の整備と教育機会の均等を図るための対策を総合的に推進
	次世代育成支援対策推進法の一部改正の公布	法律の有効期限を 2025（令和７）年３月 31 日まで 10 年間の延長
	「放課後子ども総合プラン」の策定	次代を担う人材を育成し、加えて共働き家庭が直面する「小１の壁」を打破する観点から、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な実施を中心に両事業の計画的な整備を推進
平成 27 年（2015 年）	子ども・子育て支援新制度の施行	子ども・子育て関連３法に基づく子ども・子育て支援新制度の施行
	子ども・子育て本部の設置	平成 27 年４月の子ども・子育て支援新制度の施行にあわせて、内閣府に、内閣府特命担当大臣（少子化対策）を本部長とし、少子化対策及び子ども・子育て支援の企画立案・総合調整並びに少子化社会対策大綱の推進や子ども・子育て支援新制度の施行のための新たな組織である子ども・子育て本部を設置

時期	取組	内容
平成 28 年（2016 年）	子ども・子育て支援法の一部改正の施行	一億総活躍社会の実現に向けて、事業主拠出金制度の拡充、事業所内保育業務を目的とする施設等の設置者に対する助成及び援助を行う事業（仕事・子育て両立支援事業）を創設
	ニッポン一億総活躍プランの策定	「夢をつむぐ子育て支援」等の「新・三本の矢」の実現を目的とする「一億総活躍社会」の実現に向けたプランを策定するとともに、「希望出生率 1.8」の実現に向けた 10 年間のロードマップを示す
	児童福祉法等の一部改正の公布	児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策のさらなる強化等を図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、母子健康包括支援センターの全国展開、市町村及び児童相談所の体制の強化等を定める
平成 29 年（2017 年）	「働き方改革実行計画」の策定	平成 28 年９月より、内閣総理大臣を議長とする「働き方改革実現会議」が開催され、時間外労働の上限規制のあり方など長時間労働の是正、同一労働同一賃金の実現などによる非正規雇用の処遇改善等をテーマに討議が行われ、平成 29 年３月に「働き方改革実行計画」が取りまとめられる
	「子育て安心プラン」の策定	令和２年度末までに待機児童を解消するとともに、令和４年度末までの５年間で 25～44 歳の女性就業率 80%に対応できる約 32 万人分の保育の受け皿を整備
	「新しい経済政策パッケージ」閣議決定	消費税引き上げによる財源を活用し、待機児童対策の前倒しや３～５歳の子どもの幼稚園、保育所、認定こども園等の費用を無償化する方針を打ち出す
平成 30 年（2018 年）	「新・放課後子ども総合プラン」の策定	放課後児童クラブの待機児童の早期解消、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施の推進等を盛り込んだ今後５年間の計画を策定
令和元年（2019 年）	子ども・子育て支援法の一部改正の施行	子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、３～５歳の子ども及び住民税非課税世帯の０～２歳の保育の必要性がある子どもの幼稚園、保育所、認定こども園等の利用者負担額を無償化
令和２年（2020 年）	「少子化社会対策大綱」閣議決定	基本的な目標として「希望出生率 1.8」の実現を掲げ、ライフステージに応じた総合的な少子化対策を大胆に進めるとしている
	「新子育て安心プラン」公表	待機児童の解消を目指し、女性の就業率の上昇を踏まえた保育の受け皿整備、幼稚園やベビーシッターを含めた地域の子育て資源の活用を進めるために取りまとめられる
令和３年（2021 年）	「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」閣議決定	常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えて、こどもの視点で、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しすること、そのための新たな司令塔として、こども家庭庁を創設すること等が取りまとめられる
令和５年（2023 年）	こども家庭庁 設置	こどもが、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができる社会の実現に向けて、こどもと家庭の福祉の増進・保健の向上等の支援、こどもの権利利益の擁護を任務とするこども家庭庁が創設される
	「こども基本法」施行	こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、すべてのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としている
	「こども大綱」策定	こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定めるもの
令和６年（2024 年）	「こどもまんなか実行計画」	こども大綱に基づく幅広いこども政策の具体的な取組を一元的に示したアクションプラン

２．計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」となります。

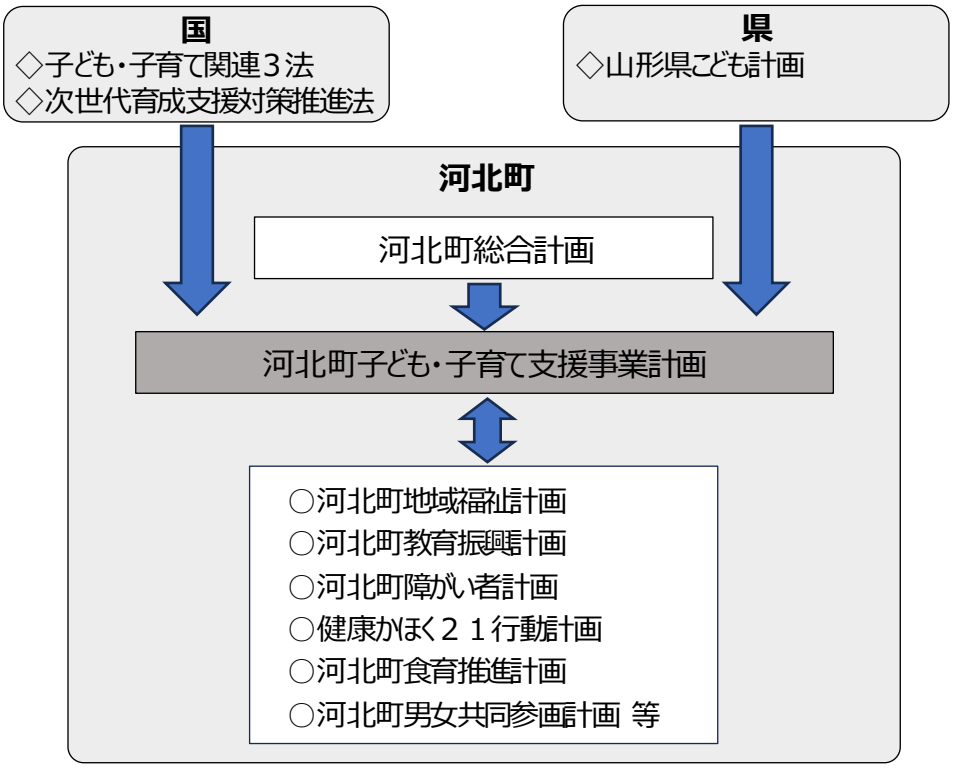
町の基本方針に関する上位計画である「第８次河北町総合計画」やそのほかの諸計画等、子どもの福祉や教育に関する部分において他の計画とも整合を図り、調和を保った計画の推進を図ります。

【子ども・子育て支援法（抜粋）】

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第 61 条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

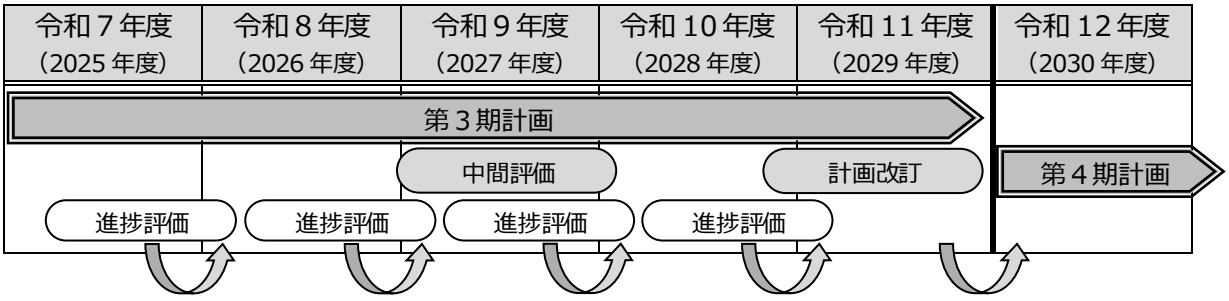
【諸計画の関係】



３．計画の期間

令和７～11 年度（2025～2029 年度）の５年間とします。

なお、計画期間中に法制度の変更や社会状況の変化等が生じた場合には、中間年を目安として計画の見直しを行うこととします。



４．計画の策定方法

（１）河北町子ども・子育て会議による協議

子ども・子育て支援に関する幅広い協議を行うために、子どもの保護者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、教育関係者、関係行政機関等で構成する「河北町子ども・子育て会議」で計画内容の検討を行いました。

（２）庁内関係課による協議

行政内部での子ども・子育て支援に関する施策等の連携を図るために、関係課で協議し、計画内容の調整を行いました。

（３）ニーズ調査の実施

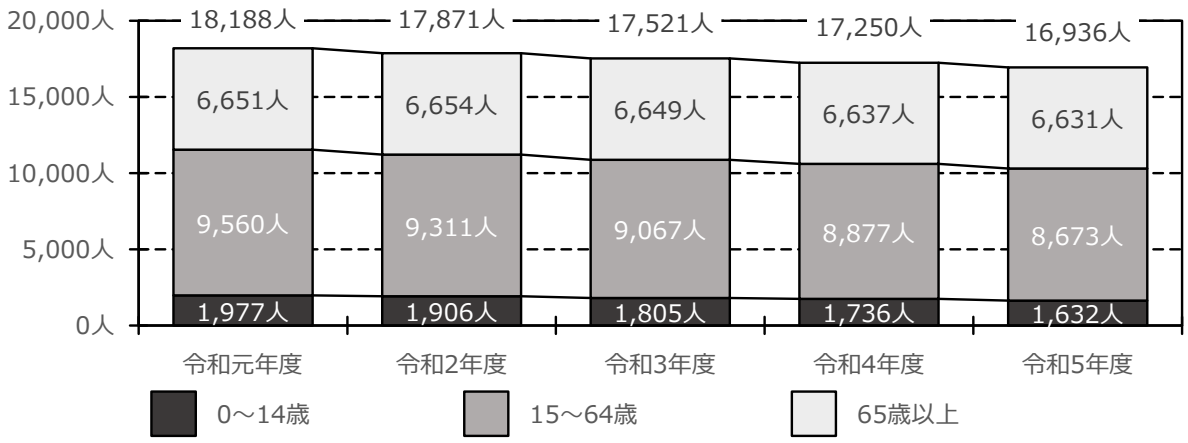
就学前児童の保護者と小学生の保護者、小学生本人を対象に、子育てに関する生活実態やニーズの数値化等の基礎データを把握するためにニーズ調査を実施しました。

第２章　本町の子ども・子育てを取り巻く現状

１．本町の概況

（１）人口の状況

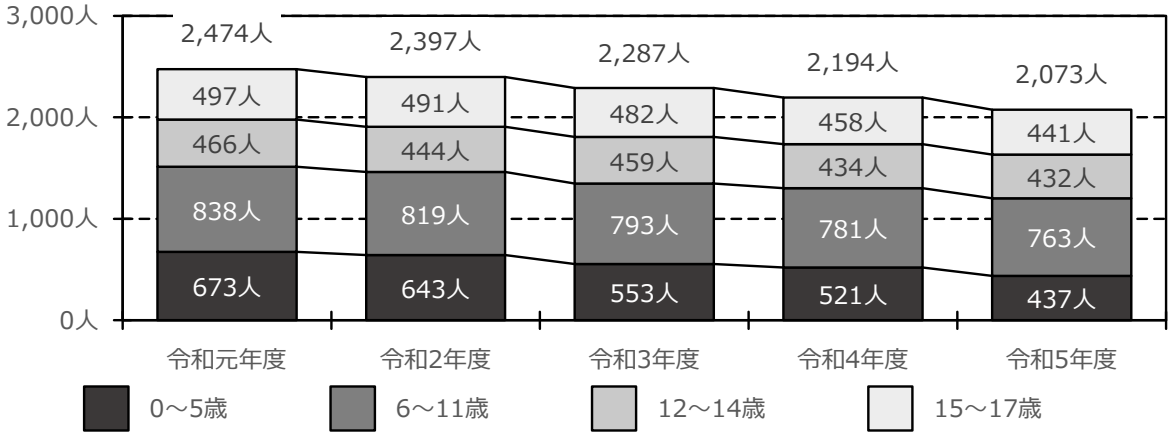
１）人口の推移



資料：各年度末現在、住民基本台帳

令和元年度からの総人口の推移をみると、令和元年度には 18,188 人でしたが、年々減少し、令和５年度には 16,936 人と、令和元年度から 1,252 人の減少となっています。

２）18 歳未満人口の推移

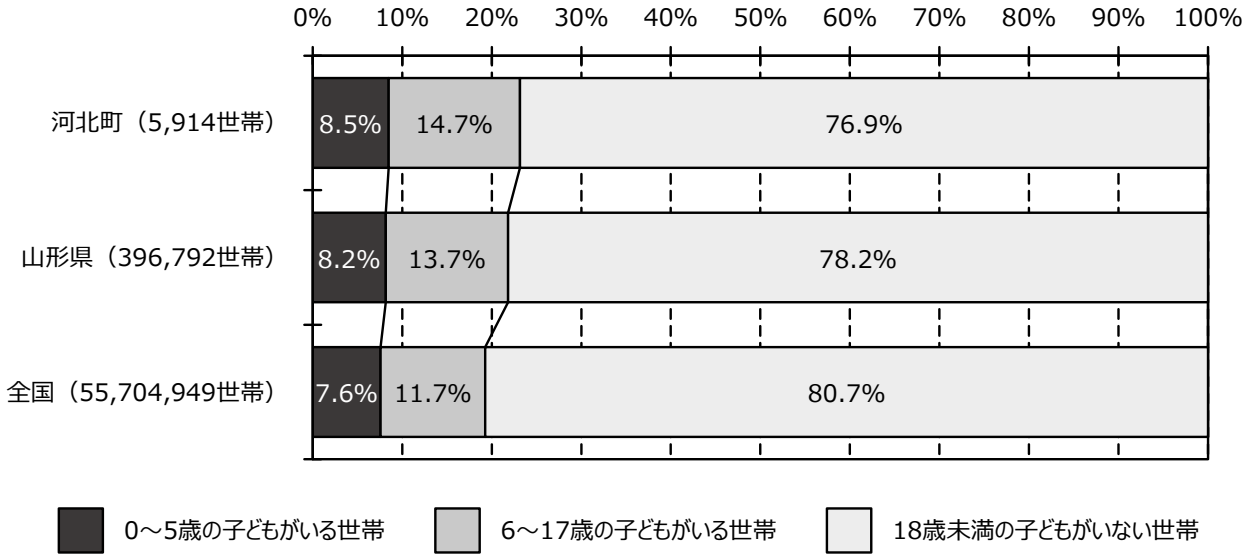


資料：各年度末現在、住民基本台帳

18 歳未満人口も減少傾向にあり、令和５年度には 2,073 人となっています。
特に０～５歳の減少傾向が顕著となっており、令和５年度は 437 人と、令和元年度の６割程度にまで減少しています。

（２）子どもがいる世帯の状況

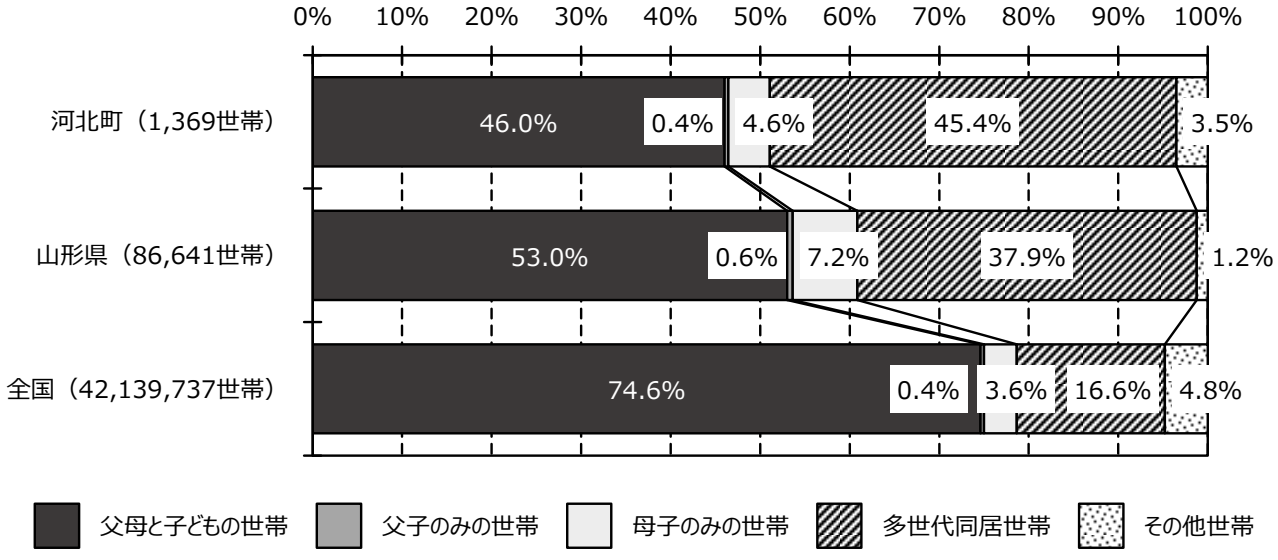
１）18 歳未満の子どもがいる世帯の割合



資料：国勢調査（令和２年）

０～５歳の子どもがいる世帯の割合は 8.5%、６～17 歳未満の子どもがいる世帯の割合は 14.7%で、山形県や全国に比べるとわずかに割合が高いものの、ほぼ同じ水準となっています。

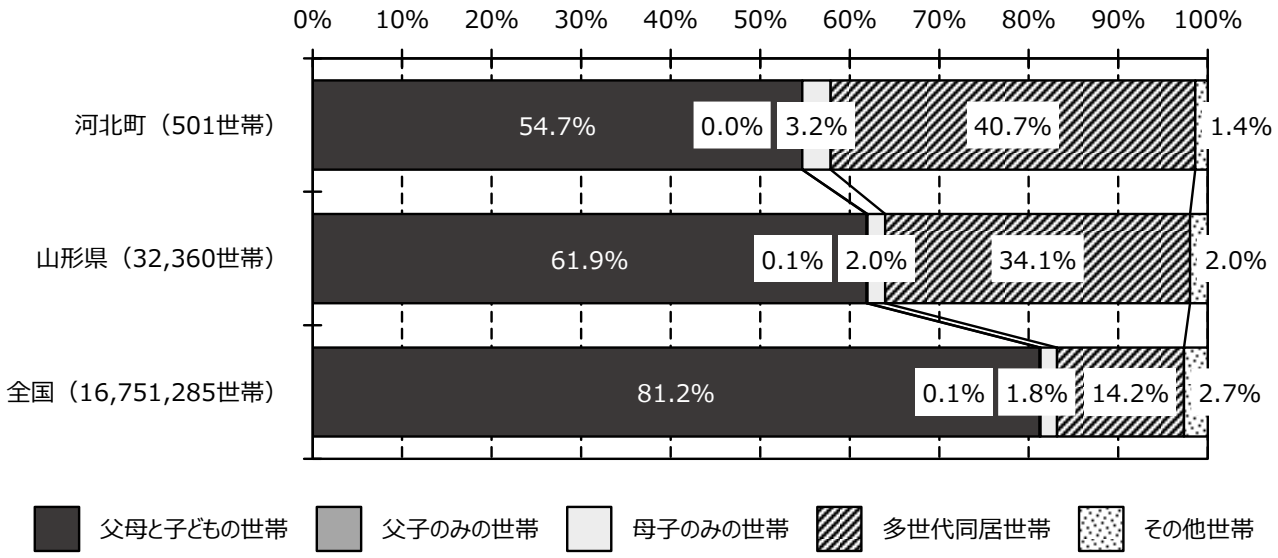
２）18 歳未満の子どもがいる世帯の種類



資料：国勢調査（令和２年）

18 歳未満の子どもがいる世帯の種類をみると、多世代同居世帯が 45.4%と４割以上を占め、山形県や全国よりも高い割合となっています。

3） 6歳未満の子どもがいる世帯の種類

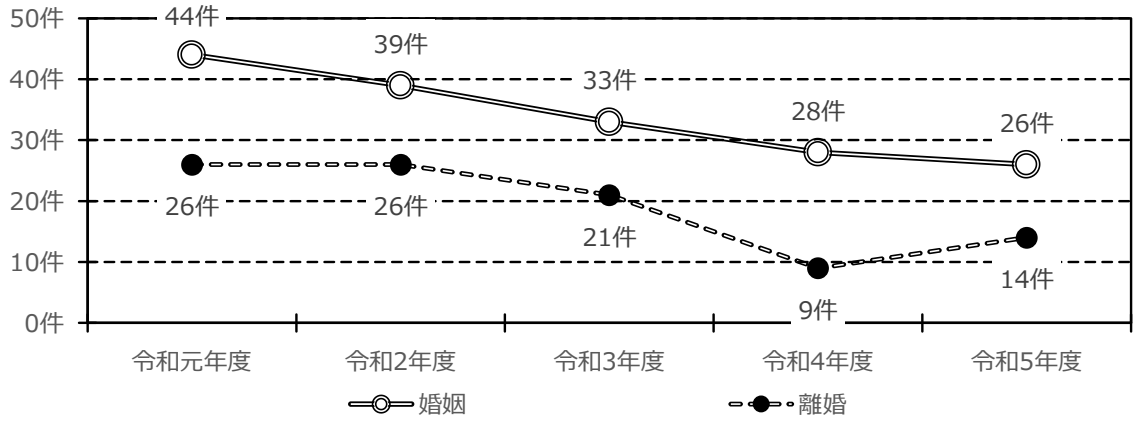


資料：国勢調査（令和2年）

6歳未満の子どもがいる世帯の種類をみると、多世代同居世帯が 40.7%で、山形県や全国よりも高い割合となっています。

（３）婚姻や出生の状況

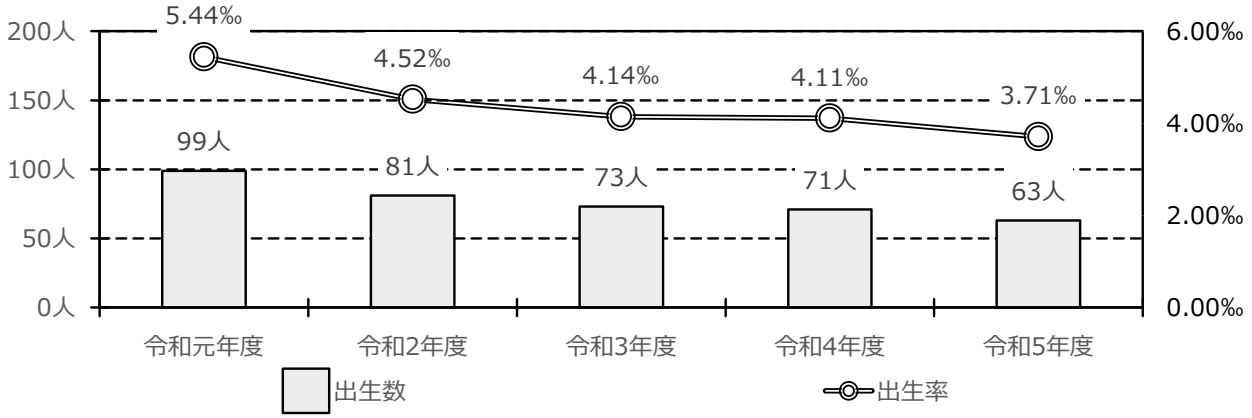
１）婚姻・離婚数の推移



資料：税務町民課資料 ※本籍人届出分をカウント

婚姻数は減少傾向にあり、令和５年度は 26 件となっています。
離婚数も令和５年度は 14 件と前年より増加しまたが、全体としては減少傾向にあります。
各年度、婚姻数は離婚数を上回っています。

２）出生の推移

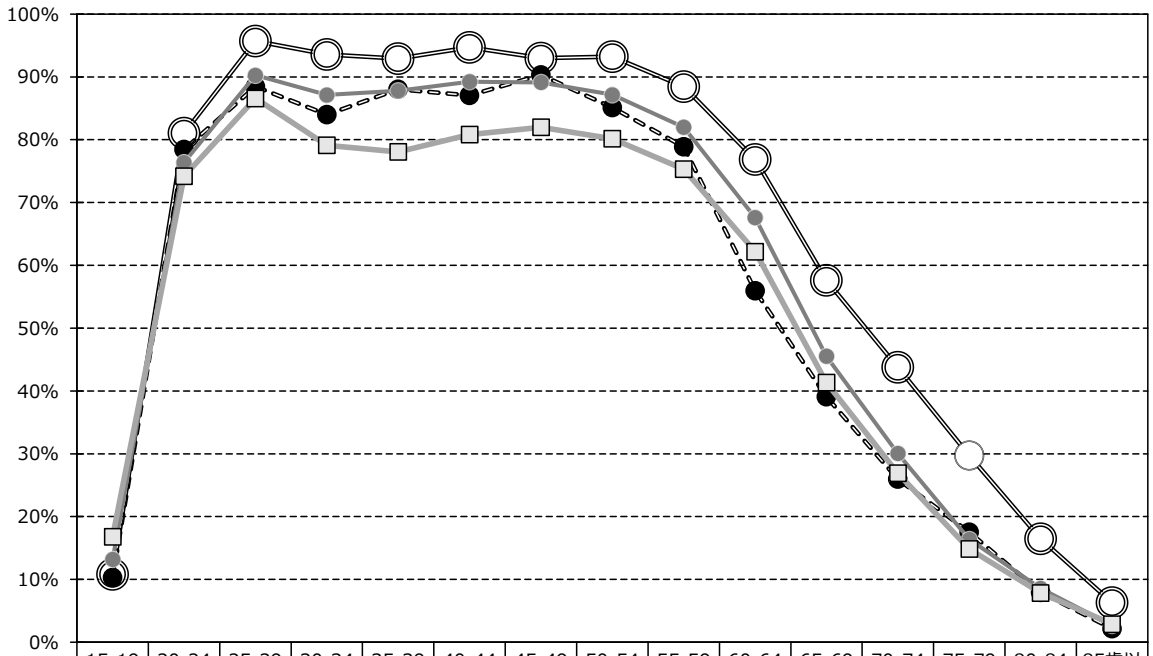


資料：山形県社会的移動人口調査

※出生率（‰）＝当年出生数／前年人口×1,000

出生数は減少傾向にあり、令和５年度には 63 人となっています。
出生率も年々低下しており、令和５年度は 3.71‰となっています。

（４）女性の労働力率の推移



	15-19歳	20-24歳	25-29歳	30-34歳	35-39歳	40-44歳	45-49歳	50-54歳	55-59歳	60-64歳	65-69歳	70-74歳	75-79歳	80-84歳	85歳以上
河北町（R2）	10.8%	81.0%	95.7%	93.6%	92.9%	94.7%	93.0%	93.2%	88.5%	76.9%	57.6%	43.8%	29.7%	16.5%	6.3%
河北町（H27）	10.3%	78.4%	88.4%	84.0%	88.0%	87.1%	90.3%	85.1%	78.9%	55.9%	39.1%	26.0%	17.5%	7.9%	2.1%
山形県（R2）	13.2%	76.4%	90.3%	87.1%	87.8%	89.2%	89.1%	87.2%	82.0%	67.6%	45.5%	30.1%	16.4%	8.6%	2.7%
全国（R2）	16.8%	74.2%	86.6%	79.1%	78.1%	80.8%	82.0%	80.2%	75.3%	62.2%	41.3%	26.9%	14.9%	7.8%	2.9%

資料：国勢調査（平成 27 年、令和２年）

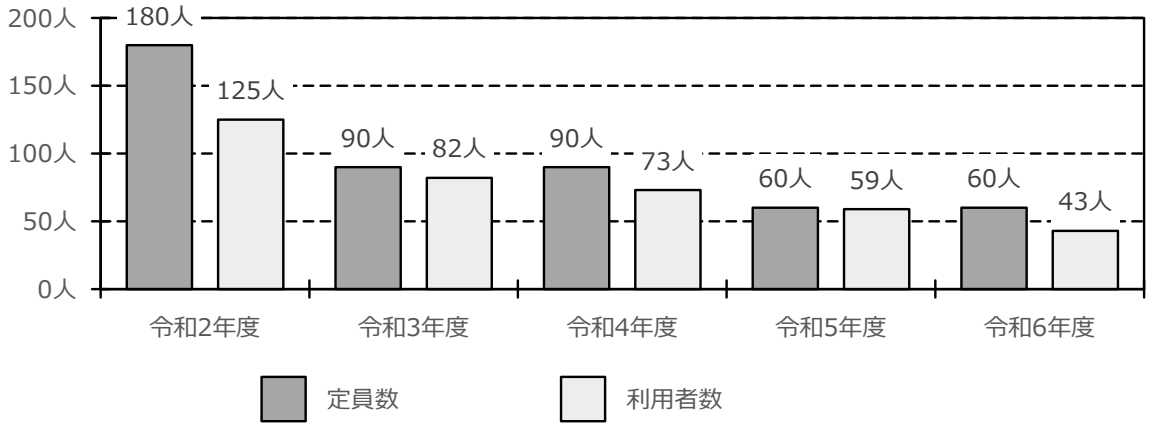
※労働力率（%）＝労働力人口／15 歳以上人口×100

女性の労働力率の推移をみると、令和２年の 25～54 歳までの労働力率は９割を超えており、30～39 歳にかけて若干低下するものの、M 字カーブはほぼ解消しています。

平成 27 年に比べるといずれの年齢においても労働力率は上昇しており、令和２年の山形県や全国と比べても高い水準となっています。

（５）教育・保育を取り巻く状況

１）幼稚園の状況



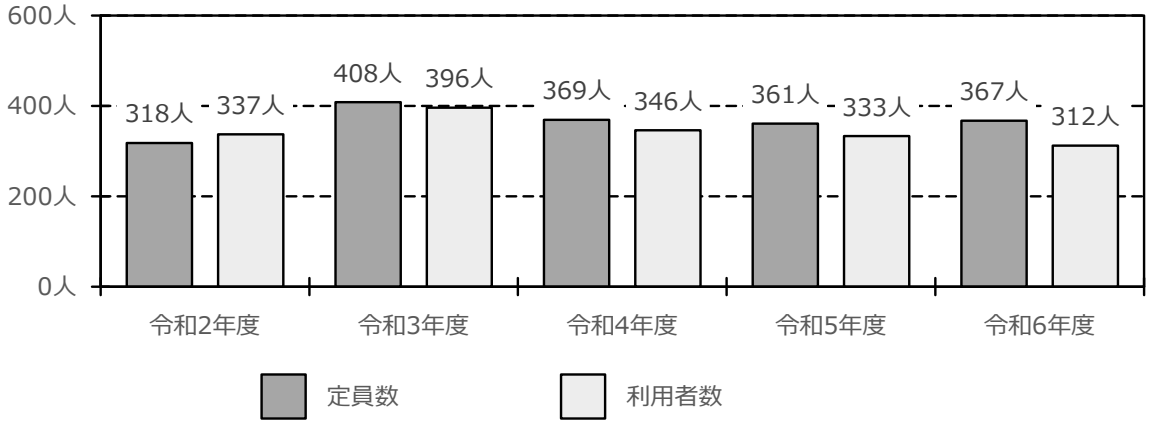
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
幼稚園	箇所数	2か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	定員数	180人	90人	90人	60人	60人
	利用者数	125人	82人	73人	59人	43人

資料：各年度４月１日現在、こどもみらい課資料

幼稚園は、令和２年度までは河北幼稚園、ひかり幼稚園の２園ありましたが、令和３年度にひかり幼稚園が認定こども園に移行したことにより、幼稚園は１か所となっています。

定員数は令和３年度に 90 人、令和 5 年度に 60 人に見直しされており、定員数に占める利用者数の割合をみると、定員数の見直しがされた年は 9 割以上とほぼ定員数と利用者数が一致していますが、翌年には 7～8 割程度まで割合が減少しています。

2）認定こども園の状況



		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
認定こども園	箇所数	2か所	3か所	3か所	3か所	3か所
	定員数	318人	408人	369人	361人	367人
	利用者数	337人	396人	346人	333人	312人

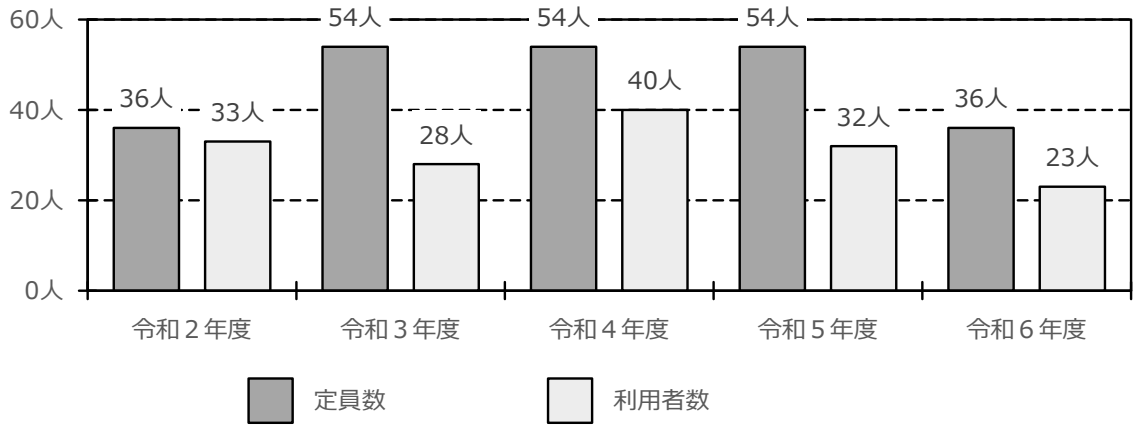
資料：各年度４月１日現在、こどもみらい課資料

認定こども園は、平成 28 年度以降かほくあいこども園とひなのこども園の 2 か所でしたが、令和 3 年度にひかり幼稚園が認定こども園に移行したことにより、令和 3 年度以降は 3 か所となっています。

定員数は令和３年度に 408 人まで増加しましたが、以降は 360 人台で推移しています。

定員数に占める利用者数の割合をみると、令和２年度までは利用者数が定員数を上回っていましたが、令和 3 年度に 1 か所増えてからは定員の８～９割台の利用となっています。

3）小規模保育事業の状況



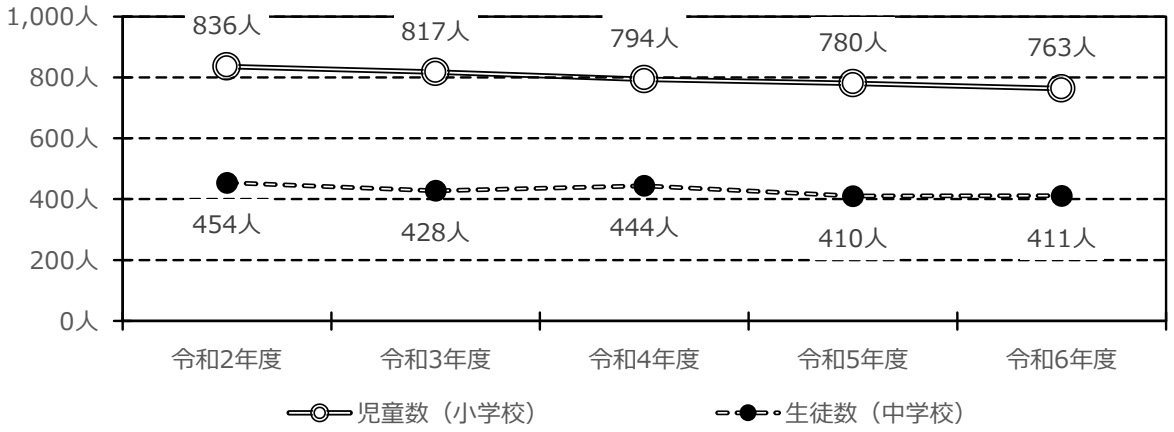
		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
小規模保育事業	箇所数	2か所	3か所	3か所	3か所	2か所
	定員数	36人	54人	54人	54人	36人
	利用者数	33人	28人	40人	32人	23人

資料：各年度４月１日現在、こどもみらい課資料

小規模保育事業は、平成 28 年度に開園したちびっこ園、平成 30 年度に届出保育施設等から移行したチャイルド第二ホームの２か所でしたが、令和３年度にチャイルドホームが届出保育施設等から移行し、３か所となりました。定員数は各園 18 人で運営しています。

令和４年度以降利用者数が減少しており、チャイルド第二ホームは令和６年度から休止しています。

４）小・中学校の状況



		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小学校	箇所数	6か所	6か所	6か所	6か所	6か所
	児童数	836人	817人	794人	780人	763人
	教職員等職員数	91人	95人	90人	88人	84人
中学校	箇所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	生徒数	454人	428人	444人	410人	411人
	教職員等職員数	34人	31人	33人	32人	30人

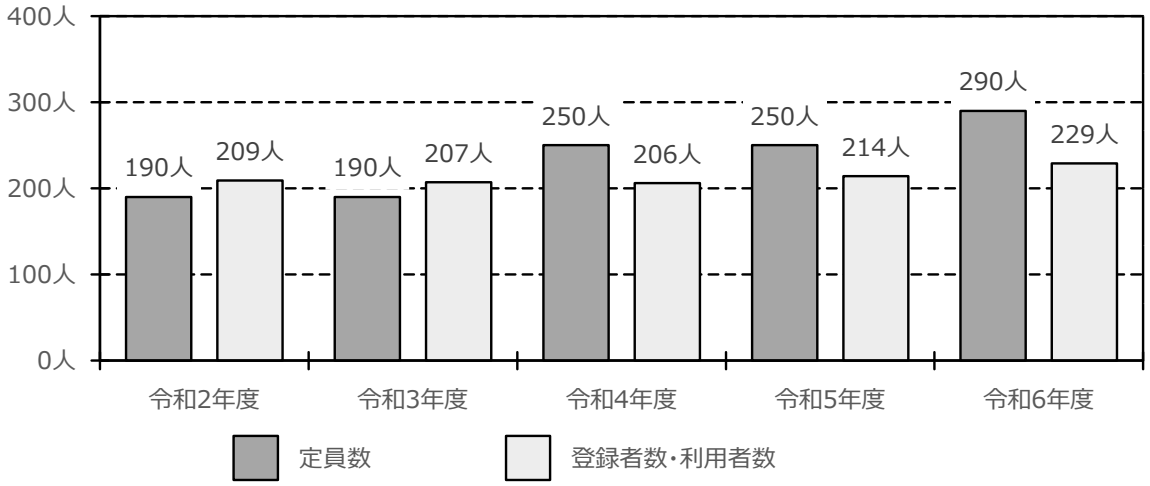
資料：各年度５月１日現在、学校基本調査

小学校は６か所、中学校は１か所となっています。

小学校の児童数も中学校の生徒数も概ね減少傾向にあり、令和６年度には小学校児童が 763 人、中学校生徒が 411 人となっています。

小学校の教職員数は 80 人台以上、中学校の教職員数は 30 人台でほぼ一定数を維持しています。

５）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の状況



		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
放課後児童クラブ	箇所数	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所
	定員数	190人	190人	250人	250人	290人
	登録者数	209人	207人	206人	214人	229人
	利用者数	209人	207人	206人	214人	229人

資料：各年度４月１日現在、学校教育課資料

放課後児童クラブは４か所設置されており、利用者数は増加しています。児童数は減少傾向にありますが、利用ニーズの増加から、定員数は令和 4 年度に 250 人に令和 6 年度には 290 人に見直しされています。

令和 3 年度までは定員数に占める登録者数の割合は 100%を超えていましたが、令和 4 年度に定員数を増やしてからは定員の８割台で推移しています。

２．教育・保育事業の実施状況

（１）教育・保育事業

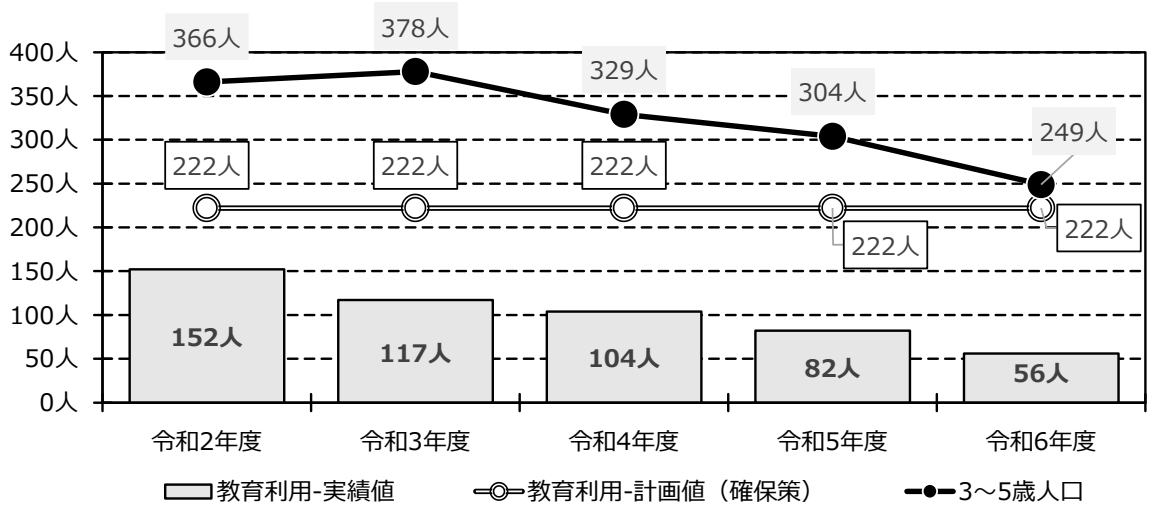
※計画値（確保策）は第２期子ども・子育て支援事業計画において設定した値

※令和６年度の値については暫定値となっています

１）教育・保育事業の進捗状況

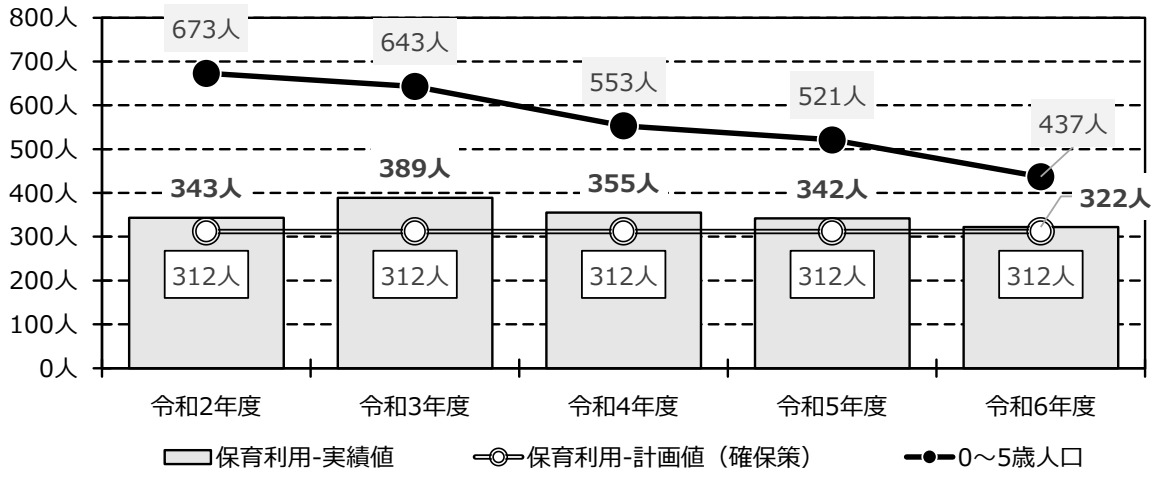
◎教育利用での進捗状況
（３～５歳で１号認定を受けた者）

■１号認定（３～５歳）



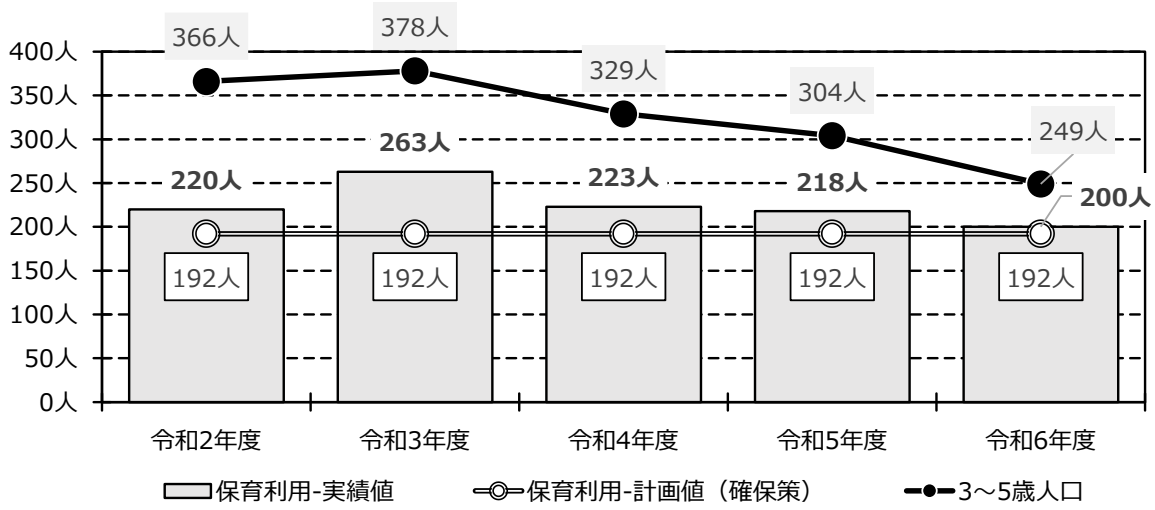
◎保育利用での進捗状況
（３～５歳で２号認定を受けた者及び０～２歳で３号認定を受けた者）

＜保育利用全体＞

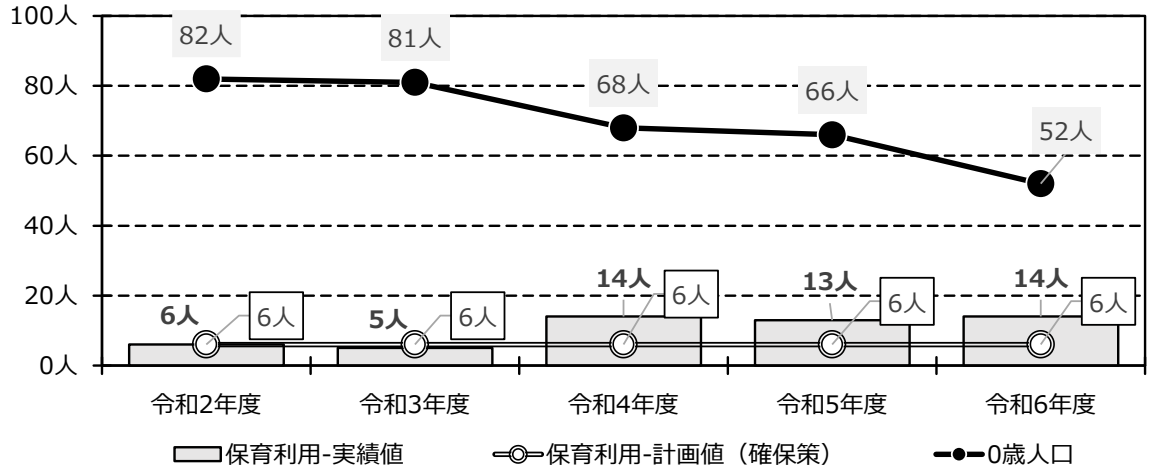


＜保育利用内訳＞

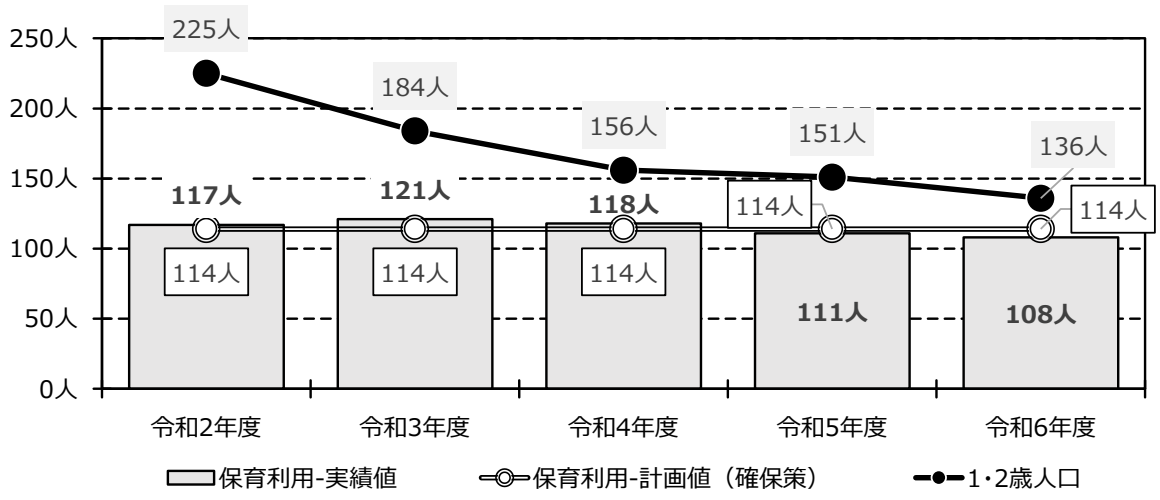
■２号認定（３～５歳）で保育利用希望



■３号認定（０歳）



■３号認定（１・２歳）



2）教育・保育事業の進捗一覧

＜教育利用＞

			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
教育利用［全体］ ■1号認定（3～5歳）	計画値（確保策）（A）		222人	222人	222人	222人	222人
	実績値（B）		152人	117人	104人	82人	56人
	施設型給付	認定こども園	27人	35人	31人	23人	13人
		幼稚園	125人	82人	73人	59人	43人
	B－A		▲ 70人	▲ 105人	▲ 118人	▲ 140人	▲ 166人
	B／A		68.5%	52.7%	46.8%	36.9%	25.2%

＜保育利用＞

			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
保育利用［全体］	計画値（確保策）（A）		312人	312人	312人	312人	312人
	実績値（B）		343人	389人	355人	342人	322人
	B－A		31人	77人	43人	30人	10人
	B／A		109.9%	124.7%	113.8%	109.6%	103.2%
■２号認定（３～５歳）	計画値（確保策）（A）		192人	192人	192人	192人	192人
	実績値（B）		220人	263人	223人	218人	200人
	施設型給付	認定こども園	220人	263人	223人	218人	200人
	B－A		28人	71人	31人	26人	8人
	B／A		114.6%	137.0%	116.1%	113.5%	104.2%
■3号認定（0歳）	計画値（確保策）（A）		6人	6人	6人	6人	6人
	実績値（B）		6人	5人	14人	13人	14人
	施設型給付	認定こども園	0人	2人	0人	1人	8人
	地域型保育給付		6人	3人	14人	12人	6人
	B－A		0人	▲ 1人	8人	7人	8人
	B／A		100.0%	83.3%	233.3%	216.7%	233.3%
■3号認定（1・2歳）	計画値（確保策）（A）		114人	114人	114人	114人	114人
	実績値（B）		117人	121人	118人	111人	108人
	施設型給付	認定こども園	90人	96人	92人	91人	91人
	地域型保育給付		27人	25人	26人	20人	17人
	B－A		3人	7人	4人	▲ 3人	▲ 6人
	B／A		102.6%	106.1%	103.5%	97.4%	94.7%

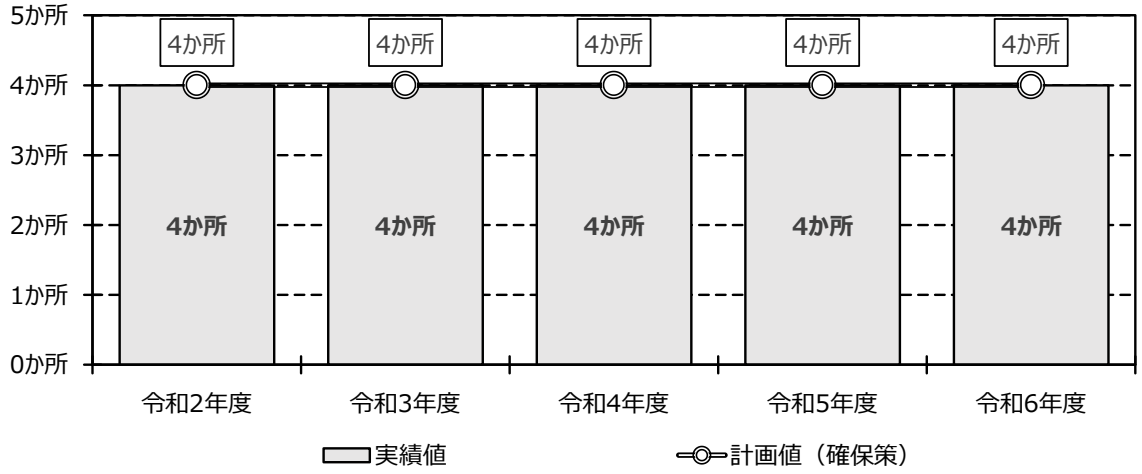
（２）地域子ども・子育て支援事業

※計画値（確保策）は第２期子ども・子育て支援事業計画において設定した値

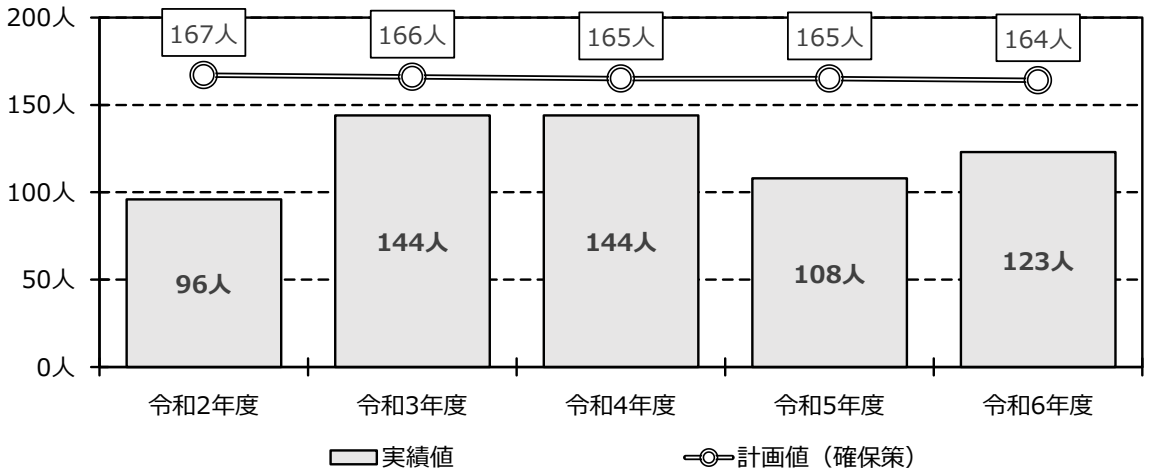
※令和６年度の値については暫定値となっています

１）地域子ども・子育て支援事業の進捗状況

◎利用者支援事業

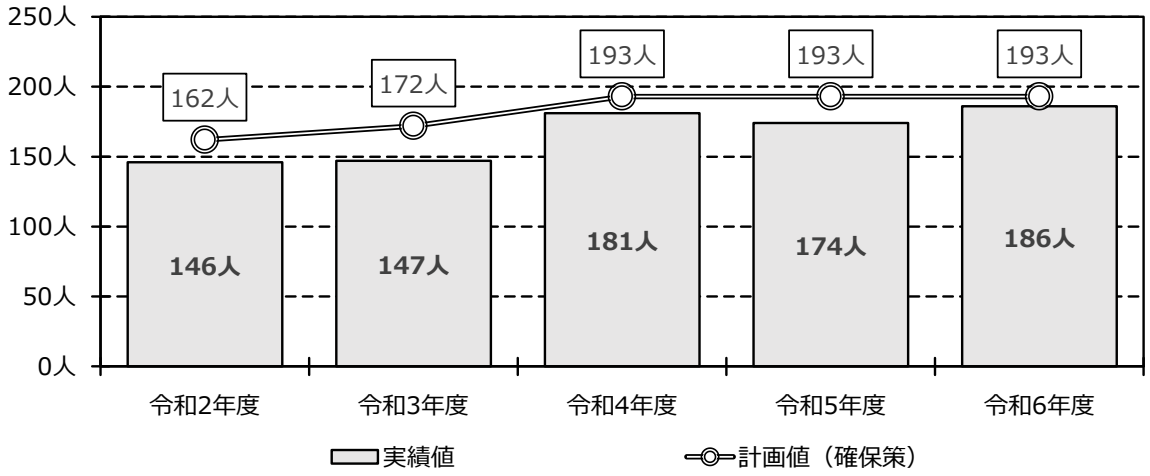


◎延長保育事業

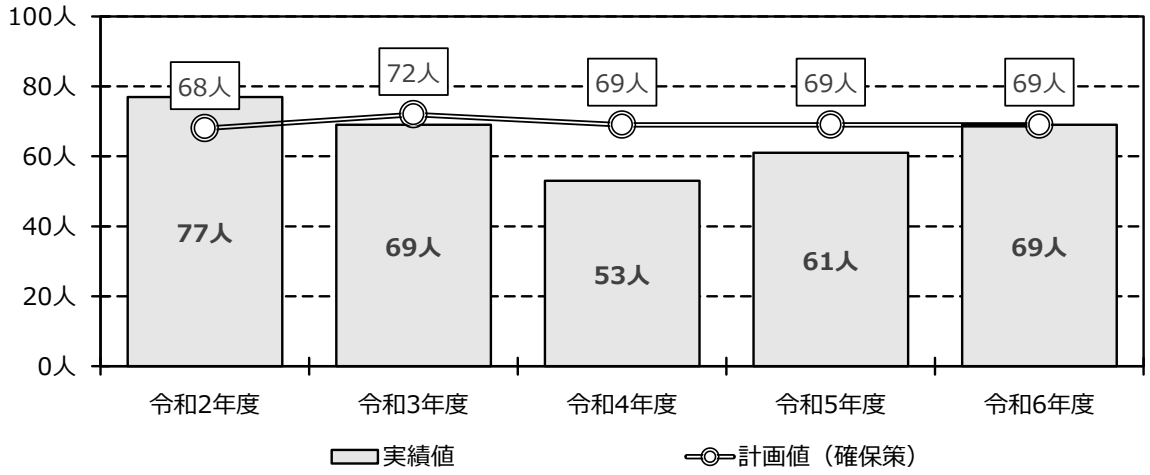


◎放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

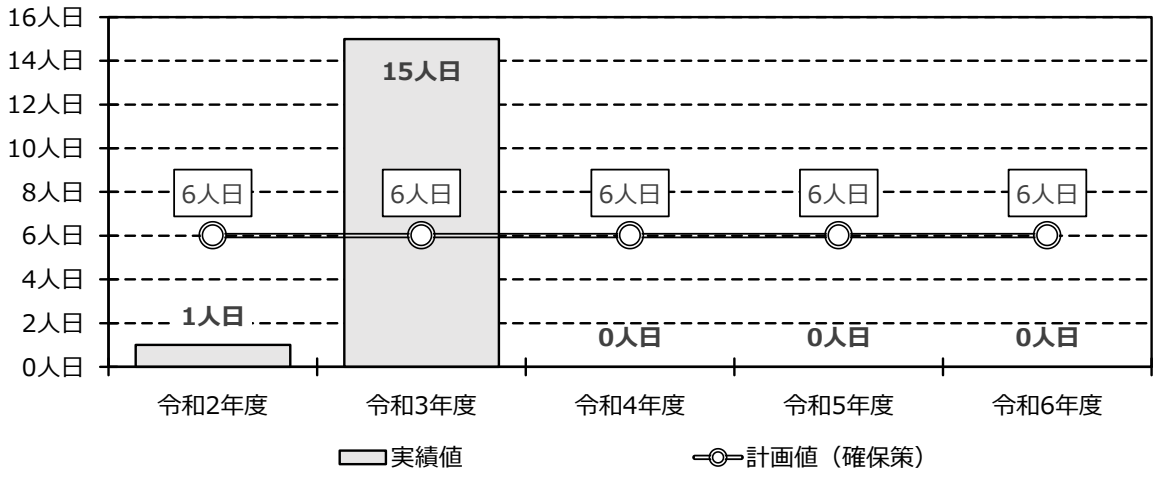
■低学年（小学１～３年生）



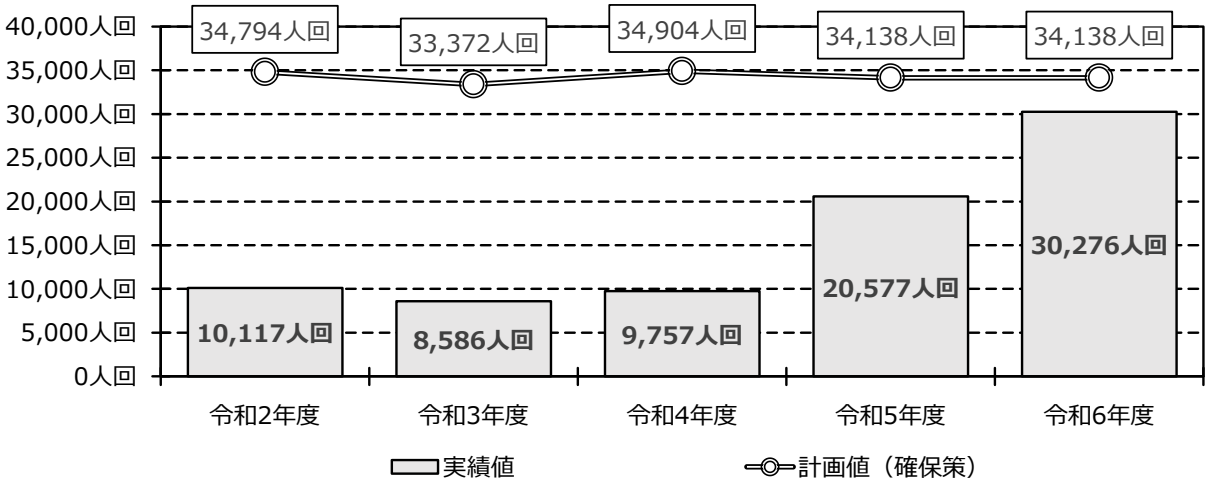
■高学年（小学４～６年生）



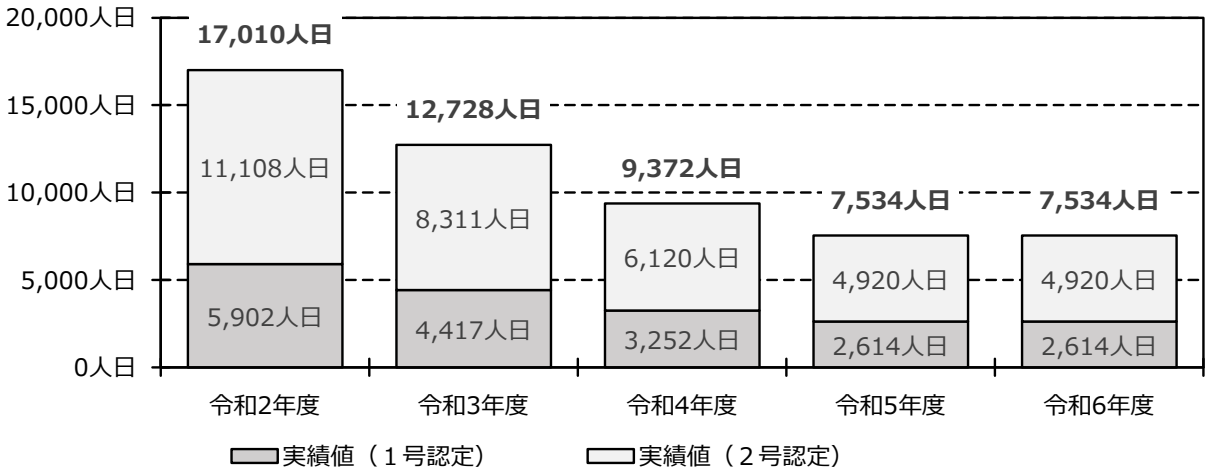
◎子育て短期支援事業（ショートステイ事業）



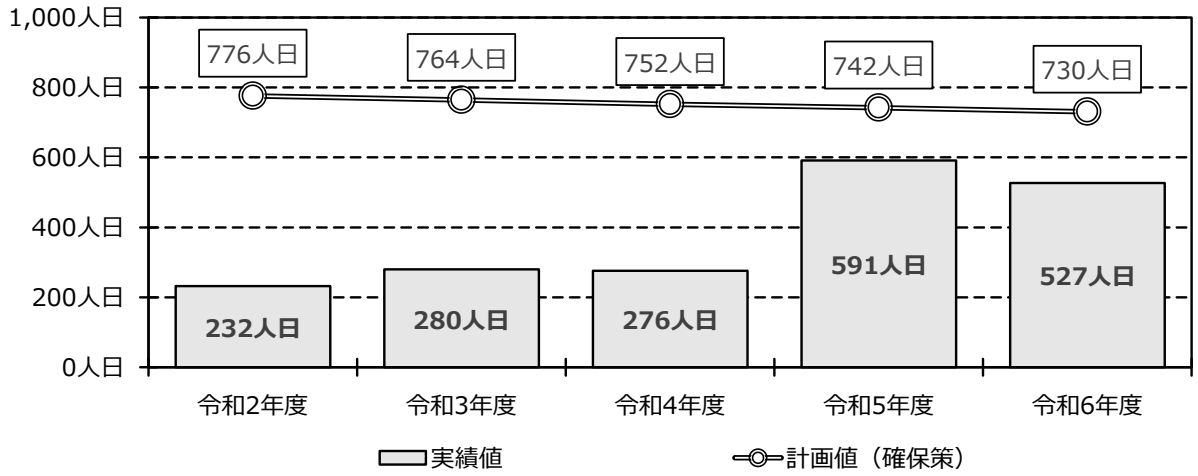
◎地域子育て支援拠点事業



◎一時預かり事業（幼稚園型）

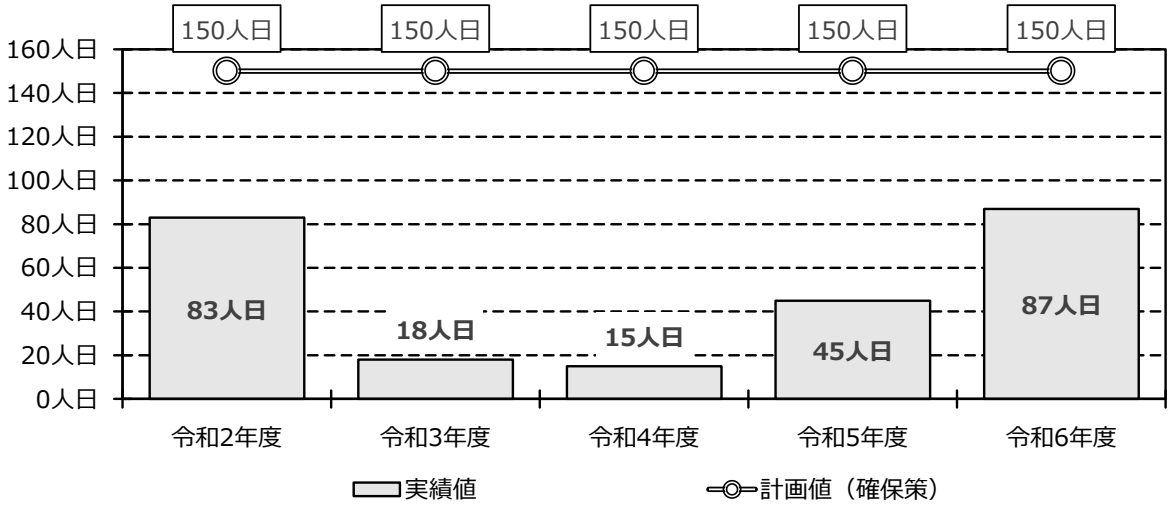


◎一時預かり事業（幼稚園型以外）

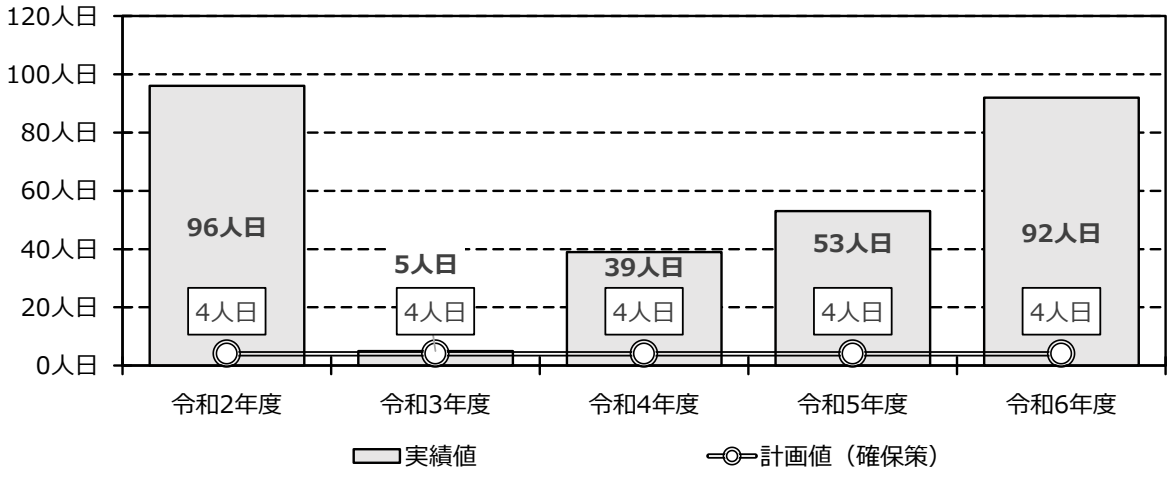


◎子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

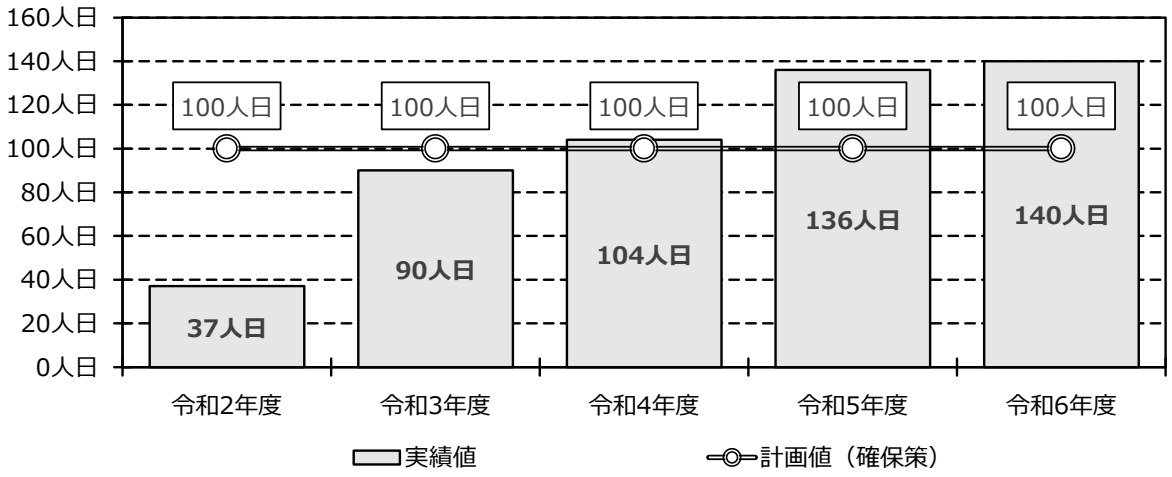
■未就学児



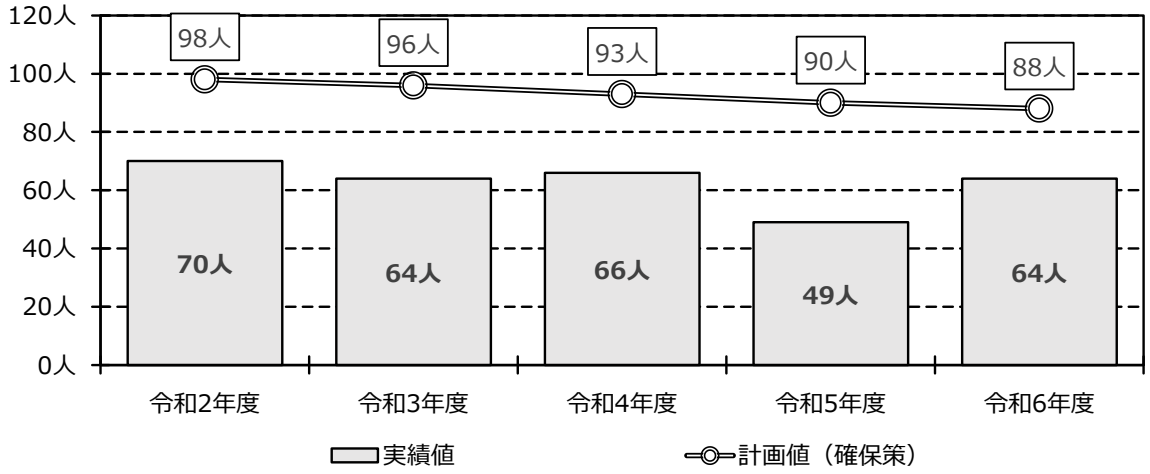
■就学児



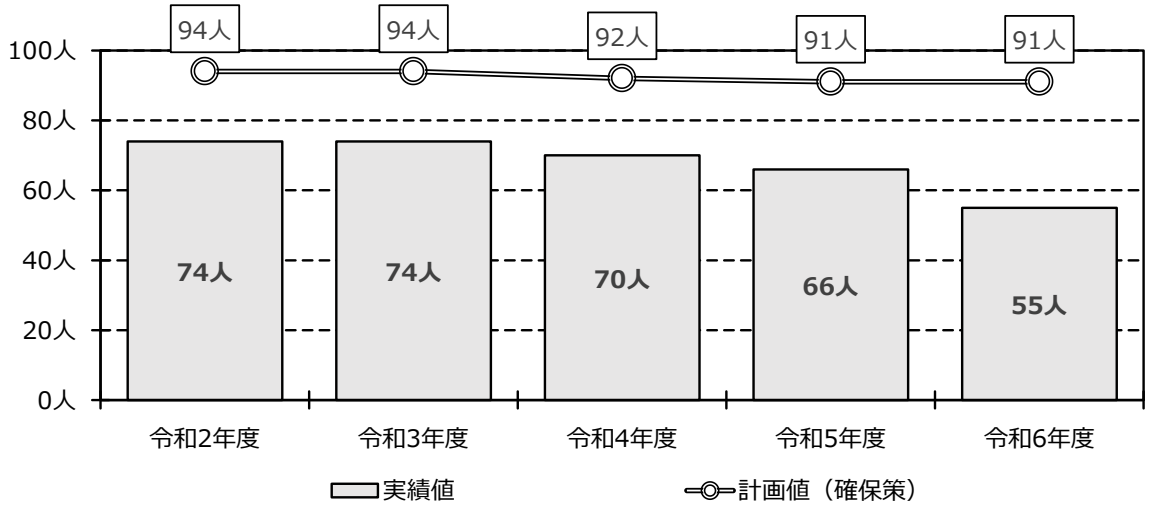
◎病後児保育事業



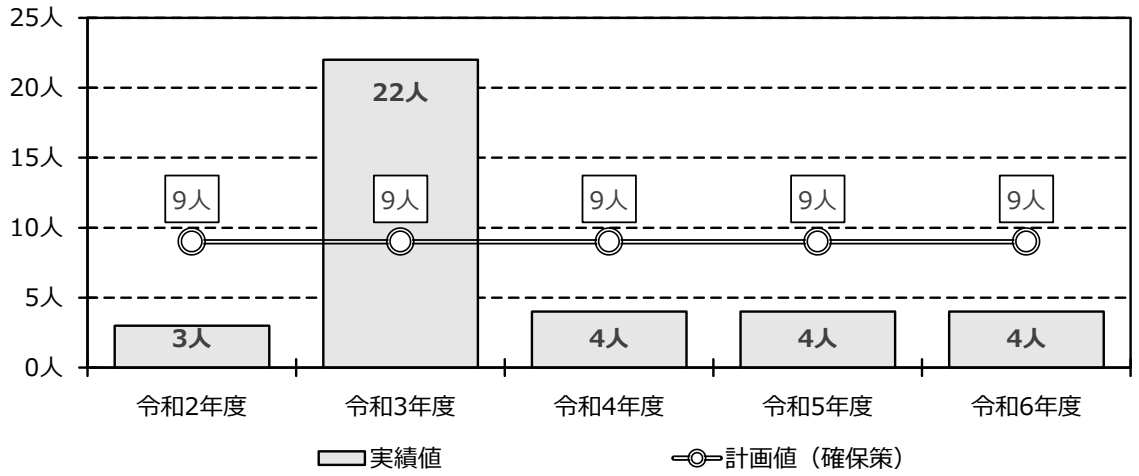
◎妊産婦健康診査



◎乳児家庭全戸訪問事業



◎養育支援訪問事業



2）地域子ども・子育て支援事業の進捗一覧

			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者支援事業	箇所数	計画値（確保策）（A）	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所
		実績値（B）	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所
		B－A	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所
		B／A	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
延長保育事業	利用量	計画値（確保策）（A）	167人	166人	165人	165人	164人
		実績値（B）	96人	144人	144人	108人	123人
		B－A	▲ 71人	▲ 22人	▲ 21人	▲ 57人	▲ 41人
		B／A	57.5%	86.7%	87.3%	65.5%	75.0%
	箇所数	計画値（確保策）（A）	6か所	6か所	6か所	6か所	6か所
		実績値（B）	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所
		B－A	▲ 1か所	▲ 1か所	▲ 1か所	▲ 1か所	▲ 1か所
		B／A	83.3%	83.3%	83.3%	83.3%	83.3%
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	提供量	計画値（確保策）（A）	230人	244人	262人	262人	262人
		低学年	162人	172人	193人	193人	193人
		高学年	68人	72人	69人	69人	69人
		実績値（B）	223人	216人	234人	235人	255人
		低学年	146人	147人	181人	174人	186人
		高学年	77人	69人	53人	61人	69人
		B－A	▲ 7人	▲ 28人	▲ 28人	▲ 27人	▲ 7人
		B／A	97.0%	88.5%	89.3%	89.7%	97.3%
	箇所数	計画値（確保策）（A）	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所
		実績値（B）	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所
		B－A	▲ 1か所	▲ 1か所	▲ 1か所	▲ 1か所	▲ 1か所
		B／A	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%

			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
子育て短期支援事業（ショートステイ事業）	利用量	計画値（確保策）（A）	6人日	6人日	6人日	6人日	6人日
		実績値（B）	1人日	15人日	0人日	0人日	0人日
		B－A	▲ 5人日	9人日	▲ 6人日	▲ 6人日	▲ 6人日
		B／A	16.7%	250.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	箇所数	計画値（確保策）（A）	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
		実績値（B）	1か所	1か所	1か所	3か所	3か所
		B－A	▲ 1か所	▲ 1か所	▲ 1か所	1か所	1か所
		B／A	50.0%	50.0%	50.0%	150.0%	150.0%
地域子育て支援拠点事業	利用量	計画値（確保策）（A）	34,794人回	33,372人回	34,904人回	34,138人回	34,138人回
		実績値（B）	10,117人回	8,586人回	9,757人回	20,577人回	30,276人回
		B－A	▲ 24,677人回	▲ 24,786人回	▲ 25,147人回	▲ 13,561人回	▲ 3,862人回
		B／A	29.1%	25.7%	28.0%	60.3%	88.7%
	箇所数	計画値（確保策）（A）	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
		実績値（B）	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所
		B－A	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
		B／A	133.3%	133.3%	133.3%	133.3%	133.3%
一時預かり事業（幼稚園型）	利用量	実績値（B）	17,010人日	12,728人日	9,372人日	7,534人日	7,534人日
		1号認定	5,902人日	4,417人日	3,252人日	2,614人日	2,614人日
		2号認定	11,108人日	8,311人日	6,120人日	4,920人日	4,920人日
	箇所数	計画値（確保策）（A）	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
		実績値（B）	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所
		B－A	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
		B／A	200.0%	200.0%	200.0%	200.0%	200.0%
一時預かり事業（幼稚園以外）	利用量	計画値（確保策）（A）	776人日	764人日	752人日	742人日	730人日
		実績値（B）	232人日	280人日	276人日	591人日	527人日
		B－A	▲ 544人日	▲ 484人日	▲ 476人日	▲ 151人日	▲ 203人日
		B／A	29.9%	36.6%	36.7%	79.6%	72.2%
	箇所数	計画値（確保策）（A）	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
		実績値（B）	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
		B－A	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所
		B／A	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）（未就学児）	利用量	計画値（確保策）（A）	150人日	150人日	150人日	150人日	150人日
		実績値（B）	83人日	18人日	15人日	45人日	87人日
		B－A	▲ 67人日	▲ 132人日	▲ 135人日	▲ 105人日	▲ 63人日
		B／A	55.3%	12.0%	10.0%	30.0%	58.0%
	箇所数	計画値（確保策）（A）	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
		実績値（B）	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
		B－A	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所
		B／A	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）（就学児）	利用量	計画値（確保策）（A）	4人日	4人日	4人日	4人日	4人日
		実績値（B）	96人日	5人日	39人日	53人日	92人日
		B－A	92人日	1人日	35人日	49人日	88人日
		B／A	2400.0%	125.0%	975.0%	1325.0%	2300.0%
	箇所数	計画値（確保策）（A）	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
		実績値（B）	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
		B－A	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所
		B／A	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
病後児保育事業	利用量	計画値（確保策）（A）	100人日	100人日	100人日	100人日	100人日
		実績値（B）	37人日	90人日	104人日	136人日	140人日
		B－A	▲ 63人日	▲ 10人日	4人日	36人日	40人日
		B／A	37.0%	90.0%	104.0%	136.0%	140.0%
	箇所数	計画値（確保策）（A）	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
		実績値（B）	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
		B－A	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所
		B／A	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
妊産婦健康診査	利用量	計画値（確保策）（A）	98人	96人	93人	90人	88人
		実績値（B）	70人	64人	66人	49人	64人
		※実績値（参考）	933人回	821人回	809人回	615人回	748人回
		B－A	▲ 28人	▲ 32人	▲ 27人	▲ 41人	▲ 24人
		B／A	71.4%	66.7%	71.0%	54.4%	72.7%
	訪問スタッフ数	計画値（確保策）（A）	5人	5人	5人	5人	5人
		実績値（B）	2人	2人	2人	2人	2人
		B－A	▲ 3人	▲ 3人	▲ 3人	▲ 3人	▲ 3人
		B／A	40.0%	40.0%	40.0%	40.0%	40.0%
乳児家庭全戸訪問事業	利用量	計画値（確保策）（A）	94人	94人	92人	91人	91人
		実績値（B）	74人	74人	70人	66人	55人
		B－A	▲ 20人	▲ 20人	▲ 22人	▲ 25人	▲ 36人
		B／A	78.7%	78.7%	76.1%	72.5%	60.4%
	訪問スタッフ数	計画値（確保策）（A）	5人	5人	5人	5人	5人
		実績値（B）	3人	3人	2人	2人	2人
		B－A	▲ 2人	▲ 2人	▲ 3人	▲ 3人	▲ 3人
		B／A	60.0%	60.0%	40.0%	40.0%	40.0%
養育支援訪問事業	利用量	計画値（確保策）（A）	9人	9人	9人	9人	9人
		実績値（B）	3人	22人	4人	4人	4人
		B－A	▲ 6人	13人	▲ 5人	▲ 5人	▲ 5人
		B／A	33.3%	244.4%	44.4%	44.4%	44.4%
	訪問スタッフ数	計画値（確保策）（A）	2人	2人	2人	2人	2人
		実績値（B）	3人	3人	2人	2人	2人
		B－A	1人	1人	0人	0人	0人
		B／A	150.0%	150.0%	100.0%	100.0%	100.0%

３．第２期計画記載事業の進捗状況

（１）施策・事業の実施状況

第２期計画において記載のあった 84 の施策・事業（記載は 78 事業、６事業は担当課により評価が異なるため再掲として重複してカウント）について、各担当課によりこれまでの取組状況を検証したところ、以下の３事業は現在までに未実施及び廃止となっています。

○実費徴収に係る補足給付を行う事業

低所得で生計が困難である者等の子どもが、特定教育・保育等または特定子ども・子育て支援を受けた場合に、保護者が支払うべき実費徴収に係る費用の一部を補助する事業です。

○多様な事業者の参入促進・能力活用事業

地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設等の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制を構築し、小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動を利用する幼児の保護者の負担軽減を図る事業です。

○河北町児童手当

町独自の子育て支援策として、第３子以降の子どもに対し、満３歳になるまで児童手当に年額 20,000 円を上乗せして支給する事業です。

「実費徴収に係る補足給付を行う事業」、「多様な事業者の参入促進・能力活用事業」については事業を利用する対象者がいなかったために実施には至りませんでした。
「河北町児童手当」については、令和２年度の実施をもって廃止し、令和３年度から「かほく安心子育て応援事業」へ移行しています。

（２）施策・事業の進捗評価

第２期計画において記載のあった 84 の施策・事業のうち 51 の事業については、「100%（予定通り）」、23 の事業については「80-100%（概ね予定通り）」と評価されており、９割近くの事業は予定通りに取り組むことができています。
一方、「40%未満（あまり進んでいない）」というものが３事業となっています。

［40%未満（あまり進んでいない）］

○育児休業等制度の周知

企業等民間団体への制度の周知や行政機関においても育児休業等を取得しやすい職場環境の醸成に今後も継続して取り組んでいきます。

○育児休業制度推進事業

今後も、町民や企業に対して、育児休業制度等に関する情報提供を行っていきます。

○女性の再就職支援事業

女性の再就職を推進するために、職業安定所等関係機関と連携し、就職情報の提供や新しい就業形態の情報等を提供します。

各事業において、山形労働局からのポスター・チラシを掲示し、事業主や住民への周知と意識啓発に取り組んだり、就職相談会において、就業情報提供に努めたりしましたが、育児休業の取得率や女性の再就職率等の飛躍的な向上にはつながらなかったため、あまり進んでいないという評価になっています。

（３）施策・事業の今後の取組方向

第２期計画において記載のあった 84 の施策・事業の今後の取組方向として、すでに廃止しているものは２事業、縮小を検討しているものはありません。

多くの事業は「継続」（79 事業）となっており、３事業については、事業の内容や規模を「拡大」していく方向で取り組んでいきます。

［廃止］

○河北町児童手当　　○有害環境改善事業

「有害環境改善事業」については、これまで青少年育成町民会議の事業として有害図書調査を実施してきましたが、近年ではコンビニでの図書類の設置も減少していることから、令和６年度から有害図書調査は実施しないこととなりました。

［拡大］

○産後ケア事業　　○乳幼児健康診査事業　　〇幼児歯科健康診査事業

（４）第３期計画からの新規事業

①かほく安心子育て応援事業（令和３年度から実施）

子育てに係る経済的負担を軽減し、安心して子どもを産み育てることができる環境を整備し、河北町で子育てをする世帯を応援するため、出生時、小・中・高の学校入学時等に給付金を支給します。

②副食費無償化事業（令和６年度から実施）

すべての３歳以上児の副食費を無償化します。

③保育料軽減事業（令和３年度から実施）

国の無償化の対象とならない児童の保育料の負担軽減を行います。また、届出保育施設等を利用する児童の保護者が施設に支払った保育料と、河北町が設定する保育料との差額を助成します。

④子育て世帯訪問支援事業

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる世帯を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事、子育て等の支援を行います。

⑤児童育成支援拠点事業

養育環境等の課題（家庭や学校に居場所がない、不登校等）を抱える主に学齢期の児童を対象として、児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えるとともに児童や保護者への相談等を行います。

⑥親子関係形成支援事業

子育てに悩みや不安を抱えている保護者等に対し、親子間の適切な関係性の構築を目的とし、子どもの発達の状況等に応じた支援を行います。

⑦乳幼児等通園支援事業

すべての子育て家庭に対して、働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に教育・保育施設等を利用することができます。

⑧妊婦等包括相談支援事業（令和５年度から実施）

すべての妊婦や子育て家庭を対象に、妊娠届出時、妊娠８か月頃、乳児家庭全戸訪問時等のタイミングで、出産・育児の見通しを立てるための面談またはアンケートを実施し、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を行います。

⑨学校給食費支援事業（令和５年度から実施）

子育て支援の充実を図るため、学校給食費保護者負担金を町が全額支援しています。

４．アンケート調査結果のポイント

（１）調査の概要

①就学前児童保護者対象調査

調査期間	令和６年２月
調査方法	認定こども園、幼稚園等を利用している世帯については各園での直接配付・回収 上記以外で就学前児童のいる世帯については郵送による配付・回収
調査対象	就学前児童を持つ保護者：428 人
回収状況	配付数：428 件⇒有効回収数：347 件　　有効回収率：81.1%

②小学生児童保護者対象調査

調査期間	令和６年２月
調査方法	小学校での直接配付・回収
調査対象	小学生を持つ保護者：779 人
回収状況	配付数：779 件⇒有効回収数：555 件　　有効回収率：71.2%

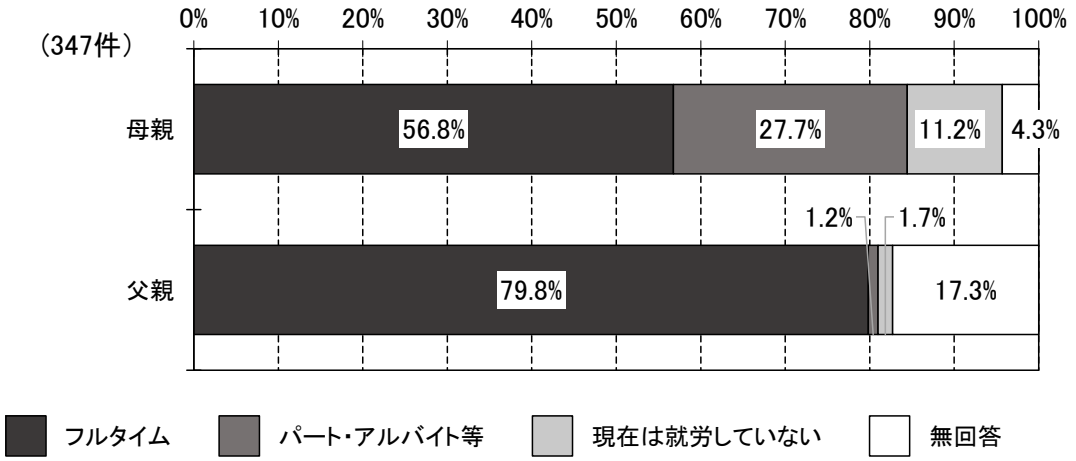
③小学生本人調査（小学４年～６年生）

調査期間	令和６年２月
調査方法	小学校での直接配付・回収
調査対象	小学生本人（小学４年～６年生）：395 人
回収状況	配付数：395 件⇒有効回収数：309 件　　有効回収率：78.2%

（２）調査結果の概要

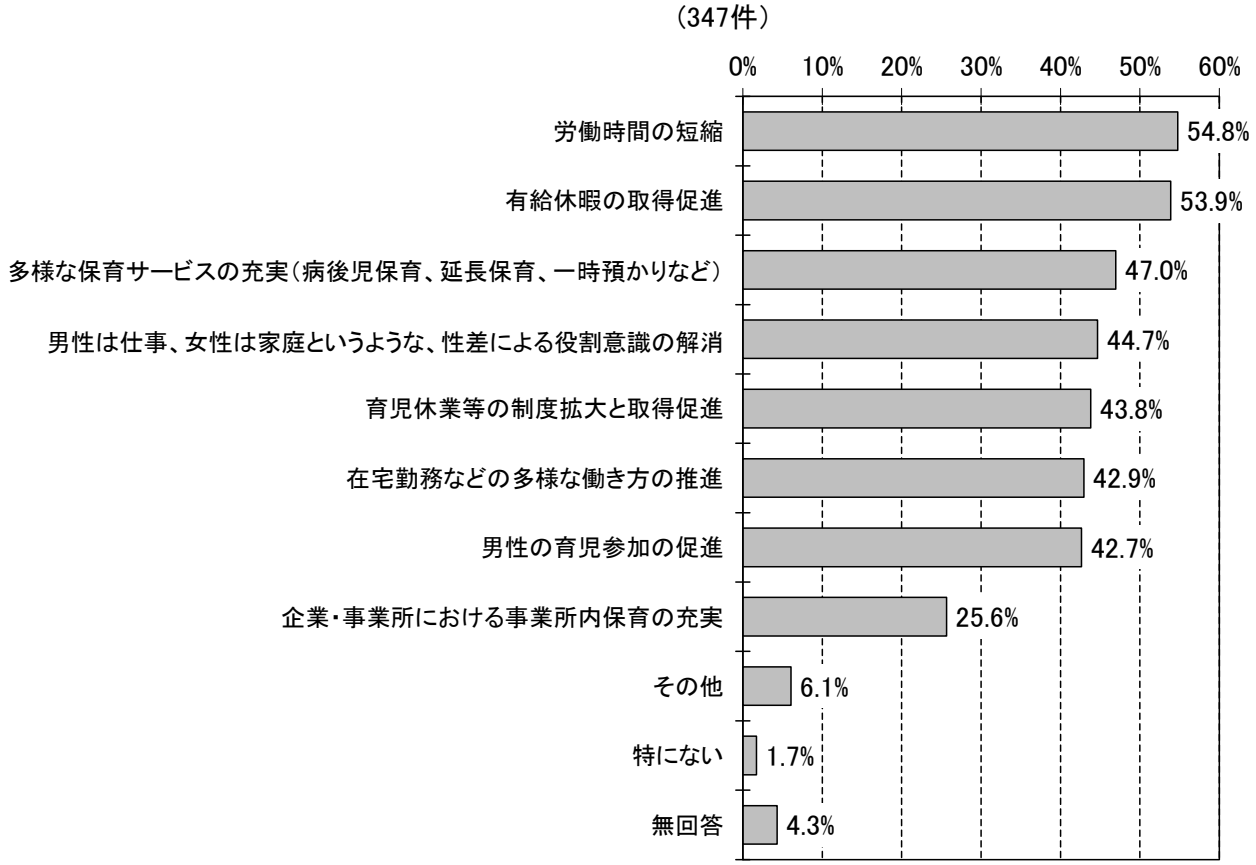
１）就学前児童保護者対象調査

①保護者の就労状況



母親の就労状況をみると、「フルタイム」は 56.8%、「パート・アルバイト等」は 27.7%で、あわせて 84.5%と８割以上の母親が就労している状況となっています。
父親の就労状況をみると、「フルタイム」が 79.8%と約８割を占めています。

②仕事と子育てを両立させるために重要だと思うこと



仕事や介護と子育てを両立させるために重要だと思うことでは、「労働時間の短縮」（54.8%）、「有給休暇の取得促進」（53.9%）等が半数を超え多くなっています。

③定期的な教育・保育事業の利用状況

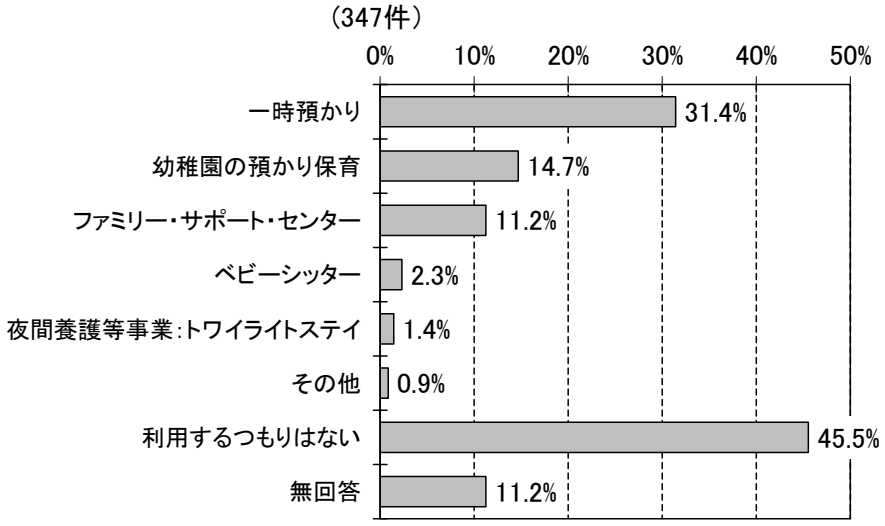
	n	現在利用している事業	今後利用したい事業				
			平日	お子さんの長期休暇期間中	土曜日	日曜・祝日	利用するつもりはない
1. 幼稚園（通常の就園時間の利用）	100.0%	16.1%	16.1%	4.6%	2.9%	0.6%	17.6%
	347件	56件	56件	16件	10件	2件	61件
2. 幼稚園の預かり保育	100.0%	7.5%	9.8%	7.5%	3.7%	0.6%	18.2%
	347件	26件	34件	26件	13件	2件	63件
3. 認可保育所	100.0%	1.2%	5.5%	0.9%	1.2%	0.3%	24.2%
	347件	4件	19件	3件	4件	1件	84件
4. 認定こども園	100.0%	53.3%	50.1%	6.6%	14.1%	1.4%	8.6%
	347件	185件	174件	23件	49件	5件	30件
5. 小規模な保育施設	100.0%	2.3%	3.5%	1.2%	1.7%	0.6%	23.9%
	347件	8件	12件	4件	6件	2件	83件
6. 家庭的保育	100.0%	1.4%	0.9%	0.3%	1.4%	2.0%	23.1%
	347件	5件	3件	1件	5件	7件	80件
7. 事業所内保育施設	100.0%	0.6%	0.9%	0.9%	0.9%	1.2%	24.2%
	347件	2件	3件	3件	3件	4件	84件
8. 自治体の認証・認定保育施設	100.0%	0.6%	1.7%	0.3%	1.2%	0.9%	23.9%
	347件	2件	6件	1件	4件	3件	83件
9. その他の認可外の保育施設	100.0%	1.4%	2.0%	0.0%	0.3%	0.0%	25.1%
	347件	5件	7件	0件	1件	0件	87件
10. 居宅訪問型保育	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.3%	25.9%
	347件	0件	0件	0件	0件	1件	90件
11. ファミリー・サポート・センター	100.0%	1.4%	2.6%	2.6%	2.6%	2.6%	19.3%
	347件	5件	9件	9件	9件	9件	67件

現在定期的に利用している教育・保育事業は「認定こども園」が 53.3%でもっとも多く、「幼稚園（通常の就園時間の利用）」が 16.1%となっています。

現在の利用の有無に関わらず、「平日」に利用したい事業は「認定こども園」が 50.1%でもっとも多く、「幼稚園（通常の就園時間の利用）」が 16.1%、「幼稚園の預かり保育」が 9.8%となっています。

利用したいという回答が多かった事業は、土曜日については「認定こども園」（14.1%）、日曜・祝日は「ファミリー・サポート・センター」（2.6%）、子どもの長期休暇期間中は「幼稚園の預かり保育」（7.5%）や「認定こども園」（6.6%）となっています。

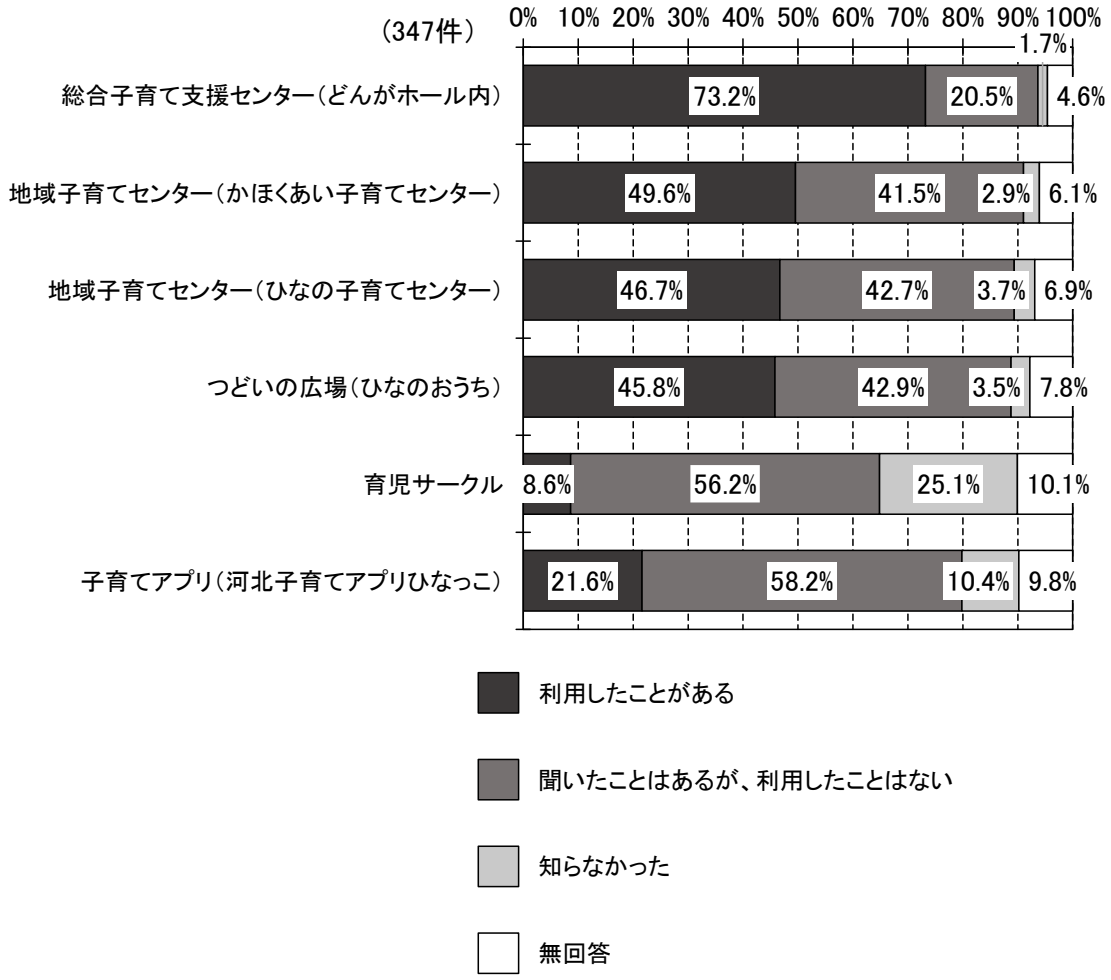
④一時預かり事業の利用意向



今後不定期に利用したい事業については、「利用するつもりはない」が 45.5%と４割を超えています。

利用したい事業としては、「一時預かり」が 31.4%でもっとも多く、ついで「幼稚園の預かり保育」が 14.7%となっています。

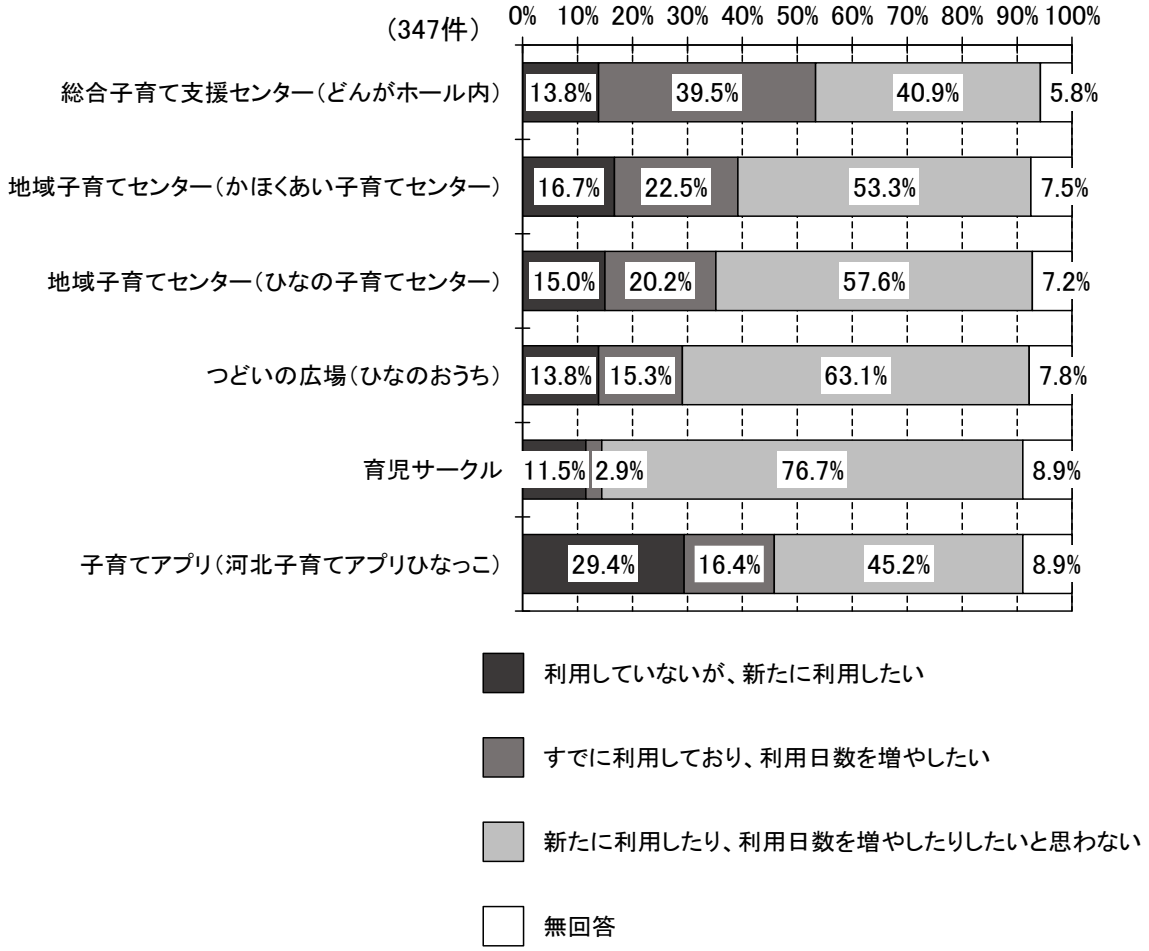
⑤地域子育て支援事業の利用状況



地域子育て支援事業の利用状況をみると、総合子育て支援センターは「利用したことがある」という回答が７割を超え、かほくあい子育てセンター、ひなの子育てセンター、つどいの広場（ひなのおうち）についても４割以上が「利用したことがある」としています。

一方、育児サークルについては、４人に１人が「知らなかった」（25.1%）としています。

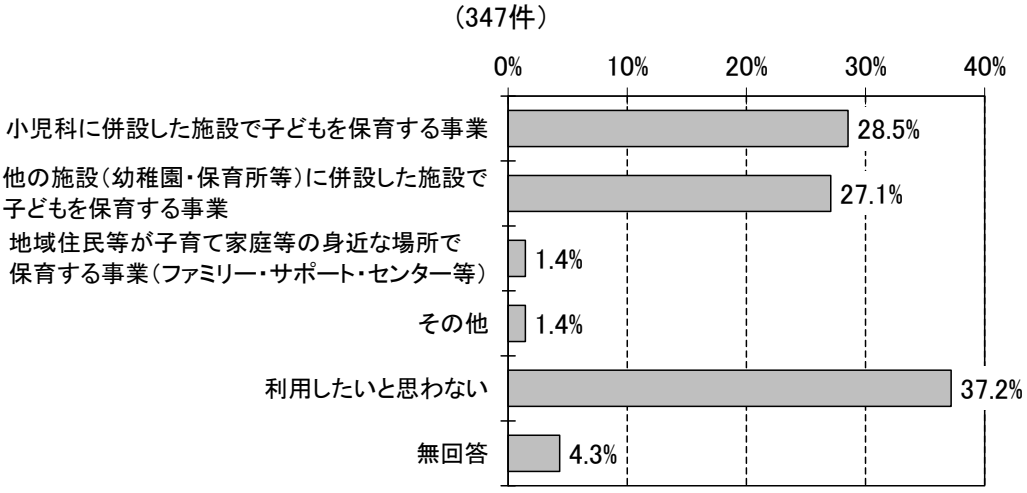
⑥地域子育て支援拠点事業の利用意向



地域子育て支援事業の今後の利用意向では、いずれも「新たに利用したり、利用日数を増やしたりしたいと思わない」への回答がもっとも多くなっています。

「利用していないが、新たに利用したい」という新規利用意向は、子育てアプリ（かほく子育てアプリひなっこ）では 29.4%と約 3 割、かほくあい子育てセンターについても 16.7%と 2 割近くとなっています。

⑦病児・病後児のための保育施設等の利用意向

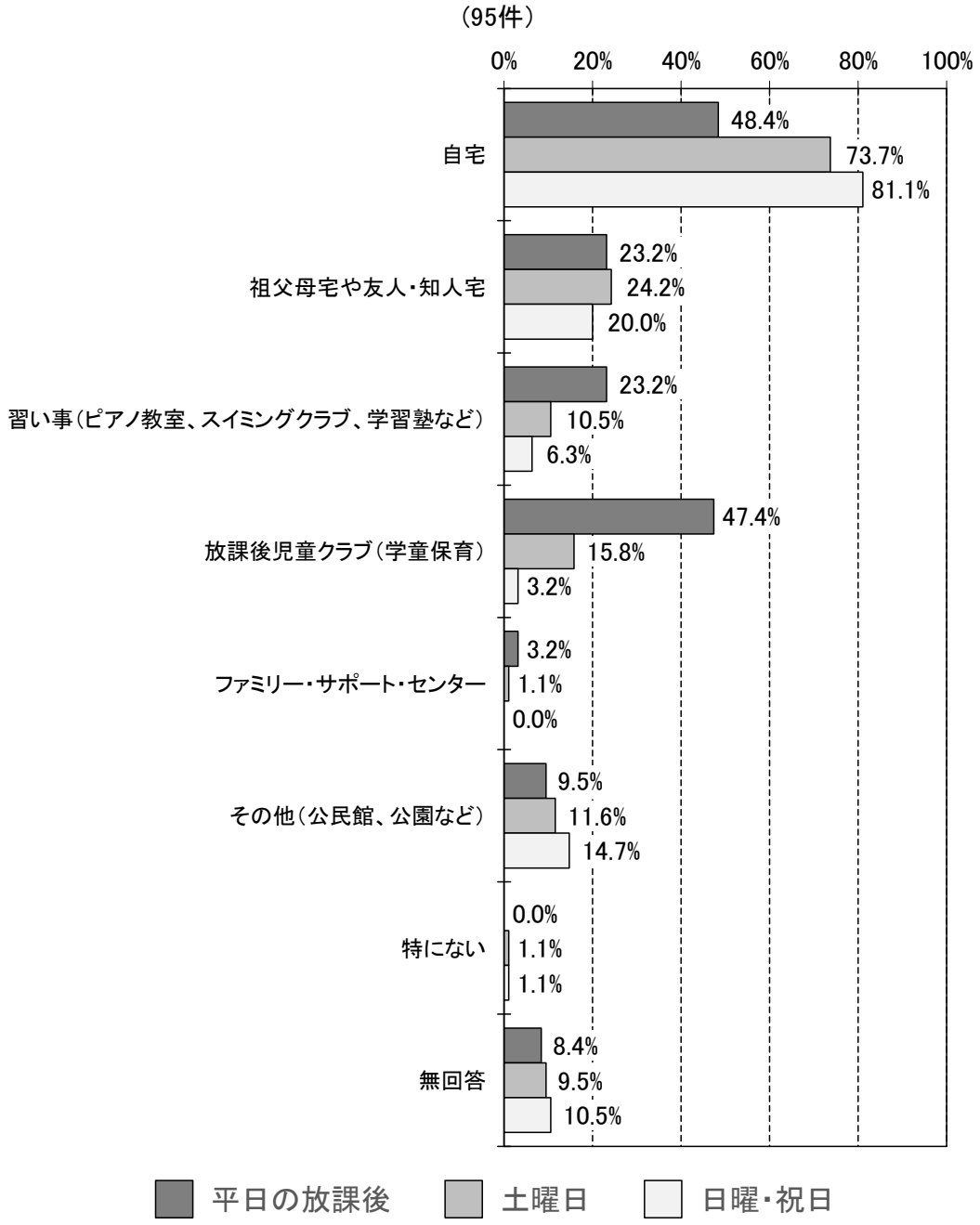


子どもが病気やけがの際に利用したい事業については、「利用したいと思わない」が 37.2%と４割近くとなっています。

利用したい事業としては、「小児科に併設した施設で子どもを保育する事業」が 28.5%、「他の施設（幼稚園・保育所等）に併設した施設で子どもを保育する事業」が 27.1%で多くなっています。

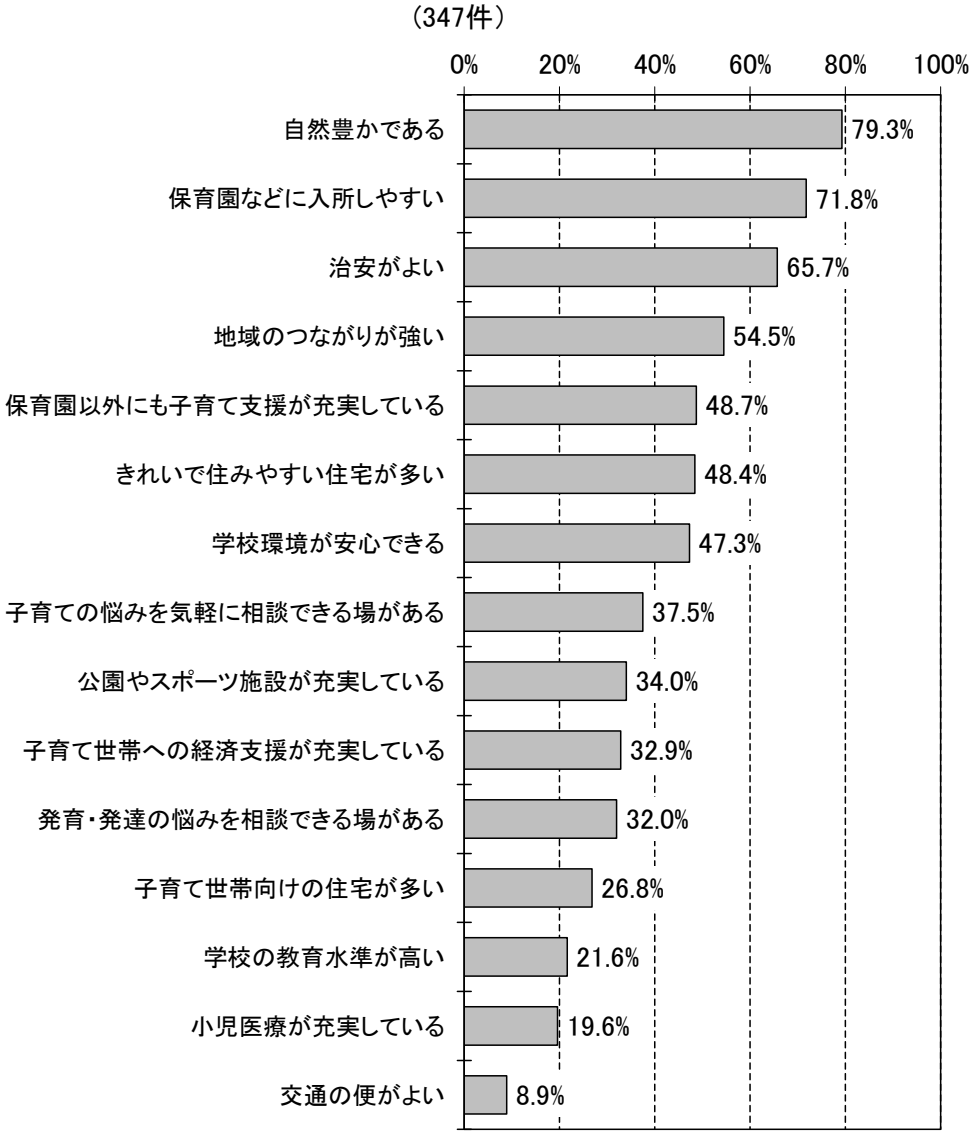
⑧小学校就学後の放課後の過ごし方の希望

【小学校低学年】



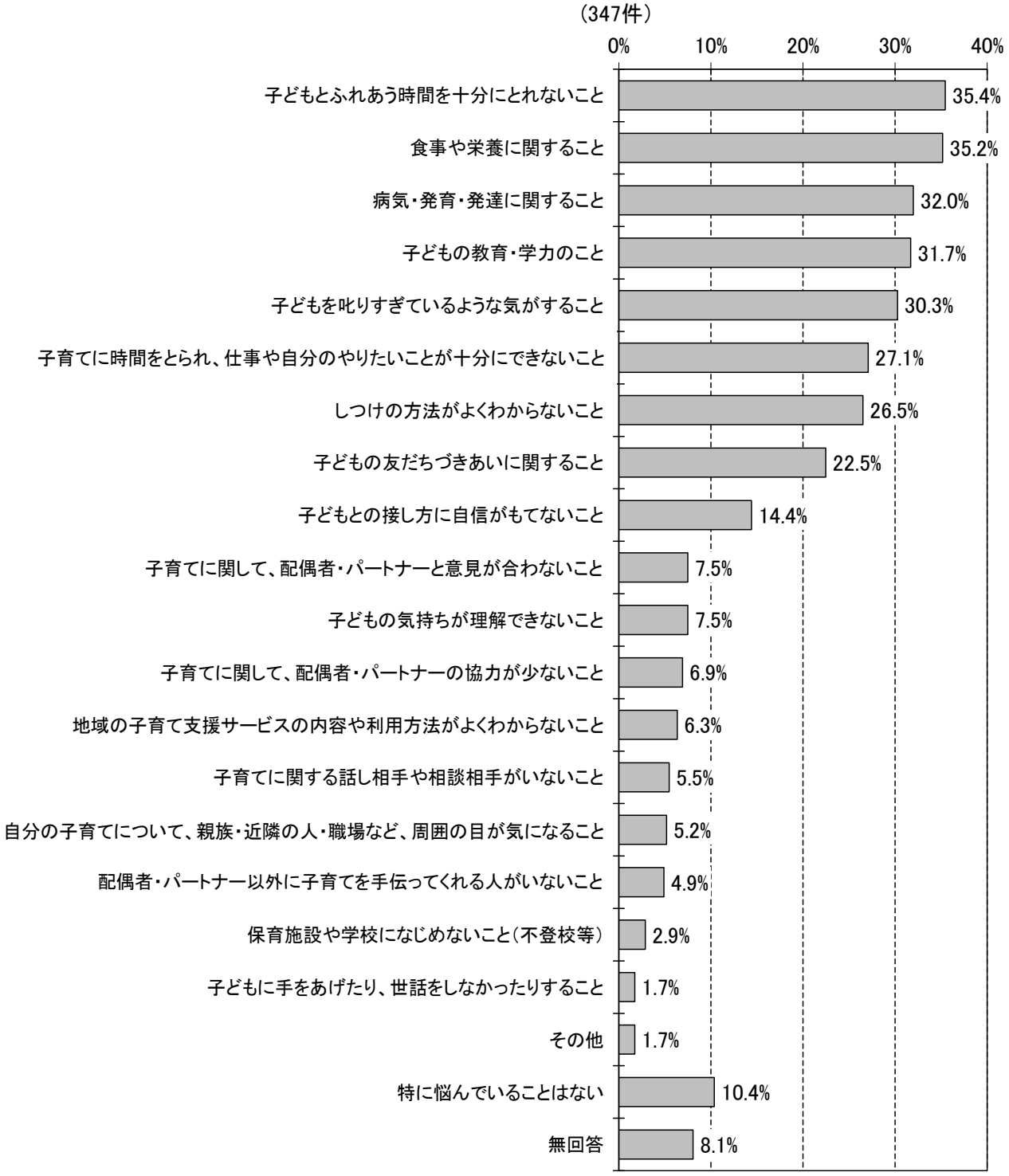
５歳以上の子どもを持つ人への、子どもが小学校の低学年（１～３年生）になったときの放課後の過ごさせ方については、「平日の放課後」の場合、「自宅」や「放課後児童クラブ（学童保育）」がともに半数近くと多く、「土曜日」や「日曜・休日」は「自宅」が７割を超えています。

⑨子育て環境についての評価



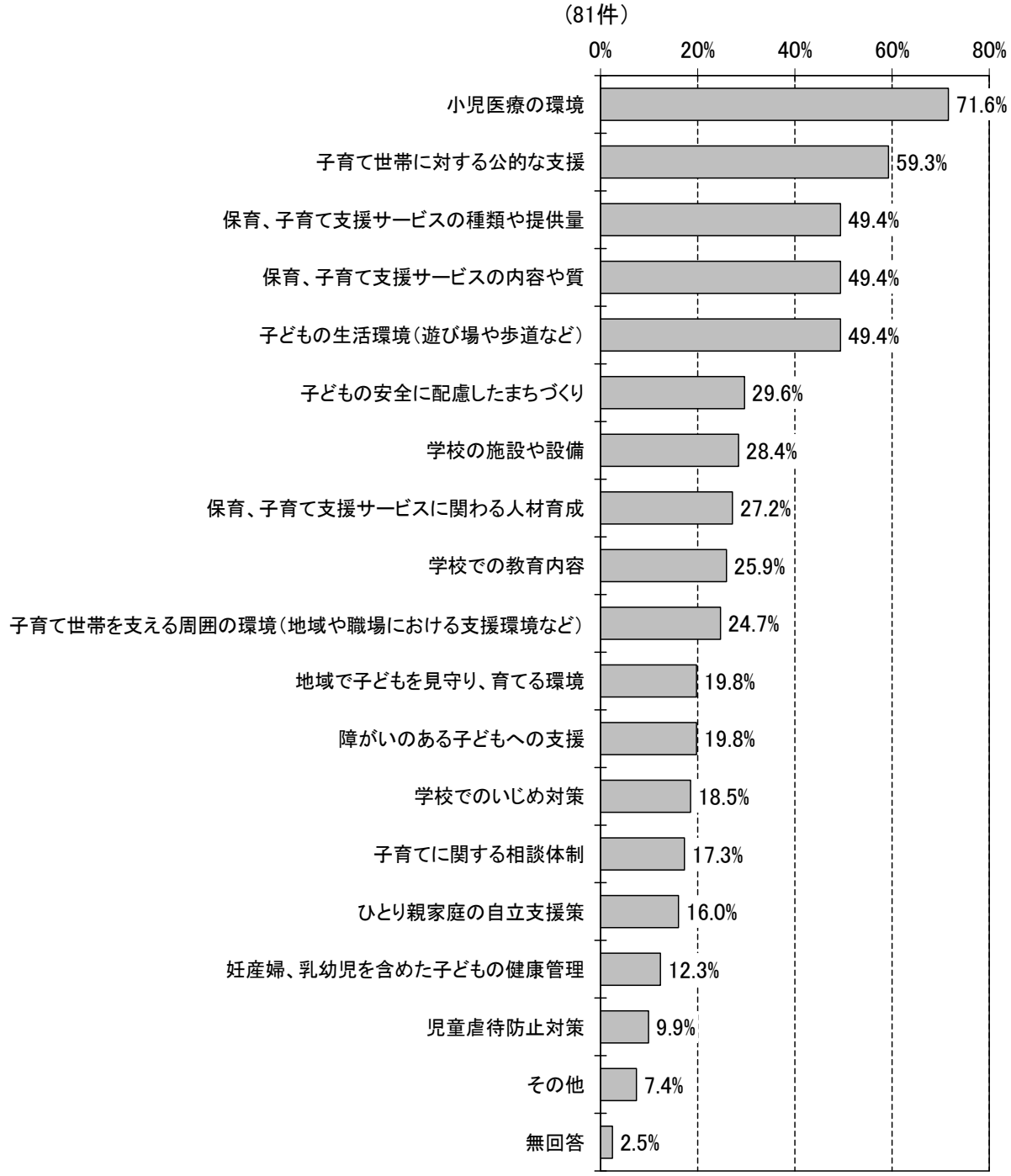
本町の子育て環境の評価について“そう思う”（「とてもそう思う」、「そう思う」）という回答を整理すると、「自然豊かである」（79.3%）、「保育園などに入所しやすい」（71.8%）、「治安がよい」（65.7%）の３項目については６割以上がそう思うとしています。

⑩子育てに関して日常悩んでいることや気になること



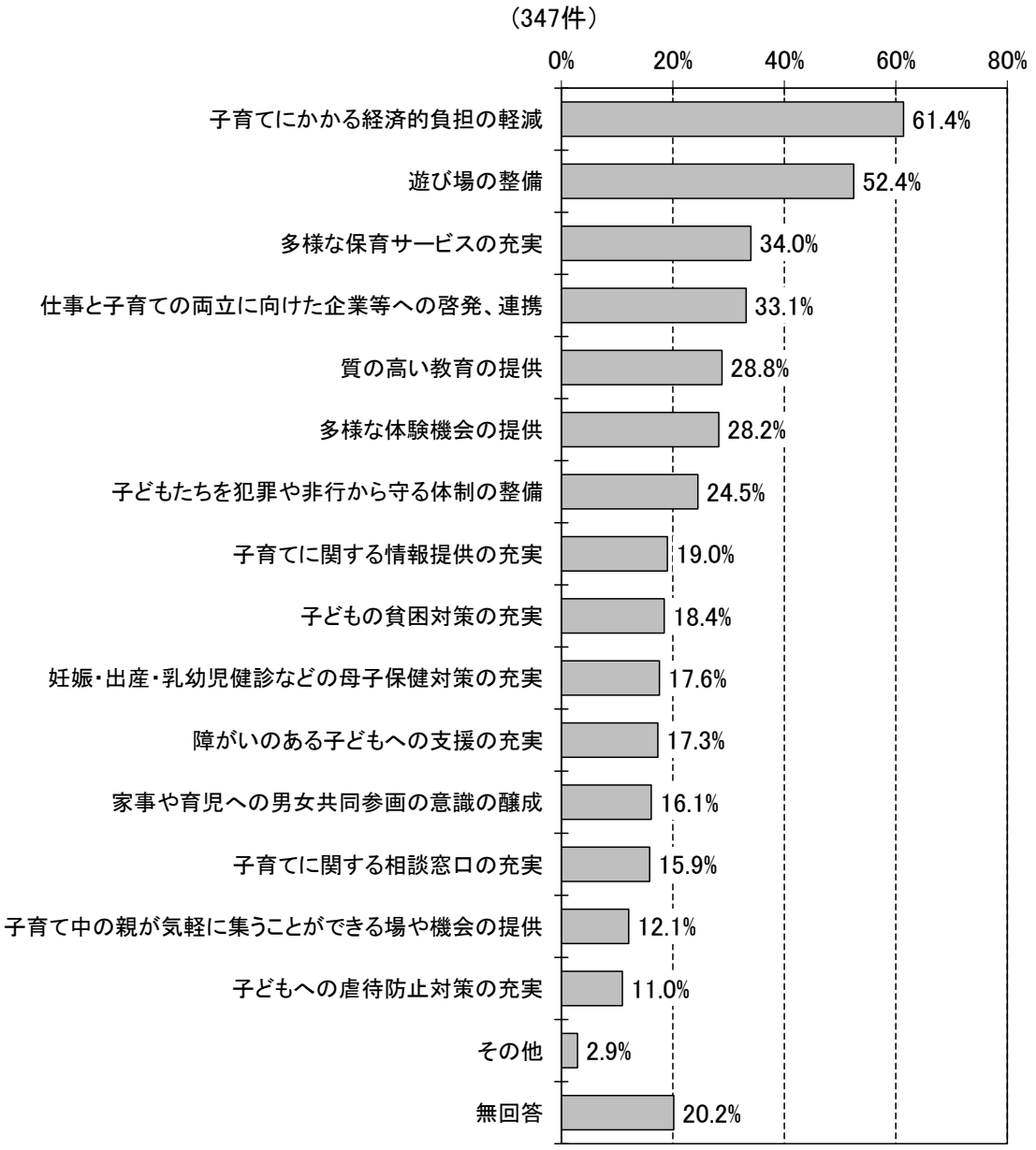
子育てに関して悩んでいることについては、「子どもとふれあう時間を十分にとれないこと」（35.4%）、「食事や栄養に関すること「（35.2%）、「病気・発育・発達に関すること」（32.0%）、「子どもの教育・学力のこと」（31.7%）、「子どもを叱りすぎているような気がすること」（30.3%）への回答が３割を超え多くなっています。

⑪子ども・子育て支援に関して不満に思うこと



本町の子ども・子育て支援の取組について“不満”（「やや不満」と「不満」）に思う理由は、「小児医療の環境」が 71.6%でもっとも多く、ついで「子育て世帯に対する公的な支援」が 59.3%と多くなっています。

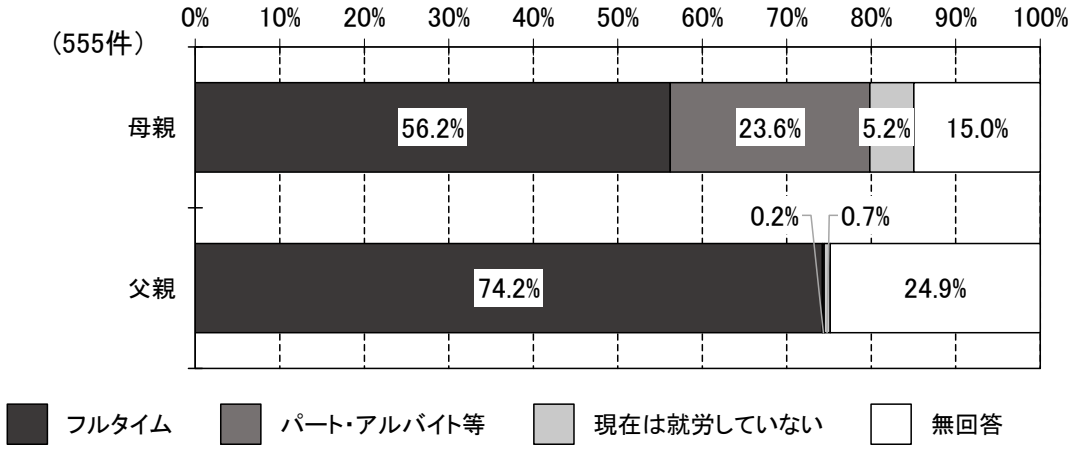
⑫今後、特に力を入れていくべきだと思う子育て支援



子育て支援として今後力を入れていくべきことは、「子育てにかかる経済的負担の軽減」が 61.4%でもっとも多く、ついで「遊び場の整備」が 52.4%となっています。

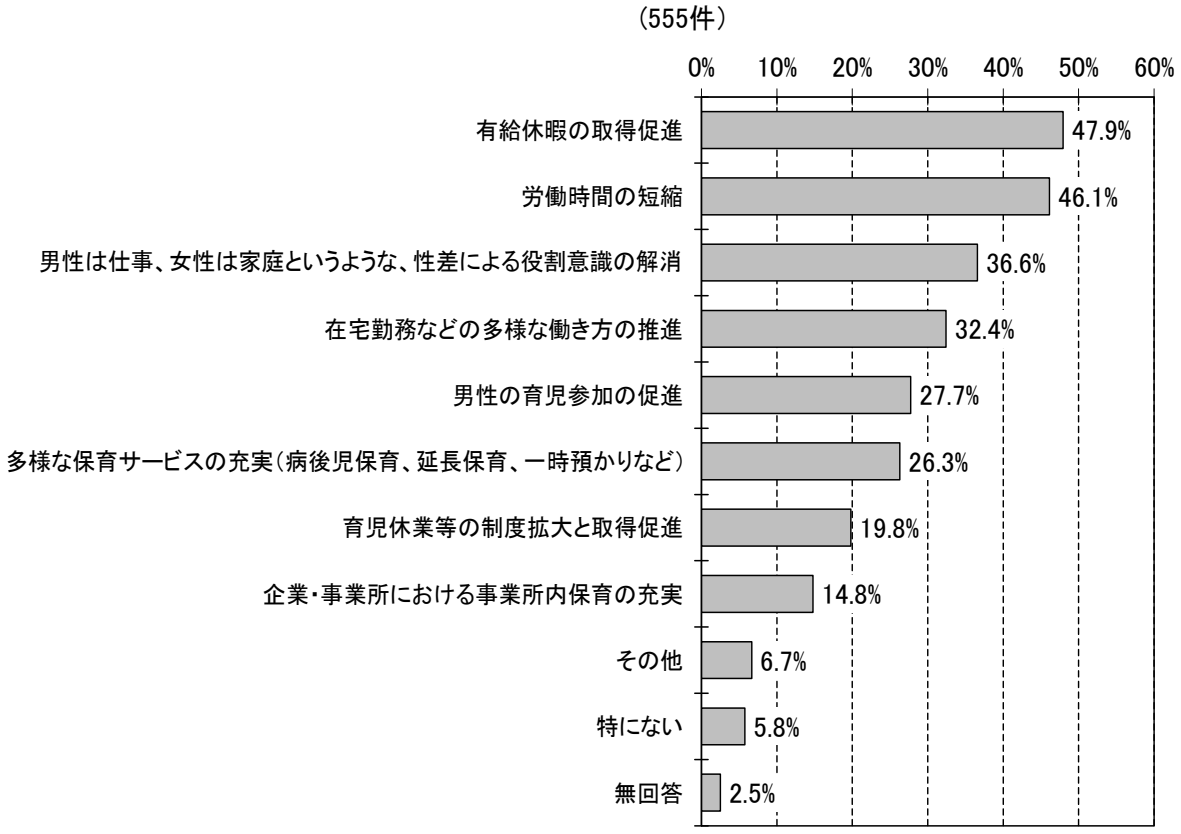
2）小学生児童保護者対象調査

①保護者の就労状況



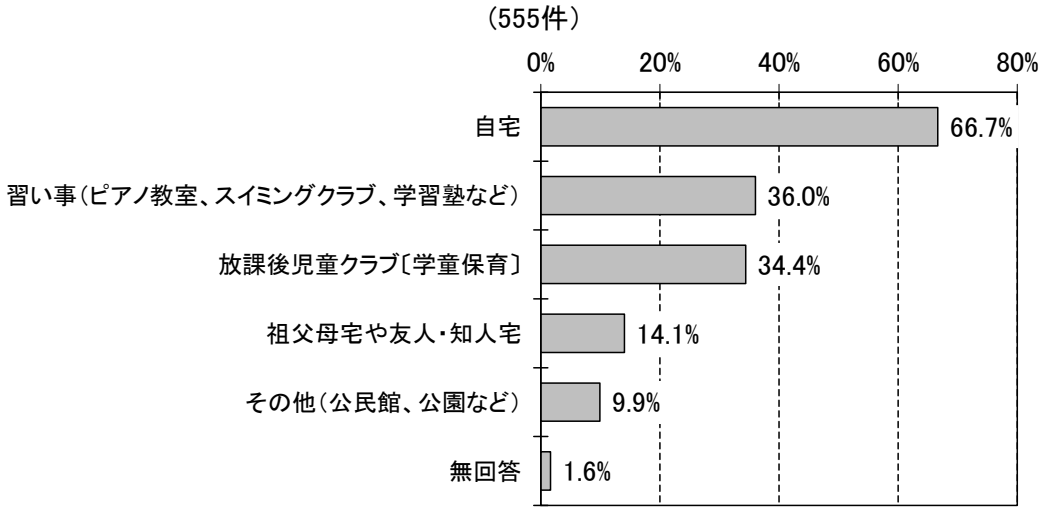
保護者の就労状況をみると、父母ともに「フルタイム」がもっとも多くなっています。父親よりも母親の方がその割合は低くなってはいますが、「フルタイム」は 56.2%、「パート・アルバイト等」は 23.6%で、あわせて 79.8%と約 8 割の母親が就労している状況となっています。

②仕事と子育てを両立させるために重要だと思うこと



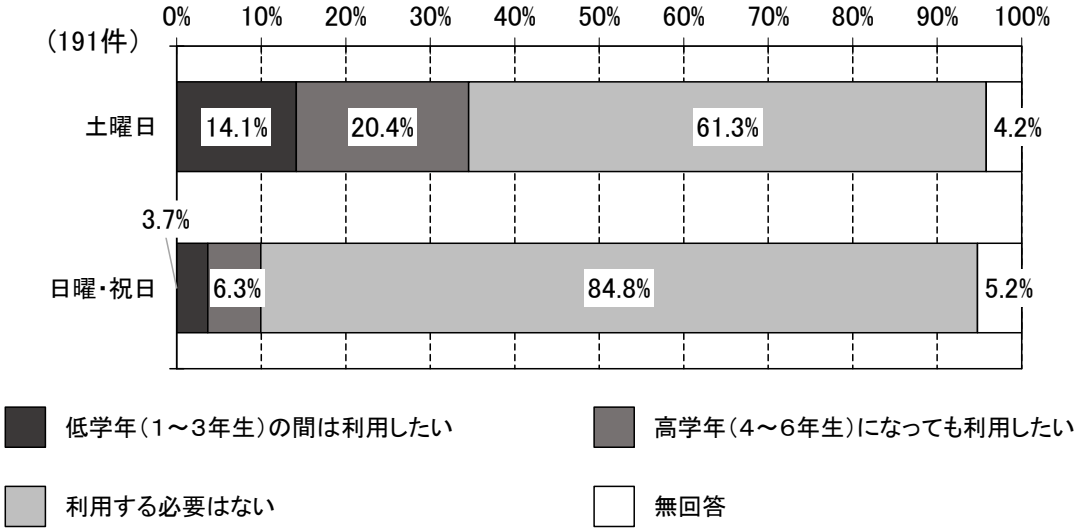
仕事や介護と子育てを両立させるために重要だと思うことでは、「有給休暇の取得促進」（47.9%）、「労働時間の短縮」（46.1%）等が多くなっています。

③子どもの放課後の過ごし方



放課後の過ごし方については、「自宅」が 66.7%でもっとも多く、ついで「習い事」が 36.0%となっています。

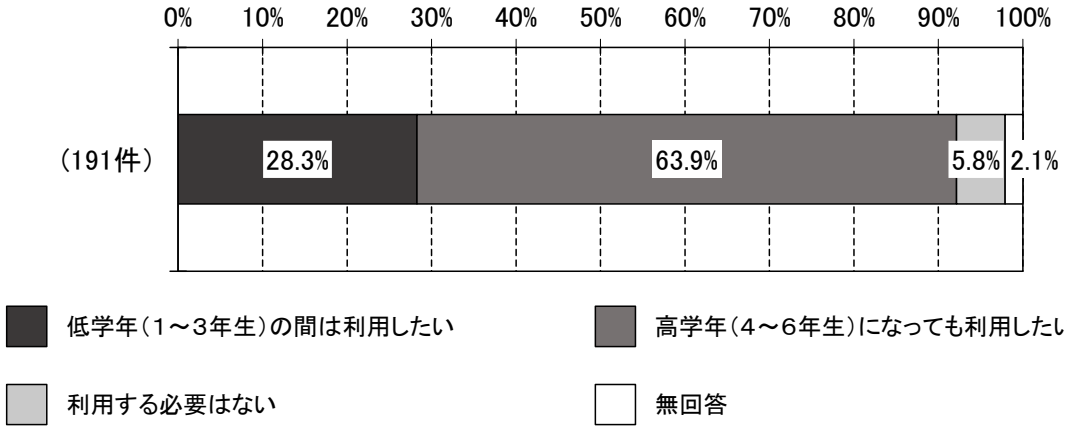
■休日の放課後児童クラブの利用希望



放課後に「放課後児童クラブ」を利用したいという人の土曜日、日曜・祝日の利用意向については、土曜日、日曜・祝日ともに「利用する必要はない」という回答がもっとも多くなっています。

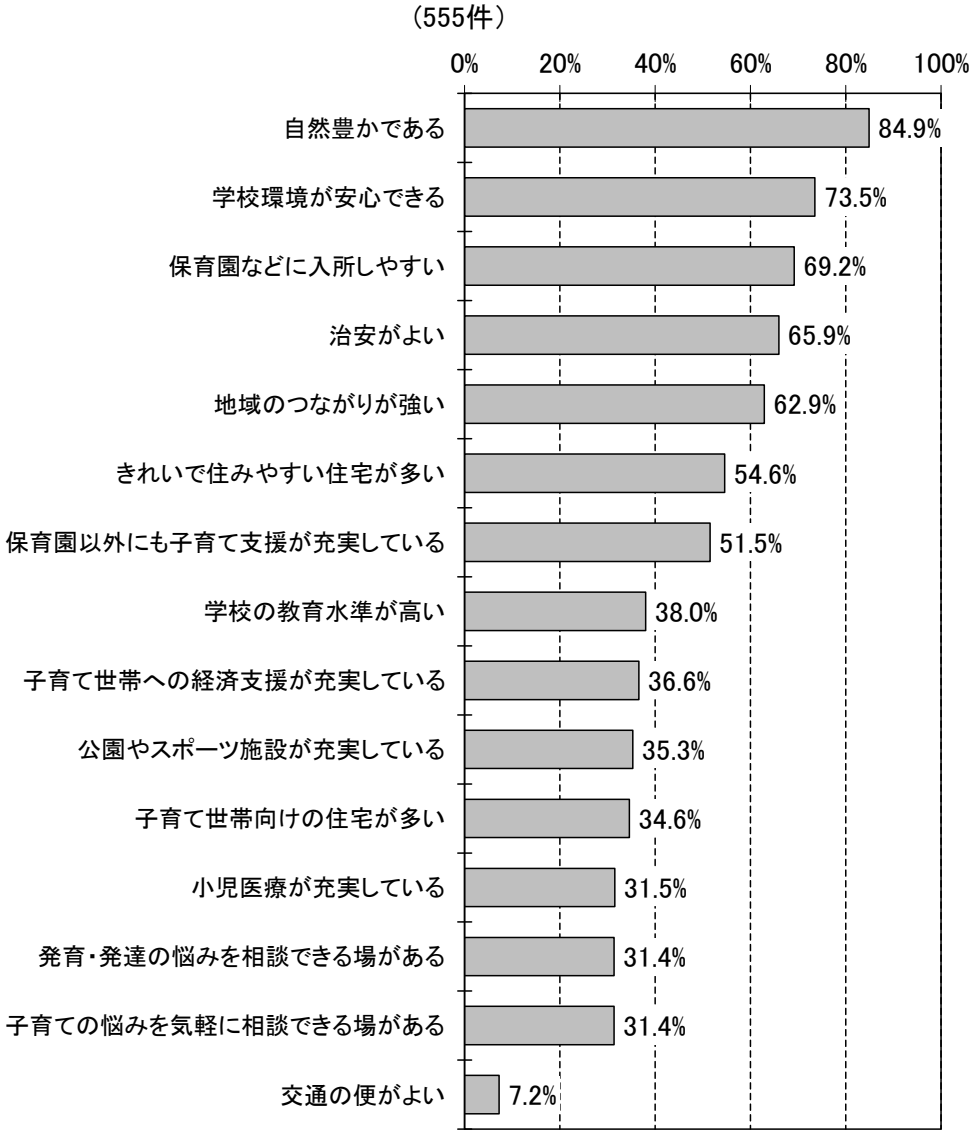
「土曜日」については、「低学年（1～3年生）の間は利用したい」が 14.1%、「高学年（4～6年生）になっても利用したい」が 20.4%となっています。「日曜・祝日」は「低学年（1～3年生）の間は利用したい」（3.7%）と「高学年（4～6年生）になっても利用したい」（6.3%）を合わせても利用したいという回答は1割程度となっています。

■長期の休暇期間中の放課後児童クラブの利用希望



「放課後児童クラブ」を利用したいという人の長期休暇中の利用意向については、「低学年（1～3年生）の間は利用したい」が 28.3%で、「高学年（4～6年生）になっても利用したい」は 63.9%と6割を超えており、土曜日、日曜・祝日に比べて利用したいという回答の割合が高くなっています。

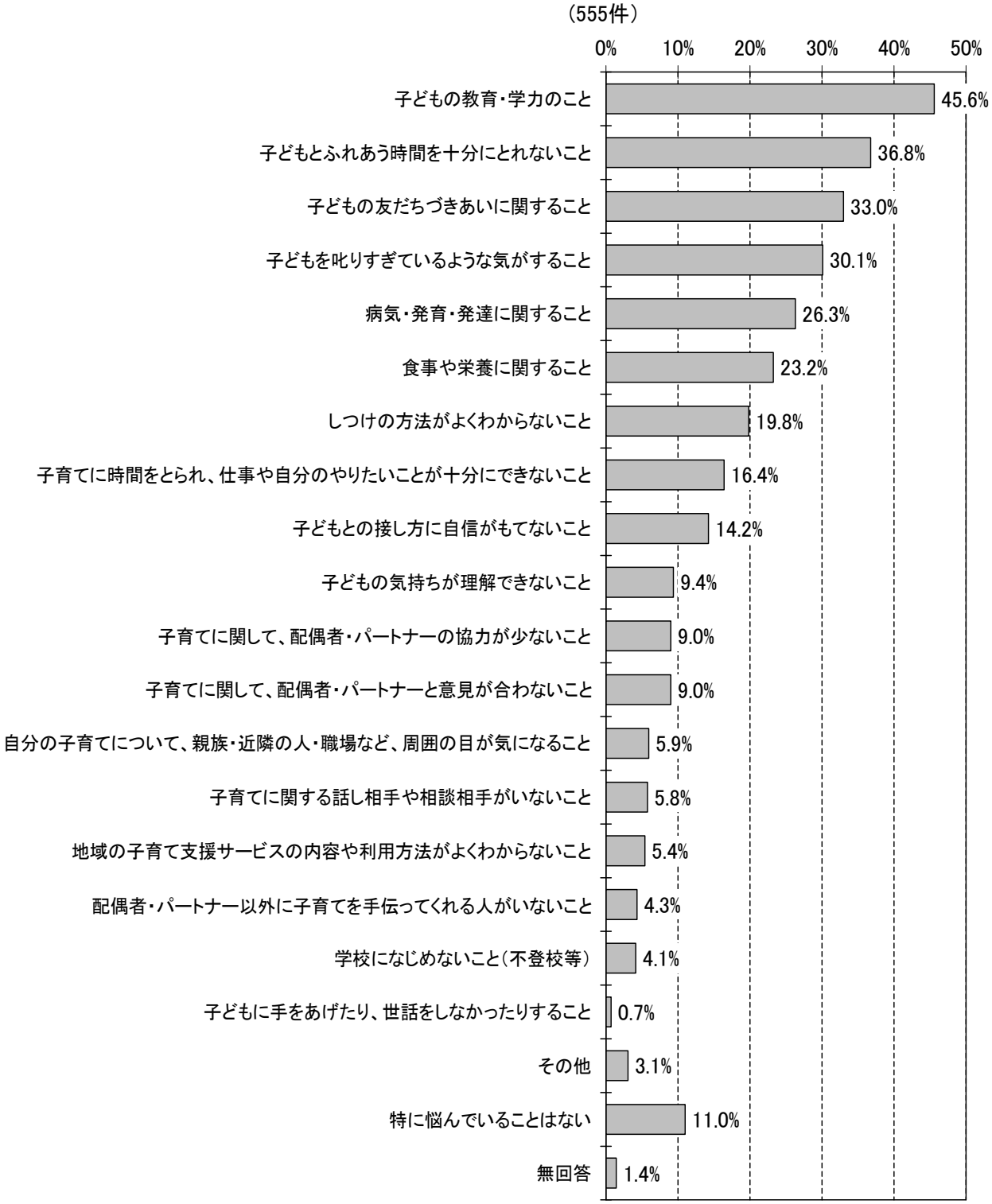
④子育て環境についての評価



本町の子育て環境の評価について“そう思う”（「とてもそう思う」、「そう思う」）という回答を整理すると、８割以上が「自然豊かである」（84.9%）としています。

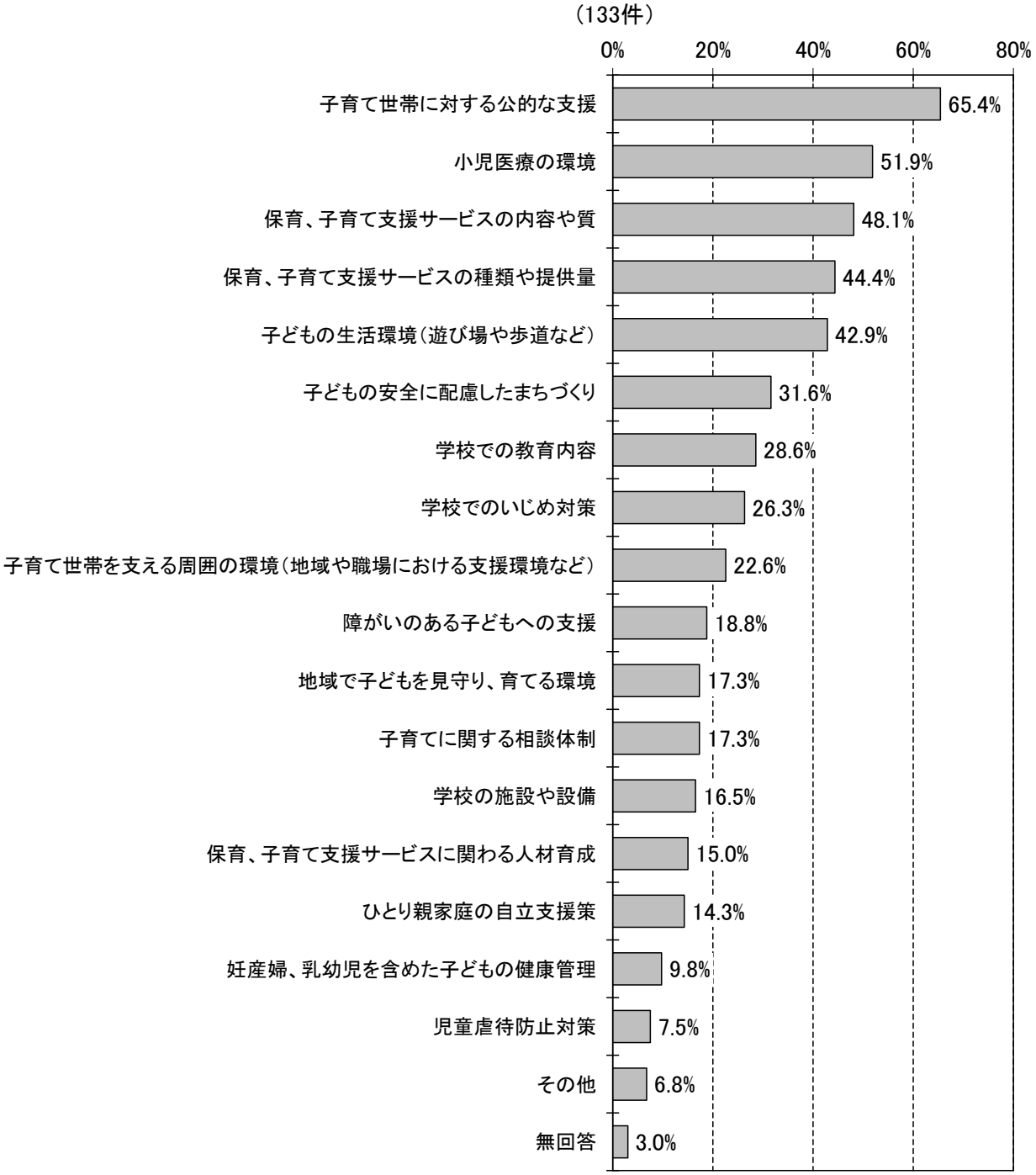
また「学校環境が安心できる」（73.5%）、「保育園などに入所しやすい」（69.2%）、「治安がよい」（65.9%）についても７割前後がそう思うとしています。

⑤子育てに関して日常悩んでいることや気になること



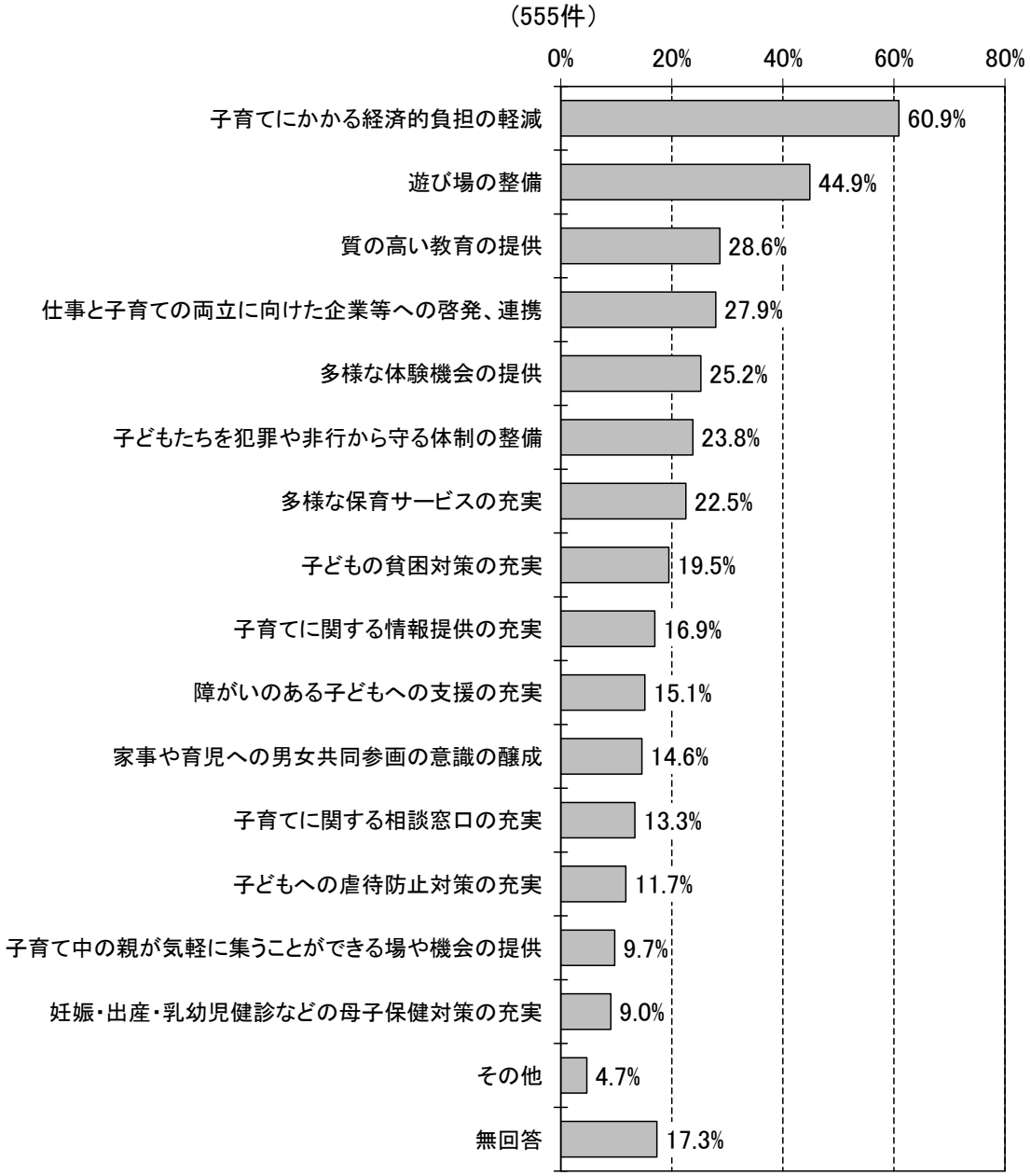
子育てに関して悩んでいることについては、「子どもの教育・学力のこと」が 45.6%でもっとも多くなっています。ついで「子どもとふれあう時間を十分にとれないこと」（36.8%）、「子どもの友だちづきあいに関すること」（33.0%）、「子どもを叱りすぎているような気がすること」（30.1%）への回答が３割以上を占めています。

⑥子ども・子育て支援に関して不満に思うこと



本町の子ども・子育て支援の取組について“不満”（「やや不満」と「不満」）に思うことの理由については、「子育て世帯に対する公的な支援」が 65.4％でもっとも多く、ついで「小児医療の環境」（51.9%）、「保育、子育て支援サービスの種類や提供量」（48.1%）への回答が５割前後で多くなっています。

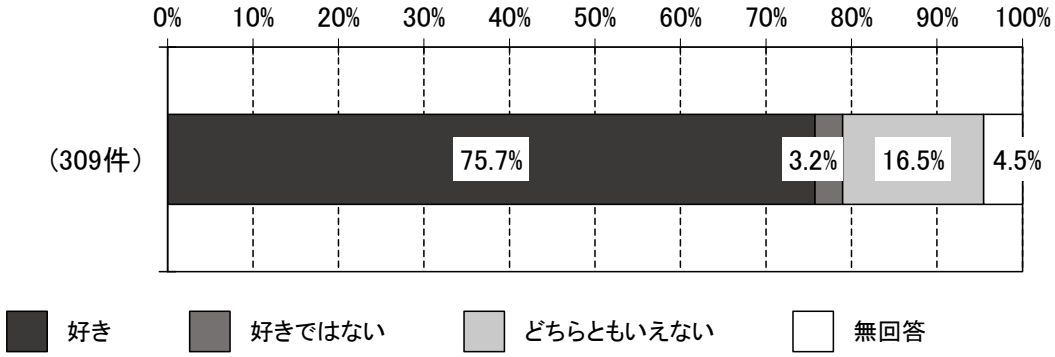
⑦今後、特に力を入れていくべきだと思う子育て支援



子育て支援として今後力を入れていくべきことでは、「子育てにかかる経済的負担の軽減」が 60.9%でもっとも多く、ついで「遊び場の整備」が 44.9%となっています。

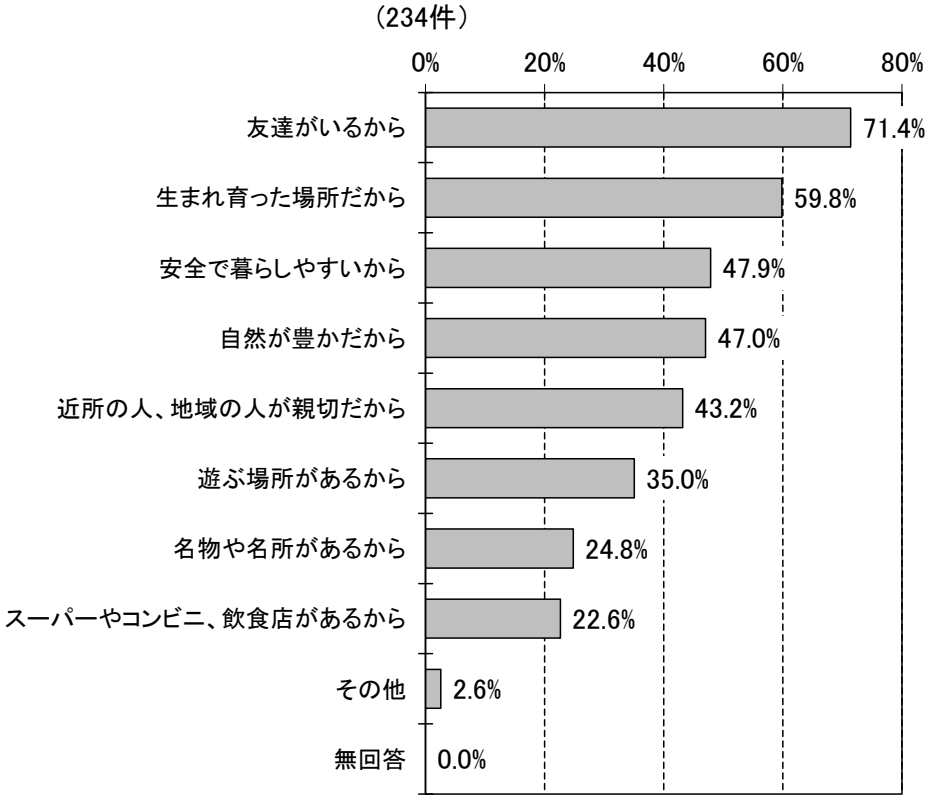
3）小学生本人調査

①河北町が好きかどうか



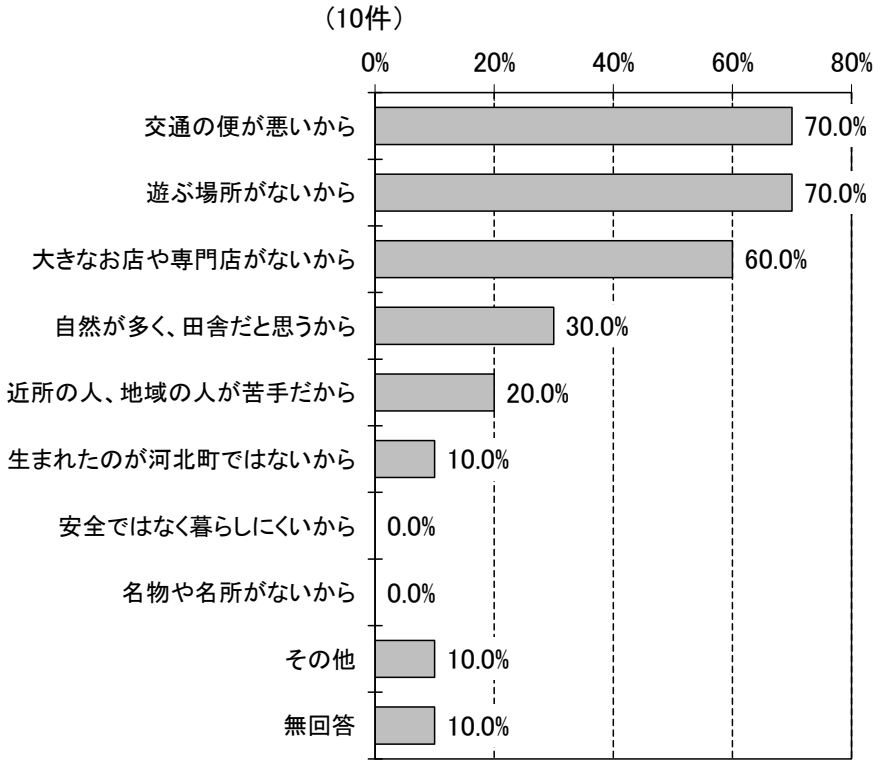
河北町が好きかどうかについては、7割以上が「好き」としています。「好きではない」は 3.2%、「どちらともいえない」が 16.5%となっています。

■好きな理由



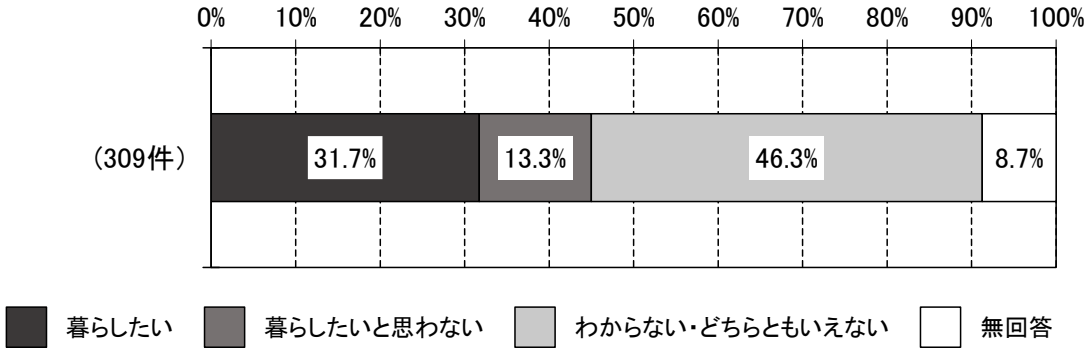
河北町のことが好きな理由としては、「友達がいるから」が 71.4%でもっとも多く、ついで「生まれ育った場所だから」が 59.8%となっています。

■好きではない理由



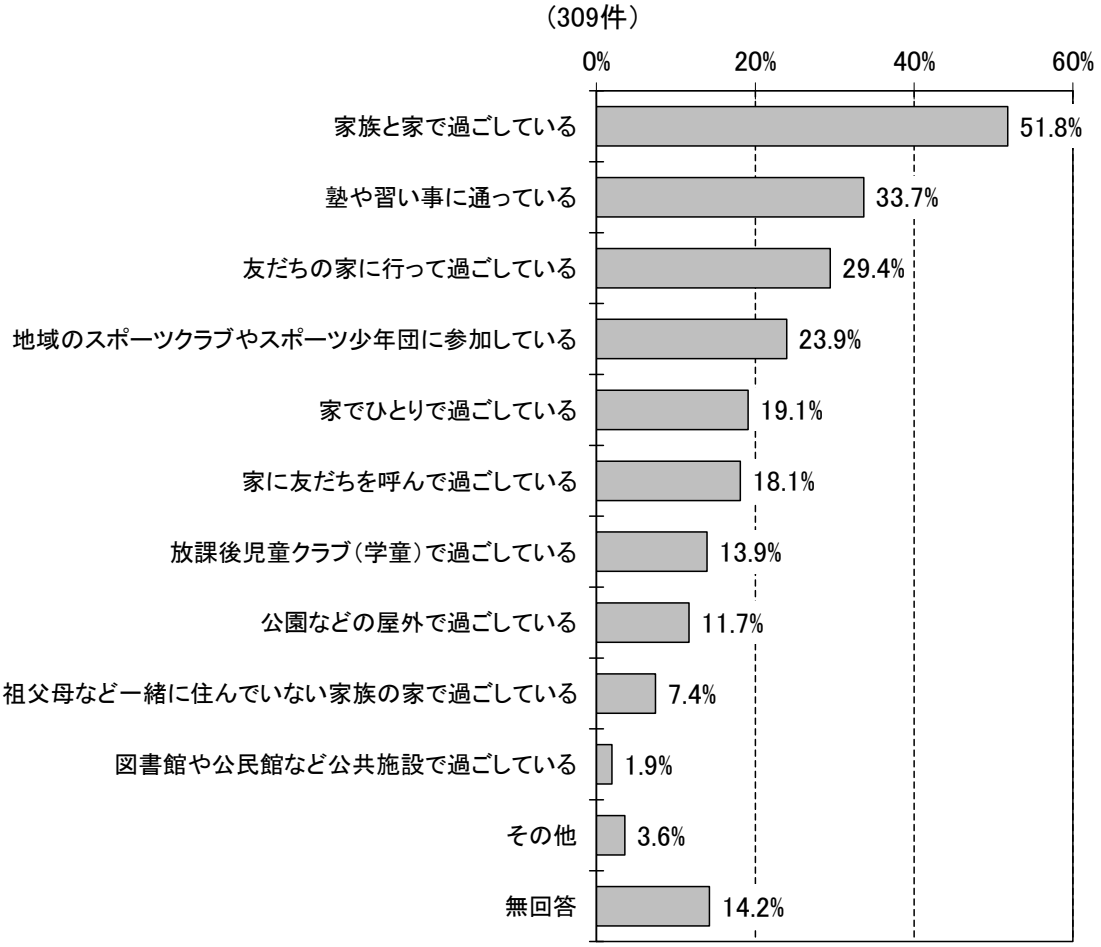
河北町のことが好きではない理由としては、「交通の便が悪いから」、「遊ぶ場所がないから」、「大きなお店や専門店がないから」等への回答が多くなっています。

②将来の居住意向



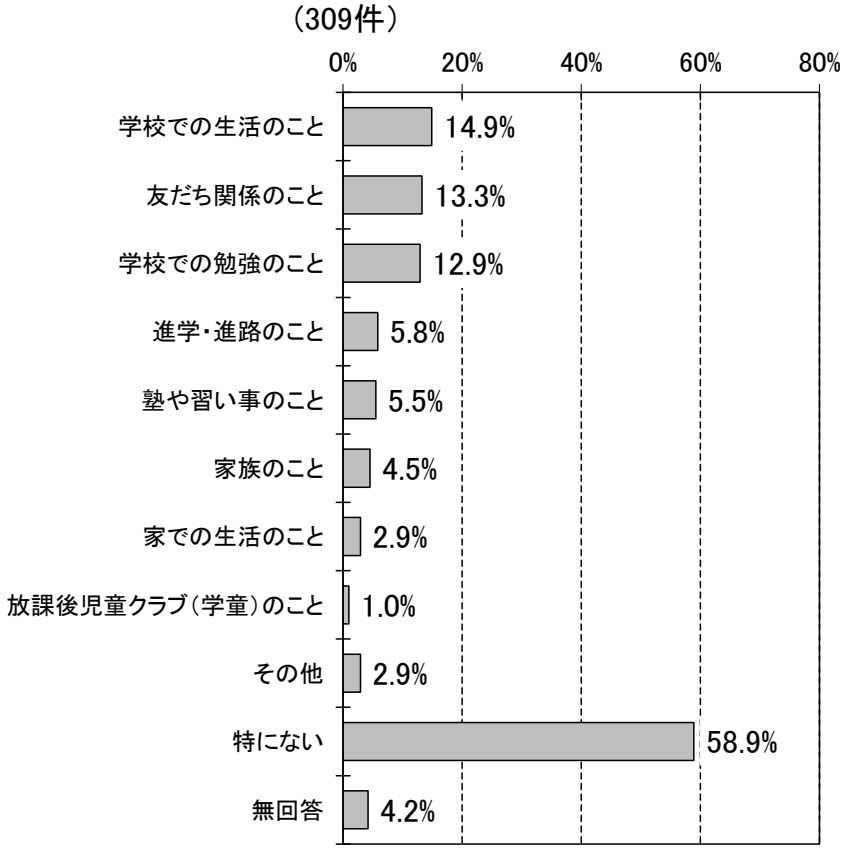
将来も河北町で暮らしたいかでは、「わからない・どちらともいえない」が 46.3%でもっとも多く、「暮らしたい」が 31.7%、「暮らしたいとは思わない」が 13.3%となっています。

③放課後の過ごし方



放課後の過ごし方については、「家族と家で過ごしている」が 51.8%でもっとも多く、ついで「塾や習い事に通っている」（33.7%）、「友達の家に行って過ごしている」（29.4%）等が３割前後となっています。

④困っていることや悩んでいること



困っていることや悩んでいることでは、６割近くが「特にない」（58.9%）としています。
困っている、悩んでいることとしては、「学校での生活のこと」（14.9%）、「友だち関係のこと」（13.3%）、「学校での勉強のこと」（12.9%）となっています。

４）調査結果からの課題

①保育サービス

８割程度の家庭が両親共に働いており、０～２歳児の保育ニーズの高まりとともに、保育サービスの量的な確保が求められています。

また、ライフスタイルや就労形態の多様化等から、一時預かりや病児・病後児保育等、多様な保育サービスの充実が必要です。

就学前児童の保護者の半数近くは、小学校への入学後は平日に放課後児童クラブを利用したいと希望しており、小学生の保護者の６割以上は、高学年になっても長期休暇中に利用したいというニーズがあります。

②育児への不安や負担

ほとんどの保護者が子育てに関する悩みを持っており、相談できる場や親子で交流できる場の確保、専門機関での対応が必要な方への支援が求められます。また、子育てに関する情報提供の充実や、子育てにかかる経済的負担の軽減が求められています。

③子育て環境

安心して子育てできる環境が求められています。特に、小児医療の充実、遊び場の整備へのニーズがあります。また、家事や育児への男女共同参画の意識の醸成や、仕事と子育てを両立させるため、企業への啓発と連携が求められています。

第３章　計画の方向性

１．基本理念

（１）基本理念

「子ども・子育て支援制度」では、市町村は子ども・子育て支援の実施主体の役割を担い、地域のニーズに基づいて事業計画を策定し、質の高い幼児期の教育・保育及び地域の子ども・子育て支援事業の提供を図ることが求められています。

また、次世代育成支援対策では、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して取り組んでいくこと、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、次代の社会を担う子どもを育成または育成しようとする家庭に対する支援や子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備・雇用環境の整備等へ取り組むことが求められます。

本町では、「河北町子育て基本条例」により、子ども・子育て支援の基本理念を「子どもが健やかに成長し、安心して子育てができるまち」と掲げており、第２期計画において各種の施策に取り組んできました。多くの事業は計画通りに進めることができているところですが、今後も継続して取り組むべきことも多い中、より基本理念の実現に近づけるために第２期計画策定後も新たな事業をスタートさせています。

そこで、第３期子ども・子育て支援事業計画においては、これまでの取組を継続し、さらに発展させていくことを目指します。

子どもが健やかに成長し安心して子育てができるまち

（２）計画推進の考え方

１）子ども・子育て支援事業計画に対する考え方

「子ども・子育て支援制度」で定められた「子ども・子育て支援事業計画」は、「教育・保育サービスの利用量」を定める事業計画で、国は「幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画」と定義しています。

本計画の推進にあたっては、子ども・子育て支援法で規定される「子ども・子育て支援給付」や「地域子ども・子育て支援事業」の整備を図るとともに、子どもや子育て家庭に必要とされるサポートについて、子ども・子育て家庭、地域社会と一緒になって取り組んでいきます。

＜教育・保育提供区域について＞

子ども・子育て支援事業計画においては、「量の見込み」及び「確保の方策」の設定単位として、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（「教育・保育提供区域」）を設定するよう定められています。

本町では、全域を一地区として教育・保育提供区域に設定します。

＜教育・保育の一体的提供及び質の向上＞

幼稚園、認可保育所、認定こども園を配置し、保護者の多様なニーズに対応できるようにしています。

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものであることから、子どもたちに質の高い教育・保育の提供を行うとともに、保護者や地域の子育て力の向上に向けた支援を実施するため、引き続き教育・保育の一体的提供体制の充実を図ります。

また、幼稚園教諭や保育士の人材の確保・育成に向けて、幼保併有資格の取得促進、幼稚園教諭と保育士の合同研修、保育士の処遇改善、職員の資質の向上等にも取り組みます。

＜産休・育休後の教育・保育施設等の円滑な利用の確保＞

保護者が産休・育休明けの希望する時期に、円滑に教育・保育施設や地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供を図るとともに、計画的に教育・保育施設や地域型保育事業を整備していきます。

＜子どもに関する専門的知識・技術を要する支援における県との連携＞

児童虐待防止対策の充実、母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進、障がい児等特別な支援が必要な子どもの施策の充実等については、県が実施する施策との連携を図るとともに、関係機関との情報共有や実施する施策との連携についても視野に入れて、子育て支援を展開していきます。

＜職業生活と家庭生活の両立のための環境整備施策との連携＞

働いている人々の仕事と生活の調和を実現するため、職場での働き方や家庭での役割分担を選択できる環境の整備や、意識の醸成に継続的に取り組む必要があります。そのため、県や町内企業、労働者や子育て支援等の関連団体、労働局等と連携をとりつつ、実情に応じた取組（労働者、事業主、住民等へ向けた周知・啓発、仕事と子育ての両立のための基盤整備等）を推進します。

＜子育てのための施設等利用給付の円滑な実施＞

令和元年 10 月から実施している幼児教育・保育の無償化に伴い、子育てのための施設等利用給付が創設されています。

本町では、保育の必要性がある１号認定児童の預かり保育料を施設の法定代理受領として実施しています。このほか、届出保育施設等や施設型給付を受けない幼稚園の保育料等についても対象児童がいる場合は対応します。

２）次世代育成支援行動計画の継承に対する考え方

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境整備づくりを重点的に推進するために、これまでの次世代育成支援行動計画の内容を継承し、すべての子どもと子育て家庭を対象とし、子育ての意義について理解が深められ、子育てに伴う喜びが実感されるための各種施策に取り組んできました。

次世代育成支援対策推進法は、次世代育成支援に関わる取組を重点的に推進するための平成 26 年度までの時限法でしたが、法改正に伴い、法律の有効期限が延長（令和 6 年改正により令和 17 年 3 月 31 日まで延長）され、引き続き、次世代育成支援対策推進法に基づき、次世代育成支援に関わる総合的な施策に継続して取り組むことが可能となっています。

そこで、本町においては、子ども・子育て支援に関わる取組を総合的に推進していくため、子ども・子育て支援法に基づく保育サービスや子育て支援事業等の推進と次世代育成支援対策推進法に基づく総合的な子ども・子育て支援施策を引き続き一体的に推進していきます。

２．基本目標

（１）計画の基本的な視点

町全体で、子ども・子育て支援と次世代育成の支援をしていくため、前回計画を踏襲し、以下の視点から検討・推進を図ります。

①子どもの発達と成長に応じた視点

子どもの育ちと子育てをめぐる環境を踏まえ、１歳未満の乳児期、３歳未満の幼児期、３歳以上の幼児期、小学校就学後の学童期のそれぞれの段階を経て、成長を遂げていく子どもの育ちをしっかりと支えていくために、子どもの発達段階に応じた子ども・子育て支援を推進します。

②子どもの権利という視点

18 歳未満のすべての子どもが人としての権利や自由を尊重し、また、子どもに対する保護と援助を促進する目的として、平成元年、国際連合総会で「児童の権利に関する条約」が採択されました。このような状況を踏まえ、次世代育成支援対策の推進においても、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるように配慮します。

③親子のきずなづくりという視点

子育ての第一義的責任はまず父母その他の保護者にあるという原点に立ち返るとともに、子育てが何ものにも最優先されるべきであるとの認識のもと「親子のきずな」や「家族のつながり」を深めていくことこそが次世代育成支援の基本的考え方として本計画の各施策を推進します。

④次代の親づくりという視点

子どもは次代の親となるという認識のもと、「親子のきずな」や「家庭のつながり」を深めていくことが改めて重要になっています。子ども自身が将来親という立場になったときに、それらの家族やきずな・つながりの記憶こそが自立した家庭を持つことに役立つものと考えます。長期的な視野に立ち、家族の役割の大切さや子どもの健全育成に取り組みます。

⑤サービス利用者の視点

核家族化の進行や産業構造の変化、価値観の多様化等により、子育て家庭の生活実態や子育てや支援に係る利用者のニーズは多様化しています。このため、様々なニーズに柔軟に対応できるように、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な取組を行っていきます。

⑥すべての子どもと家庭への支援という視点

子育てと仕事の両立支援のみならず、子育ての孤立化等の問題点を踏まえ、広くすべての子どもと家庭への支援という観点から国及び県、町、事業所、地域社会等社会全体の協力により次世代育成支援対策を進めていきます。

⑦地域における社会資源の効果的な活用という視点

ボランティア団体を始めとする様々な地域活動団体や町社会福祉協議会、民生委員、児童委員に加え、自然環境や伝統文化等、様々な地域の社会資源を十分かつ効果的に活用していきます。また、学校施設等をはじめとする各種の公共施設の活用を図ります。

（２）基本目標

計画の柱（基本目標）については、いくつかの事業の廃止や新規事業の追加があったものの、多くの事業が前回計画から内容面で充実や見直しを図りながらも継続しており、本計画も“子どもの健やかな成長”と“子育てが安心してできること”を目指している点においては前回計画と同様であることから、前回計画を踏襲し、以下のように基本目標を設定します。

基本目標１：地域における子育て支援

すべての子どもと子育て家庭が、それぞれの子どもや家庭の状況に応じ、子育ての安心感や充実感を得られるように、様々な子育て支援サービスの充実を図ります。

基本目標２：子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

次代の担い手である子どもが豊かな個性と感性を育み、かつ調和のとれた人間として成長するために、地域で連携しながら、さまざまな取組や支援体制の充実を図ります。

また、学校・家庭・地域等地域資源のネットワークにより、教育や遊び、日常の暮らしの中で子どもの未知なる可能性や生きる力を育みます。

基本目標３：妊産婦・母親及び乳幼児等の健康確保と増進

安心・安全な妊娠・出産を支援するため、保健事業の確実な実施に努め、妊娠・出産期から子育て期までの切れ目のない支援の充実を図ります。

また、すべての子どもの健やかな成長に向け、子どもの疾病予防を目的とした健康管理・指導の強化や基本的な生活習慣の確立に向け、食育の推進に取り組みます。さらに、思春期における保健対策や小児医療の助成対象を拡充し、安心して子どもを生み育てるための環境づくりを進めます。

基本目標４：特別な支援を必要とする児童・家庭への支援

児童虐待防止対策の推進やひとり親家庭への自立支援、障がいのある子どもへの支援等、支援を必要とする家庭や子どもに対するきめ細やかな支援体制を整備します。

基本目標５：子ども等の安全の確保

子どもを危険から守り、安全を確保するため、地域や関係機関等と連携を図り、防犯活動や交通安全活動を推進します。

基本目標６：子育てを支援する生活環境の整備

子育てに関わる生活環境が充実し、すべての家庭が安心して子育てを行うことができるように、居住環境や経済的支援、必要な情報の提供を行っていきます。

基本目標７：仕事と子育てとの両立の推進

仕事と生活の調和の実現を目指し、育児休業制度への理解や家庭内における父親の育児参加の機会の促進等社会全体の意識の醸成を図るため、企業へのワーク・ライフ・バランスに関する情報の提供・支援を行うとともに、より一層の啓発を図り、普及を推進します。

３．施策の体系

＜基本理念＞

子どもが健やかに成長し安心して子育てができるまち

＜基本目標＞

基本目標１：地域における子育て支援

1　教育・保育事業の推進
2　地域子ども・子育て支援事業の推進
3　子育て支援のネットワークづくり

基本目標２：子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

1　子どもの「生きる力」の育成に向けた学校教育の整備
2　家庭や地域の教育力の向上
3　子どもたちが健やかに育つ環境の整備

基本目標３：妊産婦・母親及び乳幼児等の健康確保と増進

1　子どもと母親の健康支援
2　食育の推進
3　思春期保健対策の充実
4　小児保健・医療の充実

基本目標４：特別な支援を必要とする児童・家庭への支援

1　児童虐待及び非行防止対策の充実
2　ひとり親家庭への支援
3　障がい児施策の充実

基本目標５：子ども等の安全の確保

1　子どもの交通安全を確保するための活動の推進
2　子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進
3　被害にあった子どもの保護の推進

基本目標６：子育てを支援する生活環境の整備

1　居住環境の整備
2　経済的支援
3　情報提供

基本目標７：仕事と子育てとの両立の推進

1　多様な働き方の実現
2　働き方の見直し

第４章　施策の展開

基本目標１　地域における子育て支援

１．教育・保育事業の推進

（１）施設型給付事業

①教育施設（幼稚園、認定こども園）

担当課等	こどもみらい課子育て支援係

［事業内容］

幼稚園は、学校教育法に基づく教育機関で、保護者の就労状況に関わらず３歳から入園できます。３歳になる学年（満３歳児）の受け入れや預かり保育を行っている園もあります。

認定こども園は、認可幼稚園と認可保育所が併設されており、教育・保育を一体的に行う県の認定を受けた施設です。幼稚園と保育所の両方の良さをあわせ持っており、保護者が働いている、いないに関わらず利用でき、保護者の就労状況が変化した場合でも、通い慣れた園を継続して利用できることが大きな特長です。

［今後の方向性］継続

現在は、かほくあいこども園、ひなのこども園、認定こども園ひかり幼稚園の幼稚園部及び私立の河北幼稚園が教育利用（１号認定）の対象となっています。

利用は概ね計画通りに推移し、十分な提供量を確保することもできています。

共働き家庭の増加によりニーズは減少傾向ではありますが、今後も利用希望者は一定数いると予想されるため、既存の幼稚園と認定こども園により、就学前の教育の場として、質の向上を図り、サービスを提供していきます。

②保育施設（認可保育所、認定こども園）

担当課等	こどもみらい課子育て支援係

［事業内容］

認可保育所は、保護者の就労や病気等で、家庭でお子さんをみることができない場合に保護者の代わりに保育する施設であり、県の認可を受けた施設です。

認定こども園は、認可幼稚園と認可保育所が併設されており、教育・保育を一体的に行う県の認定を受けた施設です。幼稚園と保育所の両方の良さをあわせ持っており、保護者が働いている、いないに関わらず利用でき、保護者の就労状況が変化した場合でも、通い慣れた園を継続して利用できることが大きな特長です。

［今後の方向性］継続

現在は、かほくあいこども園、ひなのこども園、認定こども園ひかり幼稚園が保育利用（２・３号認定）の対象となっています。

利用は概ね計画通りに推移し、十分な提供量を確保することもできています。

出生数は減少傾向にあるものの、共働き家庭の増加や入園の低年齢化、幼児教育・保育の無償化の影響により、教育・保育利用ニーズは高まるものと考えられるため、既存の認定こども園により、就学前の保育の場として、質の向上を図り、サービスを提供していきます。

（２）地域型保育給付事業

①地域型保育施設

担当課等	こどもみらい課子育て支援係

［事業内容］

地域型保育施設とは、地域における多様な保育ニーズに対応するとともに待機児童解消のため、保育所（原則
２０人以上）より少人数の単位で０歳から２歳の乳幼児を保育する事業です。市町村による認可事業として、児童福祉法に位置づけられ、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとしています。

［今後の方向性］継続

平成２８年度に小規模保育施設として開園したちびっこ園、認可外保育施設から小規模保育施設に令和元年度に移行したチャイルド第二ホーム及び令和３年度に移行したチャイルドホームが保育サービスを提供しています。

出生数は減少傾向にあるものの、共働き家庭の増加によりニーズは高まっていると考えられるため、既存の地域型保育施設により、就学前の保育の場として、質の向上を図り、サービスを提供していきます。

（３）届出保育施設等事業

①届出保育施設等

担当課等	こどもみらい課子育て支援係

［事業内容］

届出保育施設等とは保育を目的とする施設で、県の認可を受けていない施設（認可外保育施設）です。町内では、べにばなベビーホーム、ちびっこホームがサービスを提供しています。

町独自の利用料支援として、0・1・2歳児保育支援事業等により届出保育施設利用者の負担を軽減しており、今後も継続して取り組んでいきます。

［今後の方向性］継続

町独自の補助事業を継続しながら届出保育施設及び利用者の支援を継続していきます。

（４）待機児童対策

①待機児童対策事業

担当課等	こどもみらい課子育て支援係

［事業内容］

保育サービスの利用を希望し待機となった場合に、利用者の自宅に保育者を派遣して保育を実施する居宅訪問型保育事業（待機児童向け）や保育所等の空いているスペースを活用して期間限定で子どもを預かる期間限定型保育事業等、待機状態が解消されるまでの支援を行うサービスや、保育所の整備や保育士の確保等の受入量の拡大に向けた基盤整備等、待機児童の解消に向けた総合的な取組です。

［今後の方向性］継続

今のところ待機児童はおりませんが、今後も継続して教育・保育の量の維持・確保に取り組んでいきます。

２．地域子ども・子育て支援事業の推進

（１）相談支援事業

①利用者支援事業

担当課等	こどもみらい課こども家庭センター・総合子育て支援センター・かほくあい子育てセンター・ひなの子育てセンター

［事業内容］

子どもや保護者が、幼稚園・認定こども園等での教育・保育や一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、福祉に関わる各機関で情報提供や相談を含めた支援を行うとともに、令和６年度からこども家庭センターを設置し、妊娠期からの包括的な切れ目ない支援を行っています。

［今後の方向性］継続

令和６年４月からこども家庭センターを新たに開設したことにより、母子保健、児童福祉の連携を強化し、妊娠期からの切れ目ない支援をより一層充実させていきます。

②地域子育て支援拠点事業

担当課等	こどもみらい課子育て支援係・総合子育て支援センター・かほくあい子育てセンター・ひなの子育てセンター

［事業内容］

公共施設や地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する事業で、３か所の子育て支援センターで、親子の活動の場の提供や育児相談等を実施しています。

［今後の方向性］継続

今後も継続して取り組んでいきます。

③妊婦等包括相談支援事業

新規

担当課等	こどもみらい課こども家庭センター

［事業内容］

すべての妊婦や子育て家庭を対象に、妊娠届出時、妊娠８か月頃、乳児家庭全戸訪問時等のタイミングで出産・育児の見通しを立てるための面談またはアンケートを実施し、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を行います。

［今後の方向性］継続

今後も継続して事業を実施し、妊娠期から子育て期まで継続的に妊婦や子育て家庭の不安に寄り添い、支援を行っていきます。

（２）訪問系事業

①乳児家庭全戸訪問事業

担当課等	こどもみらい課こども家庭センター

［事業内容］

生後２か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげます。

この訪問を乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とすることにより、乳児家庭の孤立を防ぐことを目指し、すべての家庭を訪問して相談やサービスの紹介等を行い、不安の解消や適切な機関につながるようにサービスの調整を行っています。

［今後の方向性］継続

今後も家庭と地域社会をつなぐ最初の機会として、すべての家庭を訪問し、相談・適切なサービス提供等の支援を行っていきます。

②養育支援訪問事業

担当課等	こどもみらい課こども家庭センター

［事業内容］

個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図るため、育児ストレス、産後うつ病、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、子育て経験者等による育児・家事の援助や保健師等による具体的な養育に関する指導助言等を訪問により実施します。

妊娠から出産後まで継続的な関わりの中で、養育支援が特に必要な家庭を把握し、家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児援助等）を行っています。

［今後の方向性］継続

引き続き家庭の状況の把握に努め、養育支援が特に必要な家庭に対して必要な支援を行っていきます。

③子育て世帯訪問支援事業

新規

担当課等	こどもみらい課こども家庭センター

［事業内容］

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる世帯を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事、子育て等の支援を行います。

［今後の方向性］新規

支援が必要な家庭の把握に努め、適切な支援が行えるよう、事業の実施について検討を行います。

（３）通所系事業

①子育て短期支援事業（ショートステイ事業・トワイライトステイ事業）

担当課等	こどもみらい課こども家庭センター

［事業内容］

ショートステイ事業は、保護者が疾病その他の理由により、家庭において児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設等において一時的に養育・保護を行い、トワイライトステイ事業は、仕事やその他の理由により平日の夜間また休日に不在となり、家庭において児童の養育が困難な場合に、児童養護施設等において一時的に養育・保護を行います。

［今後の方向性］継続

今後も適切な支援を行っていきます。

②一時預かり事業

担当課等	こどもみらい課子育て支援係

［事業内容］

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を幼稚園、認定こども園で一時的に預かります。

幼稚園や認定こども園において、在籍する１号認定の幼児を対象に、教育時間の前後または長期休業日等に実施しています。

また、急な用事が発生した家庭や、育児疲れによる負担軽減が必要とされる家庭のための一時預かり事業も実施しています。

［今後の方向性］継続

子育て家庭の状況に応じ柔軟に対応できる一時預かり事業の利用促進を図りながら、今後も継続して取り組んでいきます。

③延長保育事業

担当課等	こどもみらい課子育て支援係

［事業内容］

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園等で保育を実施します。

認定こども園や地域型保育施設において、在籍する２・３号認定の乳幼児を対象に実施しています。

［今後の方向性］継続

子育て家庭の状況に応じ柔軟に対応できる延長保育事業の利用促進を図りながら、今後も継続して取り組んでいきます。

④病後児保育事業

担当課等	こどもみらい課かほくあい子育てセンター・ひなの子育てセンター

［事業内容］

病気の回復期にある子どもを保育施設の付設の専用スペース等で看護師と保育士が一時的に預かります。

病後児保育施設「すくすく」と「のびのび」において病後児保育を実施しています。

［今後の方向性］継続

令和６年度より町内の病後児保育施設利用者の給食代を無料とし、今後も継続して実施していきます。

病児保育施設は町内にはありませんが、山形連携中枢都市圏内の施設を利用できるため、子育て家庭に周知していきます。

⑤放課後児童健全育成事業

担当課等	教育委員会学校教育課教育振興係

［事業内容］

主に保護者が就労等により昼間は家庭にいない小学生に、適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全育成を図ります。

［今後の方向性］継続

待機児童は出ていませんが、利用のニーズは年々増加傾向にあります。

⑥児童育成支援拠点事業

新規

担当課等	教育委員会学校教育課教育総務係、こどもみらい課こども家庭センター

［事業内容］

養育環境等の課題（家庭や学校に居場所がない、不登校等）を抱える主に学齢期の児童を対象として、児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えるとともに児童や保護者への相談等を行います。

［今後の方向性］新規

今後事業の実施について検討を行っていきます。

⑦親子関係形成支援事業

新規

担当課等	こどもみらい課こども家庭センター

［事業内容］

子育てに悩みや不安を抱えている保護者等に対し、親子間の適切な関係性の構築を目的とし、子どもの発達の状況等に応じた支援を行います。

［今後の方向性］新規

今後事業の実施について検討を行っていきます。

⑧乳幼児等通園支援事業

新規

担当課等	こどもみらい課子育て支援係

［事業内容］

すべての子育て家庭に対して、働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用することができます。

［今後の方向性］新規

今後事業の実施について検討を行っていきます。

⑨産後ケア事業

担当課等	こどもみらい課こども家庭センター

［事業内容］

産後４か月未満の母子に対して、助産師等による心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができるよう支援します。

［今後の方向性］拡大

利用できる医療機関の拡大を検討します。また「アウトリーチ型」の実施について検討し、産後の子育て支援体制の充実を図ります。

（４）その他の地域子ども・子育て支援事業

①子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

担当課等	こどもみらい課総合子育て支援センター

［事業内容］

子育ての手助けがほしい人（依頼会員）、子育てのお手伝いをしたい人（提供会員）、両方を兼ねる人（両方会員）に会員登録していただき、子育てのサポートを提供する相互援助活動を行います。

［今後の方向性］継続

町民への広報や、事業の拡大を図りながら、今後も継続して取り組んでいきます。

②子どもを守るネットワーク機能強化事業

担当課等	こどもみらい課こども家庭センター

［事業内容］

児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応のため、要保護児童対策協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の調整機関や関係機関等の職員の専門性強化、同ネットワーク構成員の連携強化等に取り組みます。

［今後の方向性］継続

虐待を受けている子どもを始めとする要保護児童の早期発見や適切な保護のために、地域ネットワークの調整機関として、引き続き訪問による情報収集・関係機関との情報共有を行い、円滑な連携・協力を確保していきます。

③妊婦健康診査事業

担当課等	こどもみらい課こども家庭センター

［事業内容］

全妊婦に対して妊婦健康診査受診票を交付し、妊婦の健康保持及び増進を図るための健康診査、母児ともに健全な状態で、妊娠・分娩を終了するための必要に応じた医学的検査を推進し、母体及び胎児の異常の早期発見に努めます。

［今後の方向性］継続

今後も必要な健康診査を受診できるように、受診票交付を継続していきます。

④実費徴収に係る補足給付を行う事業

担当課等	こどもみらい課子育て支援係

［事業内容］

低所得で生計が困難である者等の子どもが、特定教育・保育等または特定子ども・子育て支援を受けた場合に、保護者が支払うべき実費徴収に係る費用の一部を補助します。

［今後の方向性］継続

今後の動向等をみながら、事業の実施について検討を行います。

⑤多様な事業者の参入促進・能力活用事業

担当課等	こどもみらい課子育て支援係

［事業内容］

地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設等の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制を構築し、小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動を利用する幼児の保護者の負担軽減を図ります。

［今後の方向性］継続

今後の動向等をみながら、事業の実施について検討を行います。

３．子育て支援のネットワークづくり

①子育て支援センター運営事業

担当課等	こどもみらい課総合子育て支援センター・かほくあい子育てセンター・ひなの子育てセンター

［事業内容］

どんがホール内の「総合子育て支援センター」、かほくあいこども園併設の「あい子育てセンター」、ひなのこども園併設の「ひなの子育てセンター」では、子育て中の親子にふれあいの場を提供するとともに、育児中の保護者の育児に関する相談や子育てサークルの支援を行っています。

［今後の方向性］継続

子育て支援センターの充実を図り、育児相談や子育てサークルの育成、子育て情報の提供を行っていきます。

②つどいの広場運営事業

担当課等	こどもみらい課総合子育て支援センター

［事業内容］

主として０歳から３歳までの子どもを育てる保護者に精神的な安定をもたらし、子育ての負担感の解消を図るため、親子が気軽に集い交流できる場を提供しています。

［今後の方向性］継続

引き続き親子の交流の場を図る場を提供します。

③多目的子ども空間運営事業

担当課等	こどもみらい課総合子育て支援センター

［事業内容］

どんがホール内の多目的子ども空間にて、主として３歳から就学前までの親子が気軽に集い、交流できる場を提供しています。仲間と触れ合えるイベントの開催や安心して遊べる空間づくりを行っています。

［今後の方向性］継続

引き続き多目的こども空間の利用促進を図り、安全・安心な子育て支援を推進します。

④子育て支援団体ネットワーク構築事業

担当課等	こどもみらい課総合子育て支援センター

［事業内容］

毎週火曜日に行っている育児サークル「どんぐり」の活動を支援しています。

［今後の方向性］継続

団体の会員数が減少していますが、引き続き子育て支援団体との連携を図り、ネットワークづくりを推進します。

⑤子育てＮＰＯ法人支援事業

担当課等	こどもみらい課総合子育て支援センター

［事業内容］

子育てに関するＮＰＯ法人等への支援を行います。

［今後の方向性］継続

引き続き子育てに関するＮＰＯ法人等への支援を行います。

基本目標２　子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

１．子どもの「生きる力」の育成に向けた学校教育の整備

①中・高校生等による子育てふれあい体験事業

担当課等	こどもみらい課子育て支援係、教育委員会学校教育課教育総務係

［事業内容］

高校生の子育てふれあい体験や、中学生が卒業した小学校に出向いて朝のあいさつ運動を実施しています。

［今後の方向性］継続

教育課程内で計画・実施できるようにマッチングするのが困難な状況であるため、実施可能な範囲で中学・高校生等が認定こども園や幼稚園、放課後児童クラブ等の小学生とふれあい子育て体験ができる機会を提供していきます。

２．家庭や地域の教育力の向上

①男女共同参画啓発事業

担当課等	こどもみらい課こども家庭センター、 くらし応援課若者・女性・町民総活躍推進室移住・定住・交流推進係

［事業内容］

町民に対する子育て等に関する男女共同参画教育の広報啓発を行います。
母子健康手帳交付時、父子健康手帳（家事や子どもへの関わり等記載）も一緒に交付し、子育て等における男女共同参画意識の啓発を行っています。

［今後の方向性］継続

今後も町広報誌や各種講演会の開催等を通じて子育て等に関する男女共同参画意識の啓発に努めていきます。

②家庭教育に関する相談体制構築事業

担当課等	こどもみらい課こども家庭センター・総合子育て支援センター・かほくあい子育てセンター・ひなの子育てセンター、教育委員会学校教育課教育総務係

［事業内容］

子育てセンター等で子育てに関する相談に随時対応したり、学校において主に学級担任が、家庭教育に関する保護者からの相談を受けています。

［今後の方向性］継続

子育て中の親が、家庭教育に関して気軽に相談できる体制を整備し、相談しやすい環境を整えて継続して取り組んでいきます。

③民生委員・児童委員活動事業

担当課等	健康福祉課社会福祉係・こどもみらい課子育て支援係・こども家庭センター

［事業内容］

民生委員・児童委員による要保護・準要保護対象者に係る手続きの協力や主任児童委員による施設訪問をこどもみらい課こども家庭センターと連携しながら行っています。

［今後の方向性］継続

今後もこども家庭センターや学校・保育施設等と連携を図っていきます。

④子ども会育成会支援事業

担当課等	教育委員会生涯学習課生涯学習係

［事業内容］

新型コロナウイルスが５類に引き下げられた令和５年度に「爽やかサイクリング」を再開し、参加者の子どもたちが楽しむことができる事業を行っています。

［今後の方向性］継続

事業への参加者が極端に少ないことや、事業のマンネリ化から、令和６年度からは２つのイベントを廃止し、新たにデイキャンプのイベントを企画・実施しています。

子どもの数が減少していくなか、会の在り方を検討していくとともに、子どもたちが楽しめるようなイベント等を企画・実施する等、今後も子ども会育成会の充実を図り、支援を継続して行います。

⑤家庭・学校・地域連携事業

担当課等	教育委員会学校教育課教育総務係、教育委員会生涯学習課生涯学習係

［事業内容］

令和４年度から、これまでの「学校支援地域本部」から「地域学校協働本部」に名称を変更し、一方的な学校への支援を行うのではなく、地域と学校がお互いに支え合おうという「協働」を重視して取り組んでいます。

令和５年度は、町内の団体からの依頼で、地域の人々と子どもたちとの交流の場を開催する等、協働活動に基づいて事業を行っています。

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進し、「社会に開かれた教育課程」を実現するために、地域コーディネーターが地域人材を学校とつないだり、地域と協働した学習の場を設けたりしています。

［今後の方向性］継続

地域と子どもの関係が希薄化しないよう、引き続き地域学校協働活動の交流等を通して、子どもたちの郷土愛の醸成や、地域の人々の、学校活動への積極的な参加を促します。

今後も地域人材の発掘を進め、学校と地域の連携・協働をいっそう推進し、家庭・学校・地域が連携を図り、子どもの健全育成に努め、地域学校協働活動に基づき地域と学校の連携を図っていきます。

⑥青少年育成町民会議活動支援事業

担当課等	教育委員会生涯学習課生涯学習係

［事業内容］

青少年育成町民会議の理事を中心に、いじめ防止標語の募集・選定や、谷地どんがまつりの際の巡回等を実施しています。

［今後の方向性］継続

引き続き、青少年育成町民会議の活動を継続し、いじめ防止標語の募集・選定や、谷地どんがまつりの際の巡回等を通して、健全な青少年の育成のために取り組んでいきます。

また、近年における青少年の非行等は目視できるものではなく、インターネット上等、目に見えないところでの犯罪が増えているため、時代に合った取組としてどのようなことが会としてできるのか、検討していきます。

３．子どもたちが健やかに育つ環境の整備

①学校施設活用事業

担当課等	教育委員会学校教育課教育総務係・教育振興係 教育委員会生涯学習課生涯学習係・スポーツ振興係

［事業内容］

放課後の居場所づくりで学校施設を利用しているのは、谷地南部小学校と谷地西部小学校の２校で、それ以外は地区センターと町民体育館を使用しています。また、令和６年度からは、放課後児童クラブが谷地中部小学校を利用しています。

スポーツ少年団は年間を通して学校施設を利用しており、団体に加えて個人の利用もあります。

［今後の方向性］継続

学校施設の利用はまだ十分には進んでいませんが、今後も継続して取り組んでいきます。

ハードソフト両面での条件整備を進め、体育館・グラウンド等に加え校舎の開放や谷地中部小を使用した放課後児童クラブの活動や放課後子ども教室の利用等、子どもたちのニーズに沿った内容・実施場所を検討していきます。

また、学校施設の貸し出し業務を学校の教職員が担っているケースがあるため、教職員以外の人が担えるようにしていきます。

基本目標３　妊産婦・母親及び乳幼児等の健康確保と増進

１．子どもと母親の健康支援

①不妊治療支援事業

担当課等	こどもみらい課こども家庭センター

［事業内容］

不妊治療費補助事業として、公的医療保険適用となる生殖補助医療に１回あたり上限５万円、回数制限のために保険診療外となった生殖補助医療に１回あたり上限 20 万円（通算３回まで）助成を行っています。

［今後の方向性］継続

令和４年度から生殖補助医療が公的医療保険適用となったことに伴い、令和５年度に事業内容の見直しを行い、不妊治療にかかる経済的な負担の軽減を図っています。
今後も妊娠を望む夫婦の経済的負担が軽減され、不妊治療に臨めるように支援を行っていきます。

②母子健康手帳交付事業

担当課等	こどもみらい課こども家庭センター

［事業内容］

妊娠届出時に対面で母子健康手帳を交付し、活用方法や重要性等を啓発しています。

［今後の方向性］継続

今後も、対面での母子健康手帳交付を継続し、妊娠届出時に母子健康手帳の活用方法、重要性等を説明するとともに、妊娠届出の必要性と母子健康手帳の重要性を啓発していきます。

③乳幼児健康診査事業

担当課等	こどもみらい課こども家庭センター

［事業内容］

乳幼児期における発達発育の確認のため、３～４か月児、９～10 か月児、１歳６か月児、３歳児を対象に健康診査を行っています。
各健康診査は年 6 回実施しています。

［今後の方向性］拡大

今後は、１か月児健康診査と５歳児健康診査についても実施していきます。

④幼児歯科健康診査事業

担当課等	こどもみらい課こども家庭センター

［事業内容］

１歳６か月児健診、２歳児歯科健診、３歳児健診にてフッ素塗布を行っています。

［今後の方向性］拡大

むし歯有病率は、減少傾向にありますが、今後も１歳６か月児健診、２歳児歯科健診、３歳児健診時、フッ素塗布を行い、むし歯有病率のさらなる減少を図ります。今後は、５歳児健診時のフッ素塗布についても実施していきます。

２．食育の推進

①妊産婦･乳幼児食育推進事業

担当課等	こどもみらい課こども家庭センター･健康福祉課健康づくり係

［事業内容］

出産前からの適切な食生活を支援し、乳幼児期からの望ましい食習慣の定着を図るため、妊産婦や子育て家庭を対象とした食に関する情報の提供を推進します。
妊産婦や子育て家庭を対象として、面談を行う機会を利用し、食や発育に応じた情報提供を行うとともに、食生活改善推進協議会等と協議しながら啓発･推進を行っています。

［今後の方向性］継続

今後も継続して、母子健康手帳の交付時や、赤ちゃん訪問、健診の場等で、発育に応じた情報提供を行うとともに、食生活改善推進協議会等と協議しながら食育の啓発･推進に努めていきます。

３．思春期保健対策の充実

①思春期保健対策支援事業

担当課等	教育委員会学校教育課教育総務係

［事業内容］

学校教育のみで解決できない問題が多いため、教育委員会、学校、児童相談所、適応指導教室、スクールカウンセラー、教育相談員等が連携して、不登校や問題行動にみられる心の健康問題に対し取り組んでいます･

［今後の方向性］継続

今後も関連する団体、スタッフとの連携をより密にし、対応が必要なケースに向き合っていくことで、多面的に問題解決を図っていきます。

②思春期健康教育推進事業

担当課等	教育委員会学校教育課教育総務係

［事業内容］

喫煙や飲食、薬物使用等の有害性について健康教育を推進するとともに、心身の健康づくりに必要な知識や適切な生活習慣を身につけるために、警察や薬剤師と連携し、問題行動未然防止教室や薬物乱用防止教室を開催したり、給食の時間や家庭科、学級活動の時間等に食育をテーマに適切な生活習慣の大切さを学ぶ機会を設けたりしています。

［今後の方向性］継続

今後も各機関と連携を図りながら、食育等の健康教育の充実を図ります。

４．小児保健･医療の充実

①予防接種推進事業

担当課等	健康福祉課健康づくり係

［事業内容］

予防接種手帳の配布、個別の接種勧奨を行っています。

［今後の方向性］継続

今後も継続して、予防接種手帳の配布や、健診時の情報提供及び個別の接種勧奨を行い、接種率の向上に努めていきます。

②小児医療体制充実支援事業

担当課等	健康福祉課健康づくり係

［事業内容］

地域医療体制及び救急医療体制の機能強化のため、関係機関等との連携を強化し、救急･休日･夜間診療体制の整備等、きめ細かな医療サービスが受けられるよう取り組んでいます。

［今後の方向性］継続

今後も救急･休日･夜間診療体制を維持できるよう、関係機関の連携を強化するよう努めていきます。

基本目標４　特別な支援を必要とする児童・家庭への支援

１．児童虐待及び非行防止対策の充実

①関係機関との連携及び町における相談体制の強化

担当課等	こどもみらい課こども家庭センター、教育委員会学校教育課教育総務係

［事業内容］

町における子ども・子育てに関する相談体制は、「こどもみらい課」をはじめ、「学校教育課」の各行政機関のほか、各幼稚園、認定こども園及び小中学校等において、子どもに関わる相談ができる体制になっています。これら相談体制により、子どもが安心して社会生活を送ることができるよう環境整備に努めています。

一時保護等の実施が適当と判断した場合や児童相談所の専門性や権限を要する場合には、児童相談所長等への通知を行うほか、児童相談所に適切に援助を求めつつ、県と相互に協力して、児童虐待による死亡等の重大事故の発生を防ぐ体制を構築しています。

［今後の方向性］継続

こども家庭センターが中心となり、学校や保育施設、県等の関係機関と連携しながら相談体制を構築しています。また、子育て支援係等との情報共有により支援の必要な方の早期発見に努めています。

県費による SSWC（スクールソーシャルワーク・コーディネーター）を配置し、家庭状況の把握や必要な指導・支援を、関連機関と連携して推進することができていますが、県費の予算が減少となり、配当時間が 1/2 になっています。

今後もこども家庭センターが中心となり、相談体制の強化に努め、適切な支援を行っていきます。

よりきめ細やかな支援体制を構築するために、SSWC をはじめ、関連機関が情報共有をより継続的、計画的に進めていく必要があります。県の状況により県からの支援が縮小しているため、町独自で SSWC を任用できるか検討していきます。

②発生予防、早期発見、早期対応等

担当課等	こどもみらい課こども家庭センター

［事業内容］

虐待の予防・早期発見及び体罰によらない子育てを推進するために、ポスター・チラシを掲示したり、各施設や家庭訪問等で配布して広く啓発に取り組んでいます。

また児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応等のため、健康診査や保健指導等の母子保健活動や地域の医療機関等との連携、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）の実施等を通じて、妊娠、出産及び育児期に養育支援を必要とする子どもや妊婦の家庭を早期に把握するとともに、特に支援を必要とする場合には、養育支援訪問事業等への速やかかつ適切な支援につなげる等、各関係機関との連携を図り、児童虐待の発生予防・早期発見に努めています。

［今後の方向性］継続

今後も虐待予防への周知に努め、早期発見、見守りの強化を行っていきます。

また、児童福祉、母子保健の各担当が日頃から緊密な連携を図るとともに、医療機関とも効果的な情報の提供及び共有を行い、連携体制を強化していくとともに、地域資源や児童委員をはじめ「地域の力」を活用して児童虐待の防止に努めていきます。

③要保護児童対策地域協議会推進事業

担当課等	こどもみらい課こども家庭センター、教育委員会学校教育課教育総務係

［事業内容］

毎月の要保護児童対策地域協議会定例会のほか、必要に応じて個別ケース検討会を開催し、適切な対応に努めています。
また協議会を通じて、配慮が必要な児童生徒、家庭に対し、適切な対応を行っています。

［今後の方向性］継続

引き続き、各関係機関と連携し、適切に運営できるよう体制を整えます。
さらに要保護児童対策地域協議会における児童虐待防止ネットワーク機能を強化し、要保護児童の適切な保護を図ります。

④児童虐待防止推進事業

担当課等	こどもみらい課こども家庭センター、教育委員会学校教育課教育総務係

［事業内容］

児童虐待防止に対する関心を高め、児童虐待の未然防止や早期発見につながるよう周知を行っています。

［今後の方向性］継続

今後も児童虐待やDVに対する関心を高めるとともに、DV防止への周知に努め、虐待の防止、早期発見、見守りの強化を行っていきます。

⑤非行防止対策推進事業

担当課等	こどもみらい課こども家庭センター、教育委員会学校教育課教育総務係

［事業内容］

非行等の問題を抱える児童生徒に関する情報共有や警察や児童相談所からの情報提供により、関係機関と連携して対応しています。

［今後の方向性］継続

非行等の問題を抱える児童の立ち直り支援や保護者の子育て支援に対応するため、学校や関係機関との連携・協力等、連携強化に努めていきます。

２．ひとり親家庭への支援

①ひとり親家庭支援事業

担当課等	こどもみらい課子育て支援係、税務町民課国保医療係

［事業内容］

児童扶養手当手続時にひとり親家庭に対する各種の支援制度について案内を行っています。
また、ひとり親家庭の 18 歳以下の児童生徒とその親、または両親のいない 18 歳以下の児童生徒が医療機関等を受診した際の医療費を無償としています。

［今後の方向性］継続

引き続き児童扶養手当の支給、ひとり親家庭等医療給付事業等の経済的困窮に関する支援を推進します。

３．障がい児施策の充実

①障がい児支援体制強化事業

担当課等	こどもみらい課こども家庭センター、健康福祉課社会福祉係 教育委員会学校教育課教育総務係

［事業内容］

西村山地区自立支援協議会における情報共有や、相談支援事業所との連携体制をより強固にする等、情報交換を行い、連携を図っています。

［今後の方向性］継続

相談活動による成果が、サービス提供として表れており、今後も横断的な連携強化に努め、保健・医療・福祉・教育等の部署が連携を強化し、適切な相談活動ができるように努め、さらに取組を強化していきます。

②障がいの早期発見・相談事業

担当課等	こどもみらい課こども家庭センター

［事業内容］

乳幼児健診や関係機関との連携を通し、障がいの早期発見・支援に努めます。臨床心理士による発達相談を実施し、適切な支援を図り、障がいの早期発見により、適切な支援につなげます。

［今後の方向性］継続

３歳児健診や発達相談における臨床心理士の相談を通して、適切な支援につなげられるようにしていきます。

③特別児童扶養手当

担当課等	こどもみらい課子育て支援係

［事業内容］

障がいのある児童を養育している方に特別児童扶養手当を支給しています。

［今後の方向性］継続

引き続き、障がいのある児童を養育している方に特別児童扶養手当を支給し、福祉の増進を図ります。

基本目標５　子ども等の安全の確保

１．子どもの交通安全を確保するための活動の推進

①交通安全教育･指導体制推進事業

担当課等	防災危機管理課防災危機管理係、教育委員会学校教育課教育総務係

［事業内容］

スクールガードリーダーを中心にした通学、下校時の立哨指導体制が整っています。また、学校においては、教育課程内で交通安全教室を実施しています。

［今後の方向性］継続

学校、警察等関係機関との連携により、園児、児童、生徒及び保護者に対する交通安全教育と交通安全指導体制の充実を図っていきます。

交通安全教育は家庭での取組がもっとも効果的であるため、高齢者や子育て世代への意識の啓蒙や啓発方法について検討する必要があると思われます。今後は様々な機会や広報誌、チラシ等を活用し、引き続き家庭で交通安全教育に取組んでいただけるよう啓発していきます。

②通学路等整備事業

担当課等	都市整備課管理係、教育委員会学校教育課教育総務係

［事業内容］

関係各所との通学路合同点検を実施しています。
課題となったかは、道路状況を確認・検討し、計画的に対策を実施しています。

［今後の方向性］継続

通学路で課題となっている狭あい道路への対応として、グリーンベルトの設置や速度制限等を検討しています。

通学路点検での課題や対策の要望は、関係各所と協議・検討しながら、事故の未然防止に向け、計画的に対策を実施していきます。

③通学路等安全点検事業

担当課等	防災危機管理課防災危機管理係･空き家対策室空き家対策係、 都市整備課管理係、教育委員会学校教育課教育総務係

［事業内容］

河北町通学路安全プログラムに則り、関係各所との通学路合同点検を実施しています。課題となった箇所は、道路状況を確認・検討し、計画的に対策を実施しています。

また危険箇所の点検による交通安全施設の改善と合わせ、歩行者・運転者ともに交通マナーアップが必要であることから、地域における交通教室の開催や家庭での交通安全意識の啓発を行っています。

日常的に通学路の安全面に関する情報については、学校より情報提供をしてもらい、対応に努めています。

［今後の方向性］継続

通学路点検を実施し、危険指摘箇所の改善を進めていますが、狭あい道路の対応が課題となっており、今後も通学路等の安全点検を実施し、事故発生の未然防止に継続して取り組んでいきます。

また、冬期間の通学路等の安全点検等を実施し、児童・生徒の通学時の安全確保に努めます。

さらに、通学路上にある危険空き家に対する対応が急務となっています。

交通安全施設の改善については、優先順位をつけ、順次整備していきます。あわせて様々な機会、広報誌やチラシ等を活用し交通マナーアップの向上を啓発していきます。

２．子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

①子どものための犯罪等被害防止活動推進事業

担当課等	防災危機管理課防災危機管理係、こどもみらい課子育て支援係、 教育委員会学校教育課教育総務係

［事業内容］

学校運営協議会を核として、「地域とともにある学校」づくりを推進し、「地域の子供は地域で育てる」意識の啓蒙・高揚に取り組んでいます。

［今後の方向性］継続

地域を巻き込んだ体制づくりを引き続き推進するとともに、防犯カメラの設置を検討していきます。関係機関との連携を強化し、地域の子どもは地域で守るという意識及び体制づくりを推進します。

３．被害にあった子どもの保護の推進

①被害にあった子どもの保護及び支援推進事業

担当課等	こどもみらい課こども家庭センター、教育委員会学校教育課教育総務係

［事業内容］

犯罪やいじめ、虐待等の被害に遭った児童に対する各関係機関との連携を図り、児童相談所による一時保護に対し児童の情報提供を行っています。

［今後の方向性］継続

今後も、子どもが犯罪やいじめ、虐待等の被害に遭ったときには、一刻も早く救済され、そして立ち直っていけるよう、専門家や学校等の関係機関との連携により、きめ細かな支援に努めます。

基本目標６　子育てを支援する生活環境の整備

１．居住環境の整備

（１）良質な地域環境の確保

①遊具安全点検事業

担当課等	都市整備課管理係

［事業内容］

毎年、遊具安全点検を実施し、危険と判定されたものを修理・更新しています。また、公園施設長寿命化計画に基づき計画的に遊具の修繕等を実施しています。

［今後の方向性］継続

公園施設長寿命化計画と毎年の遊具安全点検の結果に基づき、計画的に修繕・更新を実施していきます。

（２）良質な居住環境の確保

①子育て世帯住宅改修事業

担当課等	都市整備課管理係

［事業内容］

子育て中の家庭が安心して住宅を改修できる環境を整えることを目指しています。

［今後の方向性］継続

河北町持家住宅促進事業費補助金制度により、子育て世帯への住宅の増改築等の支援を行いました。今後も補助金利用希望者のために十分な予算の確保に努めていきます。

２．経済的支援

①ひとり親生活支援手当

担当課等	こどもみらい課子育て支援係

［事業内容］

令和５年度より支給要件を緩和し、ひとり親家庭へのさらなる支援を図っています。
町民税非課税のひとり親世帯で賃貸住宅に住んでいる方に月額 3,000 円を支給しています。

［今後の方向性］継続

今後も町独自の支援として、継続して実施していきます。

②子育て医療費支援事業

担当課等	税務町民課国保医療係

［事業内容］

高校３年生までの子どもが医療機関等を受診した際の医療費を無償化します。

［今後の方向性］継続

今後も継続して高校３年生までの子どもの医療費を無償化していきます。

③学校給食費支援事業

担当課等	教育委員会学校教育課学校給食センター

［事業内容］

子育て支援の充実を図るため、学校給食費保護者負担金を町が全額支援しています。

［今後の方向性］継続

給食費保護者負担金の支援については、支援対象や支援額を拡大し取り組んできました。
給食の質や量を維持した上で給食の無償化を継続するため、国や県への要望等財源確保について議論していきます。

④高校生等通学助成事業

担当課等	くらし応援課生活環境･GX 推進係

［事業内容］

高校生等の通学費用の軽減を図るため、高等学校等に通学する子どもを持つ保護者が、山交バス株式会社が発行する通学定期券を購入した場合に、その半額（年額３万円を上限）を助成しています。
広報かほくで、４月、10 月、３月に掲載し周知を図っています。

［今後の方向性］継続

令和２年度から実施しており、令和５年度の実績は 33 件、701,000 円の申請となっています。令和５年度から算定方法を見直しており、利用は概ね計画通りに推移しています。
今後も保護者の負担減だけでなく、公共交通の維持･確保の面からも取組を継続していきます。

⑤かほく安心子育て応援事業

新規

担当課等	こどもみらい課子育て支援係

［事業内容］

子育てに係る経済的負担を軽減し、安心して子どもを産み育てることができる環境を整備し、河北町で子育てをする世帯を応援するため、出生時、小･中･高の学校入学時等に給付金を支給しています。

［今後の方向性］継続

今後も継続して実施していきます。

⑥副食費無償化事業

新規

担当課等	こどもみらい課子育て支援係

［事業内容］

すべての 3 歳以上児の副食費を無償化します。

［今後の方向性］継続

今後も継続して実施していきます。

⑦保育料軽減事業

新規

担当課等	こどもみらい課子育て支援係

［事業内容］

国及び県の無償化の対象とならない児童の保育料の負担軽減を行います。
また、届出保育施設を利用する児童の保護者が施設に支払った保育料と、河北町が設定する保育料との差額を助成します。

［今後の方向性］拡大

国や県の動向等をみながら、必要な支援を検討していきます。

3．情報提供

①子育て支援に関する情報提供

担当課等	企画財政課広報広聴・統計係・こどもみらい課子育て支援係・こども家庭センター

［事業内容］

町の子育てに関する取組や各種支援策について、妊娠届出時に配布する「子育てガイドブック」や、子育てアプリ、町ホームページ、メールマガジン、広報かほく等を通じて最新の情報を提供しています。
さらに、町が伝えたい情報と保護者等が必要とする情報が的確にマッチングする ICT 等の利用の方策を研究しながら、適時の情報発信に努めています。

［今後の方向性］継続

ガイドブックは２年に一度更新しています。また、妊娠中や子育てに役立つ情報をタイムリーに伝えられるよう、メルマガや子育てアプリを導入しており、アプリでは様々な相談対応や離乳食教室等の予約、予防接種のスケジュールの自動作成機能等もあり、町や保護者の事務的負担の軽減につながっています。
今後も様々な方法で情報発信していきます。

基本目標７　仕事と子育てとの両立の推進

１．多様な働き方の実現

①働きやすい職場環境の整備

担当課等	商工観光課かほく発信・ブランド推進室地域産業振興係

［事業内容］

住民一人一人がワーク・ライフ・バランスを実感できる環境づくりを進めるため、「やまがたイクボス同盟」に加盟し、かつ「やまがたスマイル企業認定制度」の認定を受けている企業に対する、雇用促進補助金の上乗せ支給を実施し、企業側の取組を間接的に支援しています。

また河北町商工会と連携し、町内企業の「やまがたイクボス同盟」への加盟と、「やまがたスマイル企業認定」取得へ向けての促進を図っています。

［今後の方向性］継続

今後も、教育・保育施設整備や地域子ども・子育て支援事業の充実等を通じて、住民一人一人がワーク・ライフ・バランスを実感できる環境づくりに向けて継続して取り組んでいきます。

②育児休業等制度の周知

担当課等	商工観光課かほく発信・ブランド推進室地域産業振興係

［事業内容］

山形労働局からのポスター・チラシを掲示し、事業主や住民への周知と意識啓発を図っています。

［今後の方向性］継続

企業等民間団体への制度の周知や行政機関においても育児休業等を取得しやすい職場環境の醸成に今後も継続して取り組んでいきます。

③ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発

担当課等	くらし応援課若者・女性・町民総活躍推進室移住・定住・交流推進係 商工観光課かほく発信・ブランド推進室地域産業振興係

［事業内容］

町では、町長を始めとする特別職・管理職が、すべての職員が心身ともに健康に働ける職場づくりのためのイクボス宣言をしました。また、町内にイクボスを増やすため企業や団体等へ働きかけ、誰もが働きやすい労働環境の改善に向けた各種啓発、情報提供に努めています。あわせて、子育て期間中を含めた男女双方の働き方の見直しを地道に問題提起しています。

具体的には「やまがたイクボス同盟」への加盟、「やまがたスマイル企業認定制度」の認定を受けている企業に対する雇用促進補助金の上乗せ支給の実施による企業側への間接的支援を行っています。

その他に「イクボス宣言」に加え、宣言者一人一人が、各自の具体的なイクボスの「行動宣言」を掲げ、実行につなげることを目標として取り組んだり、育児休業についてのアンケートを町内事業所の協力のもと実施するとともに、「やまがたイクボス同盟加盟企業・団体募集」のチラシを同封し、加盟実績の拡大を図ったりしています。

［今後の方向性］継続

今後も河北町商工会と連携し、町内企業の「やまがたイクボス同盟」への加盟と、「やまがたスマイル企業認定」取得へ向けての促進を図っていきます。

引き続き、ワーク・ライフ・バランスを図りながら、安心して働くことができるよう、男女共同参画意識の啓発に努めます。

④男性の積極的な育児参加推進事業

担当課等	商工観光課かほく発信・ブランド推進室地域産業振興係

［事業内容］

「やまがたイクボス同盟」に加盟し、かつ「やまがたスマイル企業認定制度」の認定を受けている企業に対する、雇用促進補助金の上乗せ支給を実施し、企業側の取組を間接的に支援しています。
また河北町商工会と連携し、町内企業の「やまがたイクボス同盟」への加盟と、「やまがたスマイル企業認定」取得へ向けての促進を図っています。

［今後の方向性］継続

今後も、子育てと仕事の両立は、男性の育児参加が必要不可欠であるため、その理解を深めるため企業に対して啓発を行っていきます。

⑤育児休業制度推進事業

担当課等	商工観光課かほく発信・ブランド推進室地域産業振興係

［事業内容］

山形労働局からのポスター・チラシを掲示し、事業主や住民への周知と意識啓発を行っています。

［今後の方向性］継続

今後も、町民や企業に対して、育児休業制度等に関する情報提供を行っていきます。

２．働き方の見直し

①多様な働き方推進事業

担当課等	商工観光課かほく発信・ブランド推進室地域産業振興係

［事業内容］

町内の企業、事業所に、子育て期にある社員に対して労働時間の弾力的な変更、柔軟な勤務体制等の子育て支援を働きかけています。
男性の家事・育児への参画促進のため山形県が取り組んでいる「やまがたイクボス同盟」への加盟や、同じく山形県が実施している「ワーク・ライフ・バランス」や「女性の活躍推進」に取り組む企業を応援する「やまがたスマイル企業認定制度」の認定取得に向けての、働きかけを行っています。

［今後の方向性］継続

今後も「やまがたイクボス同盟」に加盟し、かつ「やまがたスマイル企業認定制度」の認定を受けている企業に対する雇用促進補助金の上乗せ支給を実施し、企業側の取組を間接的に支援するとともに、河北町商工会と連携し、町内企業の「やまがたイクボス同盟」への加盟と、「やまがたスマイル企業認定」取得へ向けての促進を図っていきます。

②女性の再就職支援事業

担当課等	商工観光課かほく発信・ブランド推進室地域産業振興係

［事業内容］

職業安定所が管内で開催する就職相談会において、就業情報提供に努めています。

［今後の方向性］継続

女性の再就職を推進するために、職業安定所等関係機関と連携し、就職情報の提供や新しい就業形態の情報等を提供していきます。

第５章　子ども・子育て支援事業の確保の方策

１．教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保の方策

（１）教育・保育の量の見込み

			令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
１号	3～5 歳	教育	46 人	41 人	37 人	33 人	30 人
２号	3～5 歳	保育	185 人	168 人	151 人	134 人	123 人
３号	０歳	保育	34 人	33 人	31 人	30 人	28 人
	１歳	保育	41 人	42 人	41 人	39 人	38 人
	２歳	保育	50 人	40 人	42 人	40 人	39 人

（２）教育・保育の量の確保策

１）教育利用に対する確保策

①１号認定（３～５歳）・教育利用に対する確保策

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
見込み量	*46* 人	*41* 人	*37* 人	*33* 人	*30* 人
提供量	**69 人**	**69 人**	**69 人**	**69 人**	**69 人**
箇所数	**４か所**	**４か所**	**４か所**	**４か所**	**４か所**

出生数は減少傾向にあり、また教育利用希望者も減少傾向にあるものの、今後も一定の利用希望はあると予想され、認定こども園３園と私立幼稚園１園の利用定員を維持することで提供量を確保していきます。

２）保育利用に対する確保策

①２号認定（３～５歳）・保育利用に対する確保策

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
見込み量	*185* 人	*168* 人	*151* 人	*134* 人	*123* 人
提供量	**214 人**	**214 人**	**214 人**	**214 人**	**214 人**
箇所数	**３か所**	**３か所**	**３か所**	**３か所**	**３か所**

出生数は減少傾向にあるものの、共働き世帯の増加により利用ニーズは高まると予想されるため、認定こども園３園の利用定員を維持することで提供量を確保していきます。

②３号認定（０歳）・保育利用に対する確保策

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
見込み量	*34* 人	*33* 人	*31* 人	*30* 人	*28* 人
提供量	**27 人**	**27 人**	**27 人**	**27 人**	**27 人**
箇所数	**５か所**	**５か所**	**５か所**	**５か所**	**５か所**

出生数は減少傾向にあるものの、共働き世帯の増加により利用ニーズは高まると予想されるため、認定こども園３園及び小規模保育事業所２か所の利用定員を維持することで提供量を確保していきます。

③３号認定（１歳）・保育利用に対する確保策

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
見込み量	*41* 人	*42* 人	*41* 人	*39* 人	*38* 人
提供量	**52 人**	**52 人**	**52 人**	**52 人**	**52 人**
箇所数	**５か所**	**５か所**	**５か所**	**５か所**	**５か所**

出生数は減少傾向にあるものの、共働き世帯の増加により利用ニーズは高まると予想されるため、認定こども園３園及び小規模保育事業所２か所の利用定員を維持することで提供量を確保していきます。

④３号認定（２歳）・保育利用に対する確保策

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
見込み量	*50* 人	*40* 人	*42* 人	*40* 人	*39* 人
提供量	**66 人**	**66 人**	**66 人**	**66 人**	**66 人**
箇所数	**５か所**	**５か所**	**５か所**	**５か所**	**５か所**

出生数は減少傾向にあるものの、共働き世帯の増加により利用ニーズは高まると予想されるため、認定こども園３園及び小規模保育事業所２か所の利用定員を維持することで提供量を確保していきます。

2． 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保の方策

①利用者支援事業

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
確保策（提供量）	**４か所**	**４か所**	**４か所**	**４か所**	**４か所**

こども家庭センター（１か所）及び子育て支援センター（３か所）で引き続き事業を実施していきます。

②地域子育て支援拠点事業

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
見込み量	*21,493* 人日	*19,958* 人日	*19,702* 人日	*18,934* 人日	*17,911* 人日
確保策（提供量）	**21,493 人日**	**19,958 人日**	**19,702 人日**	**18,934 人日**	**17,911 人日**
箇所数	**４か所**	**４か所**	**４か所**	**４か所**	**４か所**

子育て支援センターを拠点として引き続き乳幼児及びその保護者の交流の場を提供していきます。

③妊婦健診事業

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
見込み量	*641* 人回	*617* 人回	*593* 人回	*570* 人回	*522* 人回
確保策（提供量）	**641 人回**	**617 人回**	**593 人回**	**570 人回**	**522 人回**

引き続き妊婦の健康維持のために必要な健康検査を実施していきます。

④乳児家庭全戸訪問事業

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
見込み量	*57* 人	*55* 人	*53* 人	*51* 人	*47* 人
確保策（提供量）	**57 人**	**55 人**	**53 人**	**51 人**	**47 人**

引き続き職員が乳児がいる家庭を全戸訪問し、乳児の健康状態や母親の心身状況の把握ができる体制を整えていきます。

⑤養育支援訪問事業

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
見込み量	*2* 人	*2* 人	*2* 人	*2* 人	*2* 人
確保策（提供量）	**２人**	**２人**	**２人**	**２人**	**２人**

引き続き養育に関する支援が必要な家庭を把握し、適時に適切な相談、助言、指導を行っていきます。

⑥子育て短期支援事業

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
見込み量	*2* 人日	*2* 人日	*2* 人日	*2* 人日	*1* 人日
確保策（提供量）	**2 人日**	**2 人日**	**2 人日**	**2 人日**	**1 人日**
箇所数	**3 か所**	**3 か所**	**3 か所**	**3 か所**	**3 か所**

町内にこのサービスを提供している事業所がないため、近隣市町村の事業所に委託し、必要な提供量を確保していきます。

⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

		令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
未就学児	見込み量	*79* 人日	*72* 人日	*67* 人日	*62* 人日	*58* 人日
	確保策（提供量）	**79 人日**	**72 人日**	**67 人日**	**62 人日**	**58 人日**
就学児	見込み量	*71* 人日	*65* 人日	*60* 人日	*54* 人日	*49* 人日
	確保策（提供量）	**71 人日**	**65 人日**	**60 人日**	**54 人日**	**49 人日**
	箇所数	**1 か所**	**1 か所**	**1 か所**	**1 か所**	**1 か所**

利用者ニーズ及び援助者の把握に努め、適切なサービスを提供できるよう事業を実施していきます。

⑧一時預かり事業

		令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）	見込み量	*6,868* 人日	*6,233* 人日	*5,597* 人日	*4,962* 人日	*4,569* 人日
	確保策（提供量）	**6,868 人日**	**6,233 人日**	**5,597 人日**	**4,962 人日**	**4,569 人日**
	箇所数	**4 か所**	**4 か所**	**4 か所**	**4 か所**	**4 か所**
上記以外	見込み量	*476* 人日	*437* 人日	*409* 人日	*376* 人日	*351* 人日
	確保策（提供量）	**476 人日**	**437 人日**	**409 人日**	**376 人日**	**351 人日**
	箇所数	**1 か所**	**1 か所**	**1 か所**	**1 か所**	**1 か所**

幼稚園（１園）、認定こども園（３園）、NPO 法人が実施する一時預かり事業を継続していきます。

⑨延長保育事業

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
見込み量	*99* 人日	*90* 人日	*85* 人日	*78* 人日	*73* 人日
確保策（提供量）	**99 人日**	**90 人日**	**85 人日**	**78 人日**	**73 人日**
箇所数	**5 か所**	**5 か所**	**5 か所**	**5 か所**	**5 か所**

認定こども園（３園）、小規模保育事業所（２園）で引き続き事業を実施していきます。

⑩病後児保育事業

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
見込み量	*127* 人日	*116* 人日	*109* 人日	*100* 人日	*93* 人日
確保策（提供量）	**127 人日**	**116 人日**	**109 人日**	**100 人日**	**93 人日**
箇所数	**2 か所**	**2 か所**	**2 か所**	**2 か所**	**2 か所**

引き続き現在の２か所で事業を実施していきます。

⑪放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

		令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
小１	見込み量	*51* 人	*45* 人	*39* 人	*39* 人	*34* 人
	確保策（提供量）	**51 人**	**45 人**	**39 人**	**39 人**	**34 人**
小２	見込み量	*71* 人	*53* 人	*47* 人	*40* 人	*41* 人
	確保策（提供量）	**71 人**	**53 人**	**47 人**	**40 人**	**41 人**
小３	見込み量	*44* 人	*50* 人	*38* 人	*34* 人	*29* 人
	確保策（提供量）	**44 人**	**50 人**	**38 人**	**34 人**	**29 人**
小１～３ 小計	見込み量	*166* 人	*148* 人	*124* 人	*113* 人	*104* 人
	確保策（提供量）	**166 人**	**148 人**	**124 人**	**113 人**	**104 人**
小４	見込み量	*33* 人	*26* 人	*30* 人	*22* 人	*20* 人
	確保策（提供量）	**33 人**	**26 人**	**30 人**	**22 人**	**20 人**
小５	見込み量	*24* 人	*27* 人	*22* 人	*25* 人	*18* 人
	確保策（提供量）	**24 人**	**27 人**	**22 人**	**25 人**	**18 人**
小６	見込み量	*16* 人	*14* 人	*15* 人	*12* 人	*14* 人
	確保策（提供量）	**16 人**	**14 人**	**15 人**	**12 人**	**14 人**
小４～６ 小計	見込み量	*73* 人	*67* 人	*67* 人	*59* 人	*52* 人
	確保策（提供量）	**73 人**	**67 人**	**67 人**	**59 人**	**52 人**
計	見込み量	*239* 人	*215* 人	*191* 人	*172* 人	*156* 人
	確保策（提供量）	**239 人**	**215 人**	**191 人**	**172 人**	**156 人**
	箇所数	**４か所**	**４か所**	**４か所**	**４か所**	**４か所**

児童数は減少傾向にあるものの、核家族化、共働き世帯の増加により利用ニーズは高まっていることから、現在の４か所で引き続き事業を実施していきます。

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

今後、必要と認める場合に実施について検討を行います。

⑬多様な事業者の参入促進･能力活用事業

今後、必要と認める場合に実施について検討を行います。

⑭子育て世帯訪問支援事業 新規

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
見込み量	*2* 人日	*2* 人日	*2* 人日	*2* 人日	*2* 人日
確保策（提供量）	**2 人日**	**2 人日**	**2 人日**	**2 人日**	**2 人日**

町内の事業所へ委託し、必要な世帯に対し支援を実施していきます。

⑮児童育成支援拠点事業 新規

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
見込み量	*1* 人	*1* 人	*1* 人	*1* 人	*1* 人
確保策（提供量）	**1 人**	**1 人**	**1 人**	**1 人**	**1 人**

利用児ニーズの把握に努め、適切な体制を整えていきます。

⑯親子関係形成支援事業 新規

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
見込み量	*1* 人	*1* 人	*1* 人	*1* 人	*1* 人
確保策（提供量）	**1 人**	**1 人**	**1 人**	**1 人**	**1 人**

利用者・利用児ニーズの把握に努め、適切な体制を整えていきます。

⑰妊婦等包括相談支援事業 新規

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
見込み量	*133* 回	*128* 回	*123* 回	*118* 回	*113* 回
確保策（提供量）	**133 回**	**128 回**	**123 回**	**118 回**	**113 回**

妊婦等の相談支援体制を整えていきます。

⑱乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） 新規

		令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
０歳	見込み量	*9* 人	*9* 人	*9* 人	*8* 人	*7* 人
	確保策（提供量）	**－**	**9 人**	**9 人**	**8 人**	**7 人**
１歳	見込み量	*9* 人	*9* 人	*9* 人	*9* 人	*8* 人
	確保策（提供量）	**－**	**9 人**	**9 人**	**9 人**	**8 人**
２歳	見込み量	*9* 人	*7* 人	*8* 人	*7* 人	*7* 人
	確保策（提供量）	**－**	**7 人**	**8 人**	**7 人**	**7 人**
計	見込み量	*27* 人	*25* 人	*26* 人	*24* 人	*22* 人
	確保策（提供量）	**－**	**25 人**	**26 人**	**24 人**	**22 人**

令和８年度からの事業開始に向けて、実施の方法を検討していきます。

⑲産後ケア事業

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
見込み量	*10* 人日	*10* 人日	*9* 人日	*9* 人日	*8* 人日
確保策（提供量）	**10 人日**	**10 人日**	**9 人日**	**9 人日**	**8 人日**

利用者ニーズ及び援助の把握に努め、適切なサービスを提供できるよう事業を実施していきます。

第６章　計画の推進

１．計画の推進体制

（１）子ども・子育て会議による進捗評価

本計画の実現に向けて、計画の進捗状況を子ども・子育て会議において把握し、毎年度点検・評価を実施していきます。

子ども・子育て会議では、計画内容と実際の利用状況や整備状況等を点検・評価し、かい離がある場合には都度修正を行っていきます。また、大きな修正・変更が必要になった場合は、計画の中間年を目安として計画の見直しを行います。

（２）庁内における進捗評価の体制

本計画に関わる事業は多岐にわたっているため、様々な分野において適切な取組を実施していくことが必要となります。

そこで、本計画については行政が一体となって子ども・子育て支援を推進する計画として位置づけ、計画の進行管理については、庁内の関係部局が、施策・事業等の進捗状況等の調整や情報交換等を密にし、各種施策の総合的な推進を行っていきます。

（３）関係機関等との連携

町では、子ども・子育て支援施策を総合的かつ計画的に推進するため、家庭、地域、企業及びＮＰＯ団体等がそれぞれの立場でその役割を認識し、相互に連携しながら、全町をあげて子ども・子育て支援に取り組みます。

本計画の推進にあたっては、総合的な取組が必要となるため、県及び、教育・保育施設や庁内の関係各課との連携・調整を図り、施策の推進に努めます。

（４）計画の周知

本計画は、子育てに係る関係者をはじめ、多くの住民の理解・協力が重要であることから、本町が活用している様々な媒体を通して、広く住民に知らせていきます。

また、子ども・子育て支援制度についてわかりやすく知らせていくことが、各種サービスの活用につながり、充実した子育てに結び付くと考えられるため、利用者の視点での情報提供に努めていきます。

２．関係者の役割

子ども・子育て支援事業計画を実現するためには、父母その他の保護者が子育てについて責任を有していることを踏まえていくとともに、社会のあらゆる分野の人々が、すべての子どもが健やかに成長できる社会を目指すという社会全体の目的を持つことが大切です。

また、子どもの育ち及び子ども・子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、それぞれの役割を果たすことが重要です。

＜保護者の役割＞

○子どもの行動及び人格形成について、もっとも大きな責任を有することを自覚し、愛情を持って、子どもに接するとともに、家族のきずな及びふれあいを大切にしながら、子どもの心身のよりどころとなる家庭づくりに努めます。
○子育てを通じて自ら学び、人として成長するとともに、子どもが基本的な生活習慣、社会のきまりを守る意識等の定着等、将来社会の一員として生きる力を身につけることができるように努めます。
○地域社会の一員として、子どもとともに、伝統行事、ボランティア活動等の様々な地域活動に取り組み、地域との関わりを大切にするよう努めます。

＜学校・認定こども園・幼稚園の役割＞

○就学児童の健やかな成長と生きる力を養う教育・体験の場が学校であるということを認識し、小学校は、認定こども園・幼稚園との連携を図りながら、実際の学校の姿や教育活動の目指す方向等について積極的に情報を提供していくことに努めます。
○地域や家庭と連携しながら子どもの成長を支援していきます。
○認定こども園・幼稚園での活動の中で大きな比重を占める遊びや体験活動は、小学校教育においても効果的に取り入れられていくべきで、その一層の工夫改善が期待されます。
○認定こども園・幼稚園では、卒園が近い時期に、小学校への入学を念頭に皆と一緒に教員や保育者の話を聞いたり、行動したりすることができるように指導することも必要です。こうした教育内容及び方法についての連携を進めていくためには、教員や保育者相互の交流や共同の研修の機会を増やし、相互の理解を深め、具体的な改善策をともに考えていきます。

＜放課後児童クラブの役割＞

○保護者が就労等により昼間は家庭にいない小学生に、適切な遊びや生活の場を与えて、行政と連携し、児童の健全育成に努めます。
○学校や地域、家庭と連携しながら子どもの成長を支援していきます。

＜地域の役割＞

○子どもの豊かな人間性が地域の人、自然、社会及び文化との関わりの中で育まれることを認識し、子育ての意義及び子ども・子育て支援の重要性について関心と理解を深めるとともに、地域における子育て支援に関する活動に積極的に参加するように努めます。
○暴力、犯罪及び事故等から子どもを守るため、常に子どもとその周囲の環境に配慮し、安全で安心な地域づくりに努めます。

＜企業・職場の役割＞

○企業や職場は、次世代育成に関する責務をともに担うという認識のもと、子育てをしている労働者が健康で、かつ仕事と生活が調和した働き方を確保できるよう、就業に関する環境整備等を積極的に推進し、子育てにやさしい環境づくりに向けた活動を展開することが必要です。

＜行政の役割＞

○子ども・子育て支援に関する施策を策定し、総合的かつ、計画的に実施します。
○住民、事業者及び教育・保育施設等が自主的かつ主体的に子ども・子育て支援に関する活動を推進することができるよう必要な支援を行います。
○施策の策定及び実施にあたって、町民、国、県その他の関係機関と相互に連携し、協働して取り組みます。

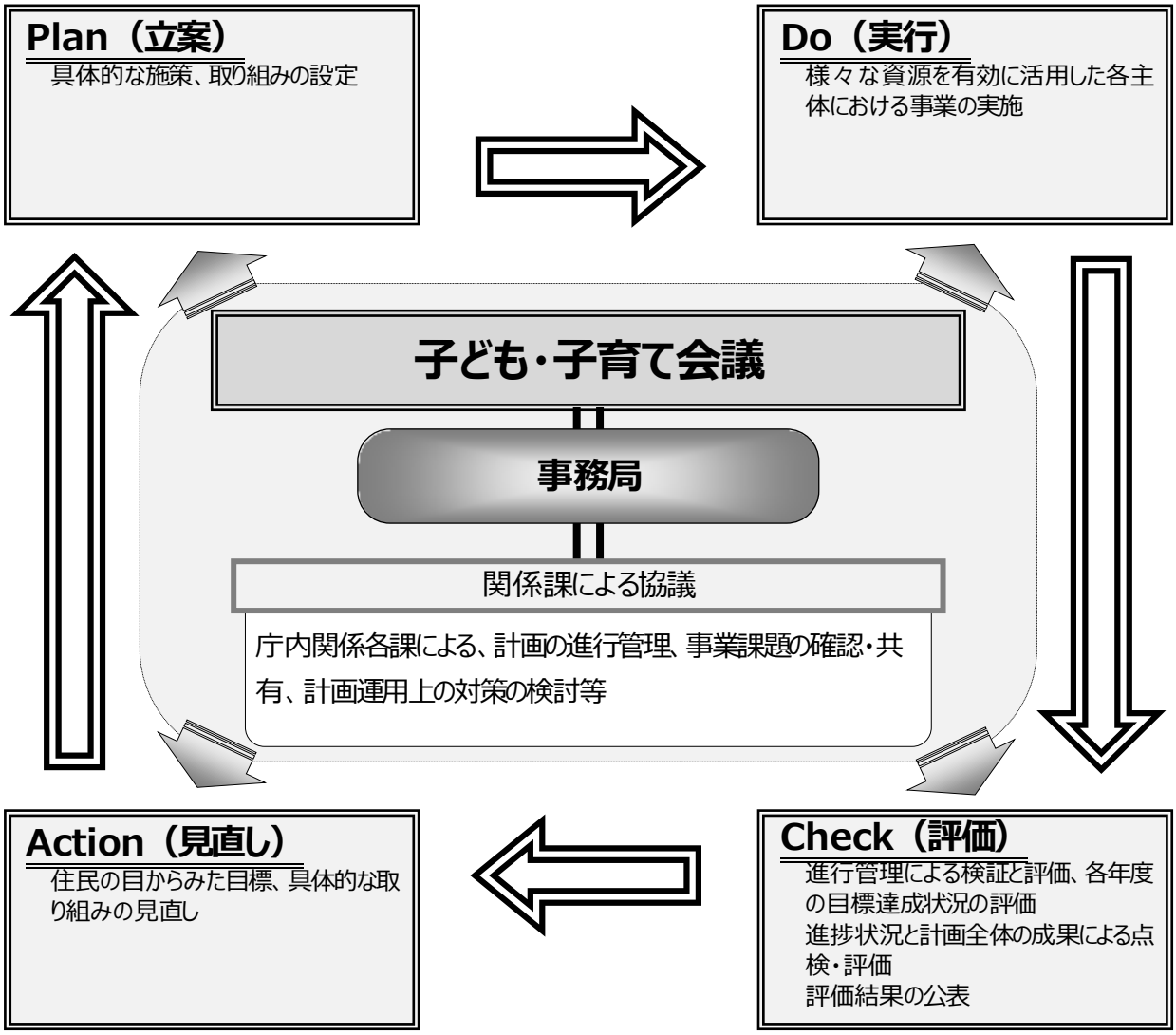
３．進捗評価の仕組み

本計画は、非常に具体的な事業から比較的抽象的で「構想」に近いものまで、様々な施策を内包しています。

また、子どもと子育て家庭、地域の様々な人々が、子どもの成長や子どもを取り巻く環境の変化に応じて発生する日々の課題に対応していくための計画であるため、計画自体が実際の状況に応じて柔軟に対応していくべきだと考えられます。

したがって、計画自体をより実効性のあるものにするためにも、また、計画の実施がその目的に照らして効果的であるかどうか等を検証するためにも、定期的に進捗を評価し、計画の見直しをしていくことが不可欠となります。

そこで、関係課において、子ども・子育てに関わる事業の実績について取りまとめ、事業の実施状況、事業実施に伴う課題等の整理を行い、子ども・子育て会議において、計画の評価、見直しを検討していくこととします。



○子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て会議等を活用し、毎年度、点検・評価・公表するように努めます。
○ホームページ等を活用し、本計画に基づく取組や事業の進捗状況を公表していくことで、住民への浸透を図ります。また、あらゆる機会で町民の意見を把握し、利用者目線を生かした施策・事業の推進を図ります。

資料編

１．計画策定の経緯

年月日	主な検討事項
令和６年１１月５日	○第１回河北町子ども・子育て支援事業計画策定会議 河北町第３期子ども・子育て支援事業計画（骨子案）について
令和６年１１月２１日	○第２回河北町子ども・子育て支援事業計画策定会議 河北町第３期子ども・子育て支援事業計画（骨子案）について
令和６年１２月１１日	○第１回河北町子ども・子育て会議 河北町第３期子ども・子育て支援事業計画（素案）について
令和６年１２月２３日	○厚生文教常任委員会 河北町第３期子ども・子育て支援事業計画策定（素案）について
令和７年１月３０日	○第３回河北町子ども・子育て支援事業計画策定会議 河北町第３期子ども・子育て支援事業計画策定（案）について
令和７年１月３１日	○第２回河北町子ども・子育て会議 河北町第３期子ども・子育て支援事業計画策定（案）について パブリックコメントの実施について
令和７年２月７日	○厚生文教常任委員会 河北町第３期子ども・子育て支援事業計画策定（案）について パブリックコメントの実施について
令和７年２月１２日 ～令和７年２月２８日	○パブリックコメント

２．河北町子ども・子育て会議委員

（１）河北町子ども・子育て会議委員

No.	役職名	氏 名	所 属	委嘱期間
1	委員長	砂 田　哲	河北町青少年育成町民会議	令和６年４月１日 ～令和８年３月３１日
2	委 員	岸　欽一	河北町 民生委員・児童委員協議会	令和６年４月１日 ～令和８年３月３１日
3	委 員	冨樫　所美	届出保育施設等	令和６年４月１日 ～令和８年３月３１日
4	委 員	渡部　美香	放課後児童クラブ	令和６年４月１日 ～令和８年３月３１日
5	副委員長	安達 いさ子	河北町幼児教育振興協議会	令和６年４月１日 ～令和８年３月３１日
6	委 員	長岡　五月	小中学校 PTA 母親委員会	令和６年４月１日 ～令和８年３月３１日
7	委 員	宮 部　卓	河北町小中学校長会	令和６年４月１日 ～令和８年３月３１日
8	委 員	石山　淳一	子育て世代の事業者	令和６年４月１日 ～令和８年３月３１日
9	委 員	宇 野　実	子育て世代代表	令和６年４月１日 ～令和８年３月３１日

（２）河北町子ども・子育て支援事業計画策定会議委員

No.	役職名	職 名	氏 名
1	会 長	副 町 長	河 内 耕 治
2	副会長	教 育 長	板 坂 憲 助
3	委 員	総 務 課 長	須 藤 俊 一
3	委 員	防災危機管理課長	真 木 秀 章
5	委 員	くらし応援課長	日下部 敦 子
6	委 員	健康福祉課長	矢 作 勲
7	委 員	商工観光課長	軽 部 広 文
8	委 員	都市整備課長	土 方 一 郎
9	委 員	学校教育課長	宇 野 勝
10	委 員	生涯学習課長	秋 場 弘 昭



河北町公式マスコットキャラクター　べにのすけ

第３期
河北町子ども・子育て支援事業計画

令和７年３月

編集	河北町こどもみらい課 〒９９９－３５１１ 山形県西村山郡河北町谷地戊81 ＴＥＬ：０２３７－７３－２１１１（代表）